

(仮称) 郡山市こども計画

計画書素案

令和6年12月時点

郡山市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 本市のこどもをとりまく施策の動向	2
第3節 計画の性格と位置づけ	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の対象	4
第6節 計画の策定体制	4
第2章 現状と課題	9
第1節 郡山市の現状	9
第2節 第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの評価	36
第3節 郡山市の課題	40
第3章 計画の基本的な考え方	44
第1節 基本理念	44
第2節 基本的方針	45
第3節 施策の体系	48
第4章 施策の展開	50
第1節 I ライフステージを通じた重要事項	50
第2節 II ライフステージ別の重要事項	61
第3節 III 子育て当事者への支援に関する重要事項	69
第5章 本市の数値目標等	73
第1節 計画期間内における児童の推計	73
第2節 教育・保育提供区域	74
第3節 教育・保育の量の見込み及び確保方策	77
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	82
第6章 計画の推進	98
第1節 計画の進行管理・評価方法	98
第2節 関係機関との連携強化	98
資料編	99
第1節 郡山市子ども・子育て会議	99
第2節 児童憲章	101
第3節 郡山市子ども条例	102
第4節 郡山市保育・幼児教育ビジョン	104
第5節 子ども・若者育成支援公民協働ワークショップ	105

「こども」の表記について

本計画では、原則としてひらがなの「こども」で統一しています。

ただし、法令等に基づき「子ども」等と定義しているもののほか、本市における事業名称などの固有名詞については、漢字を用いて表記しています。

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や社会保障費の増加、地域社会の活力低下など、将来にわたる課題となっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、2023（令和5）年は1947（昭和22）年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚化・晩婚化や共働き世帯の増加、また、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

こうした背景のもと、国では、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくために『こども基本法』を2022（令和4）年6月に公布、2023（令和5）年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、同年12月には『こども大綱』と『こども未来戦略』が策定されました。

郡山市（以下「本市」という。）においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、2015（平成27）年3月に『郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』、2020（令和2）年3月に『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』を策定し、『子どもの想い』を第一に考えるまち「こおりやま」を基本理念とし、本市に暮らすすべてのこどものすこやかな成長と子育て中の保護者等を支援できるよう、各種取組を進めてきました。

一方、女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加が進んでいる中で、地域におけるコミュニティの希薄化や子育てに不安を抱える保護者の増加、保育ニーズの増大等、こどもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。また、児童虐待や不登校の増加、若者の自殺など、こども・若者や子育て当事者をめぐる様々な課題について、本市においても依然として解決すべき課題となっています。

この度、『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』が2024（令和6）年度で最終年度を迎えることから、近年のこどもを取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため、『子ども・子育て支援事業計画』、『こどもの貧困対策計画』、『子ども・若者計画』を一体化した『（仮称）郡山市こども計画』（以下「本計画」という。）を策定し、**社会経済情勢を踏まえ、限りある資源や予算、財政バランス等も考慮しながら、こどもや若者、子育て当事者等に関する課題の解決に向け、施策の実施に着実に取り組みます。**

すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本市の実情に即したこども施策を推進することにより、こどもや若者の権利を保障し、すこやかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目指します。

第2節 本市のこどもをとりまく施策の動向

本市においては、『子ども・子育て支援法』等に基づき、2015（平成27）年3月に『郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』を策定しました。

その後、2018（平成30）年3月に、こどもが心身ともにすこやかに成長し、自立できる社会の実現を目指して、「子どもを第一に考えるまちづくり」を推進する『郡山市子ども条例』を制定するとともに、2020（令和2）年3月からは『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』を策定（2021（令和3）年に一部見直し）しました。

『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』においては、こどもを「独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体」と捉えるとともに、「子どもを第一に考えるまち」を目指すため、『子どもの想い』を第一に考えるまち「こおりやま」を基本理念として定め、様々な取組を行ってきました。

■『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』における基本理念・基本的な視点

<基本理念> 「子どもの想い」を第一に考えるまち こおりやま
<基本的な視点> （1）子どもの最善の利益を尊重する視点 （2）社会全体で子育てを支援する視点 （3）切れ目なく子育てを支援する視点 （4）SDGsの視点 （5）セーフコミュニティの視点 （6）本市独自の視点（郡山市子ども条例、連携中枢都市圏）

また、本市においては、2018（平成30）年2月に、本市の最上位計画『郡山市まちづくり基本指針』を策定しています。従来の市民意識調査やパブリックコメントはもとより、市民の皆様が参加した市民会議「あすまち会議こおりやま」において話し合われた「想い」や「願い」、そして、将来起こり得る予見可能性の高い課題に対して、バックキャスト（※）の視点を取り入れたものであり、将来都市構想「みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山」の実現に向けて、各分野における具体的な取組項目と達成目標を定め、スピード感を持って取り組んでいます。

更に2021（令和3）年度には、公共計画後期の4年間について、市民会議「あすまち会議こおりやま」やパブリックコメントの実施により見直しを図っています。

この指針では、将来都市構想を実現するため、5つの大綱と横断的取組・基盤的取組を整理した「分野別将来構想」を定めており、その大綱Ⅲにおいて「学び育む子どもたちの未来」を掲げ、『郡山市人口ビジョン』で定める社会移動率及び合計特殊出生率の段階的改善に向けた取組を進め、子育て環境の更なる整備を目指すとともに、保育・教育の現場におけるデジタル化・DXを一層推進していくなど、次の時代を見据えた施策の充実を図っています。

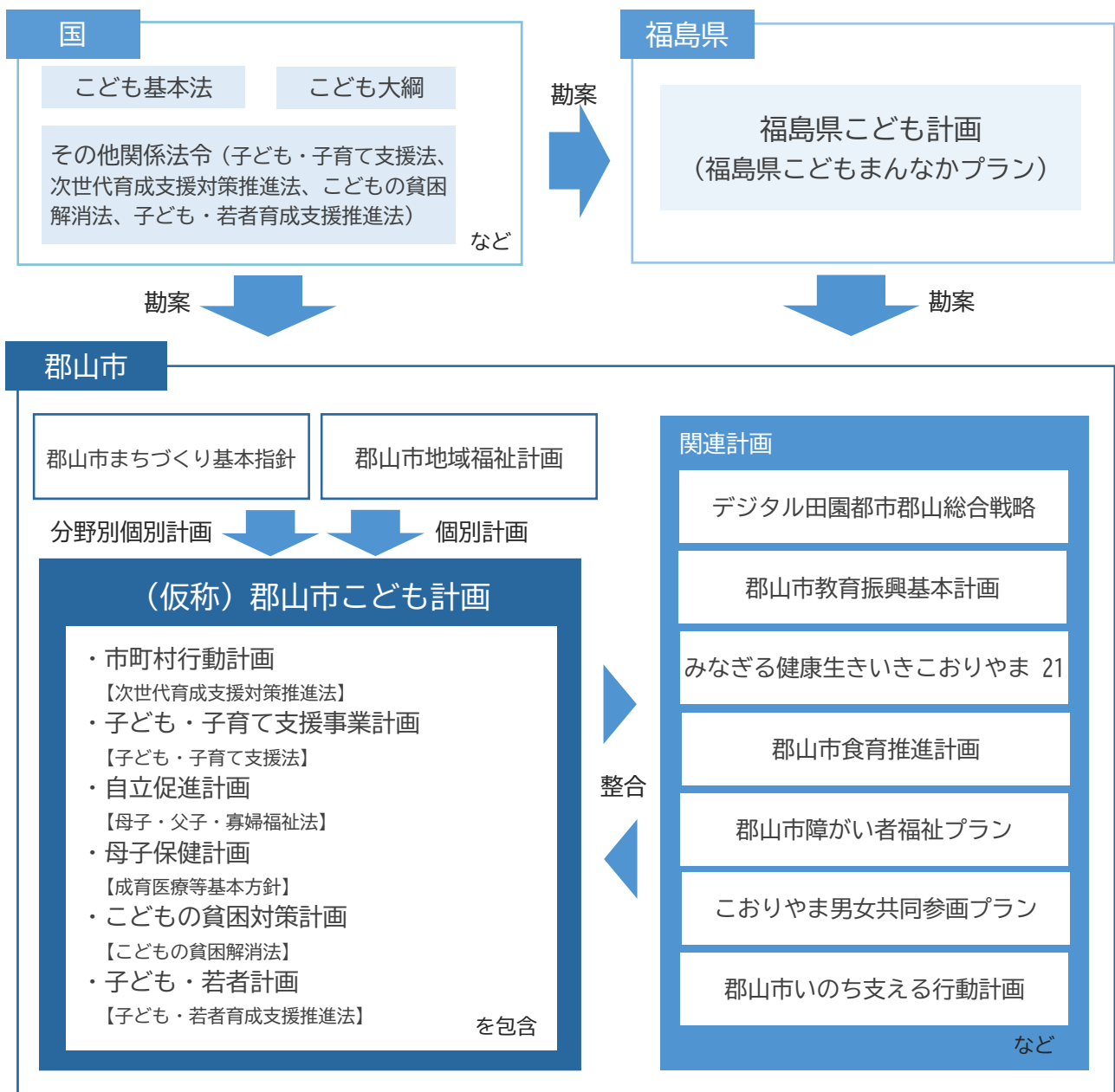
※バックキャスト…課題や目標から振り返って何をすべきか考える手法。未来からの発想法。

第3節 計画の性格と位置づけ

『こども基本法』第10条において、市町村は『こども大綱』『都道府県こども計画』を勘案して『市町村こども計画』を**定めるよう努めるもの**とされています。

また、本計画は『郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）』のこども・子育てに関連する分野別個別計画であると同時に、保健福祉分野の理念計画である『郡山市地域福祉計画』の個別計画でもあります。関連する個別計画との整合を図りながら、『こども大綱』及び『福島県こども計画』を勘案し、策定するものです。

■計画の位置づけ



第4節 計画の期間

本計画は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間の計画期間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

計画等	年度							
	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
S D G s 国際目標	2016（平成28）～2030（令和12）年度 持続可能な開発目標							
郡山市 まちづくり基本指針	～2025（令和7）年度			拡大版あすまちこおりやま ～2030（令和12）年度				
郡山市ニコニコ 子ども・子育てプラン	～2024（令和6）年度							
郡山市こども計画			2025（令和7）～2029（令和11）年度 計画期間					

第5節 計画の対象

本計画は、概ね18歳までの子どもとその家族、妊婦及び妊娠を希望する人並びに19歳～39歳の若者を中心に、地域社会を構成するすべての人を対象とします。

第6節 計画の策定体制

1. 子育てしやすい環境づくりアンケート（ニーズ調査）

本調査は、『（仮称）郡山市こども計画』の策定にあたり、国の『こども大綱』を勘案し、子育て世帯の意識と生活環境・子育てサービスの利用状況等を把握することを目的として実施しました。

① 調査対象

郡山市在住の未就学児、小学生を無作為抽出し、その保護者に回答を依頼

② 調査期間・方法

2024（令和6）年7月2日（火）～2024（令和6）年7月26日（金）

※集計には7月31日（水）までの回収票を含めています

郵送配布/郵送及びWEB回収（回答率を向上させるため、WEB回答を併用）

③ 回答状況

調査対象者	調査票配布数①	有効回答数②	有効回答率 ②／①
郡山市在住の未就学児の保護者	2,000 件	888 件	44.4%
郡山市在住の小学生の保護者	1,500 件	673 件	44.9%

2. こども・若者に関するアンケート調査

本調査は、『(仮称)郡山市こども計画』の策定にあたり、国の『こども大綱』を勘案し、市内のこども・若者を取り巻く状況を把握することを目的として実施しました。

① 調査対象

郡山市在住の10～14歳、15～39歳の市民を無作為抽出し、回答を依頼

② 調査期間・方法

2024(令和6)年7月2日(火)～2024(令和6)年7月26日(金)

※集計には7月31日(水)までの回収票を含めています

郵送配布/郵送及びWEB回収(回答率を向上させるため、WEB回答を併用)

③ 回答状況

調査対象者	調査票配布数①	有効回答数②	有効回答率 ②/①
郡山市在住のこども(10～14歳)	2,000件	815件	40.8%
郡山市在住の若者(15～39歳)	2,000件	519件	26.0%

3. ひとり親世帯等への調査の実施

こどもの貧困対策の基礎資料とするとともに、より効果的なひとり親世帯等への支援を検討するバックデータとするため、児童扶養手当の現況届提出の時期に合わせ、「ひとり親世帯等意向調査」を実施し、収入状況やいま抱えている不安、就業支援等のニーズについて把握を行いました。

① 調査対象

郡山市内に居住する児童扶養手当受給資格を有するひとり親世帯等

② 調査期間・方法

児童扶養手当現況届提出時の待ち時間を活用したアンケート調査(用紙、タブレット・スマートフォンからの回答)

調査年度	調査・集計期間
令和3年度	2021(令和3)年8月2日(月)～31日(火)
令和4年度	2022(令和4)年8月1日(月)～31日(水)
令和5年度	2023(令和5)年8月1日(火)～31日(木)

③ 回答状況

・児童扶養手当現況届提出の状況

調査年度	児童扶養手当 現況届対象者（人）	児童扶養手当 現況届提出済者（人）
令和3年度（2021（令和3）年8月31日現在）	3,188	2,877
令和4年度（2022（令和4）年8月31日現在）	3,073	2,762
令和5年度（2023（令和5）年8月31日現在）	2,975	2,649

・ひとり親世帯等意向調査の状況

調査対象者	調査対象者数 （人）	回答者数 （人）	紙回答者数 （人）	電子回答者数 （人）	回答率（％）
令和3年度	2,877	1,534	1,501	33	53.3
令和4年度	2,762	1,561	1,536	25	56.5
令和5年度	2,649	1,134	1,054	80	42.8

4. こどもの生活実態調査の実施

地域におけるこどもの生活・家庭環境の課題を把握し、課題解決に向けた仕組みづくりや、新たな事業構築などの対応策を検討するために、児童及び生徒並びにその保護者の生活状況を把握することを目的として実施しました。

① 調査対象

郡山市の全公立小中学校から、小学5年生・中学2年生本人、及び当該児童・生徒の保護者を無作為抽出し、回答を依頼

② 調査期間・方法

2022（令和4）年夏期（7月）学校単位での用紙配布、学校単位での回収

③ 回答状況

調査対象者	調査票 配布数①	有効 回答数②	有効回答率 ②／①	親子の回答を 紐づけできた数
郡山市の小学5年生本人	1,500 件	1,386 件	92.4%	1,315 件 (87.7%)
郡山市の小学5年生の保護者	1,500 件	1,395 件	93.0%	
郡山市の中学2年生本人	1,500 件	1,326 件	88.4%	1,320 件 (88.0%)
郡山市の中学2年生の保護者	1,500 件	1,335 件	89.0%	

5. 子ども・若者育成支援公民協働ワークショップ実施

自立への移行期である青年期特有の課題や、求められる施策の方向性などを議論し、行政・民間の相互理解による連携強化と、若者の支援を推進することを目的として実施しました。

	実施日時	目 的
第1回	2023（令和5）年11月14日	若者期特有の課題を洗い出す
第2回	2023（令和5）年12月21日	課題に対する理想の状態を考える
第3回	2024（令和6）年2月5日	分野ごとの理念作成
第4回	2024（令和6）年6月11日	青年期特有の課題分析
第5回	2024（令和6）年7月23日	課題に対する必要な取組を考える①
第6回	2024（令和6）年8月26日	課題に対する必要な取組を考える②
第7回	2024（令和6）年11月5日	施策の方向性をまとめる
第8回	2024（令和6）年11月29日	成果指標を考える

6. 家庭内保育ワークショップ実施

小学生以下の児童を幼稚園や保育所、児童クラブ等に預けることなく、家庭で保育している保護者の方の意識や環境、悩みや課題を把握し、郡山市における子育て支援施策の充実を図るため、座談会形式のワークショップを計2回開催しました。

	実施日時	主な議題
第1回	2024（令和6）年 8月20日	①在宅保育の現状と課題 在宅保育をしている中で感じる課題や悩みについて
第2回	2024（令和6）年 9月10日	②実現したい理想の未来 「子育てが楽しくなるまち郡山」に向けた理想の未来について ③理想と現実のギャップ 実現したい未来のために必要なサポートや仕組みについて

7. オンライン意見箱によるこども・若者の意見公募

こども・若者に関する幅広い施策に対し、施策の対象となる「こども」や「若者」から、ニーズや実情など広く意見を募集するため、2024（令和6）年7月1日から9月30日までの期間で「オンライン意見箱」を開設し、寄せられた意見を参考に計画案の策定を行いました。

8. 郡山市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもを取り巻く環境や実情を踏まえた計画とするため、こどもの保護者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者等で構成する「郡山市子ども・子育て会議」において、計画の内容を協議しました。

9. パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、2024（令和6）年12月27日から2025（令和7）年1月27日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 現状と課題

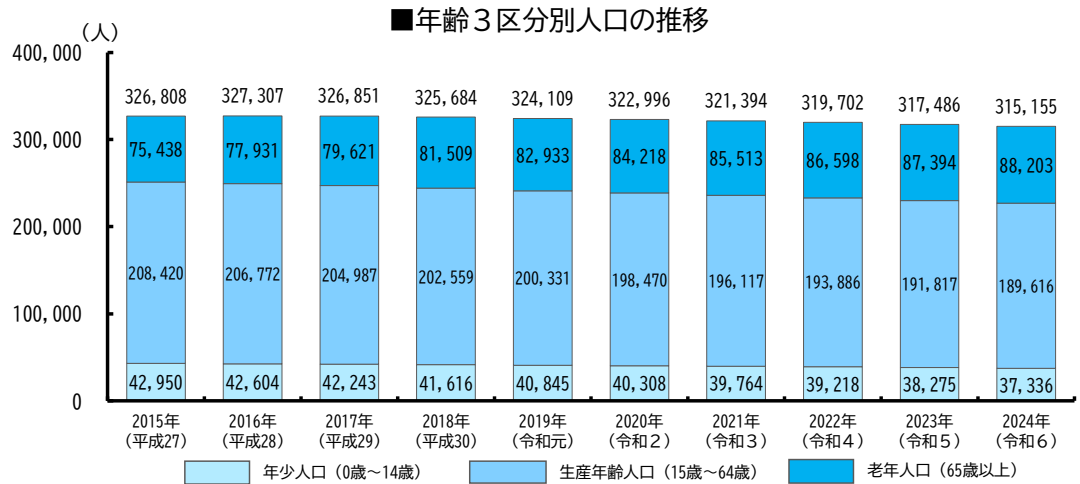
第1節 郡山市の現状

1 統計データからみる郡山市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

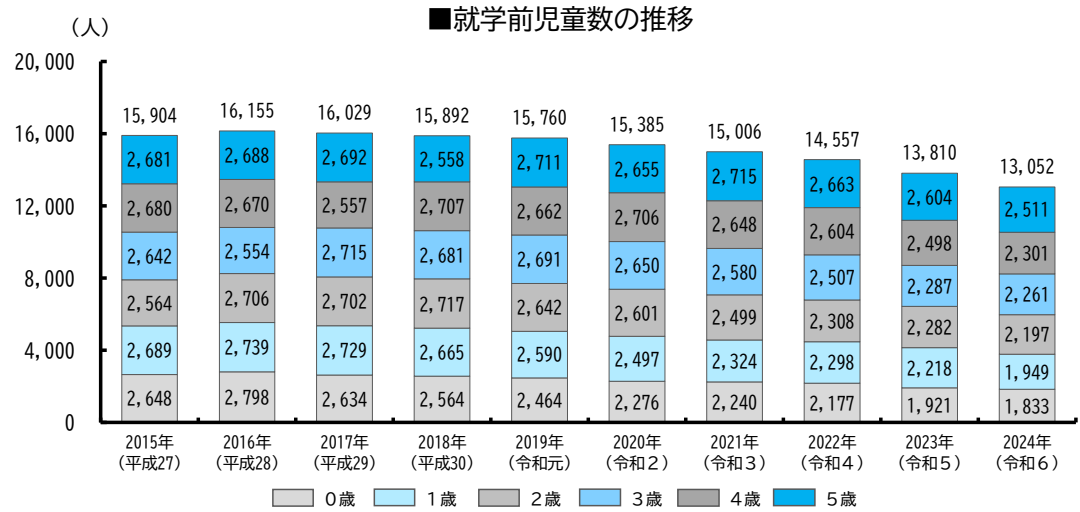
本市の人口推移をみると、2015（平成27）年以降は減少傾向となっており、2022（令和4年）以降は人口減少が加速して2,000人以上の減少となり、2024（令和6）年には315,155人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 就学前児童数の年齢別推移

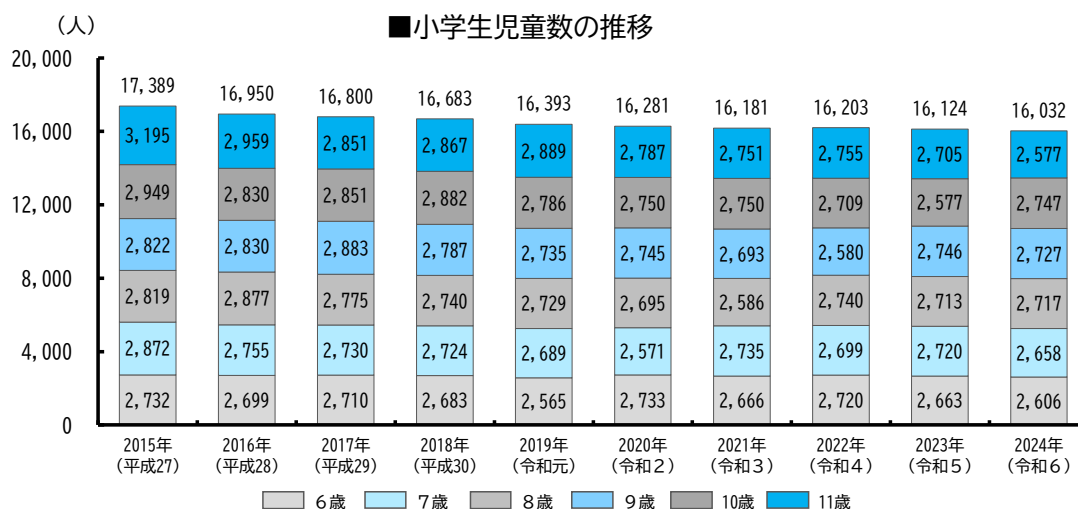
本市の0歳から5歳までのこどもの人口は減少傾向にあり、2024（令和6）年には13,052人となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

③ 小学生児童数の年齢別推移

本市の6歳から11歳までのこどもの人口は、0歳から5歳までと同様に減少傾向にあり、2024（令和6）年には16,032人となっています。

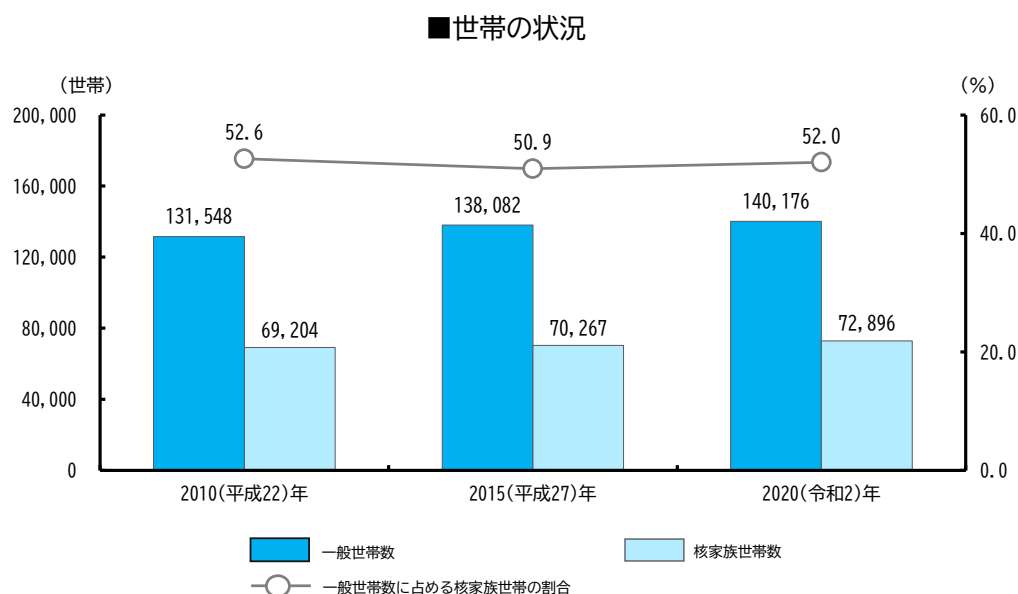


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は増加傾向にあり、2020（令和2）年で72,896世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は、2015（平成27）年に一旦減少しましたが、2020（令和2）年に再び増加しています。

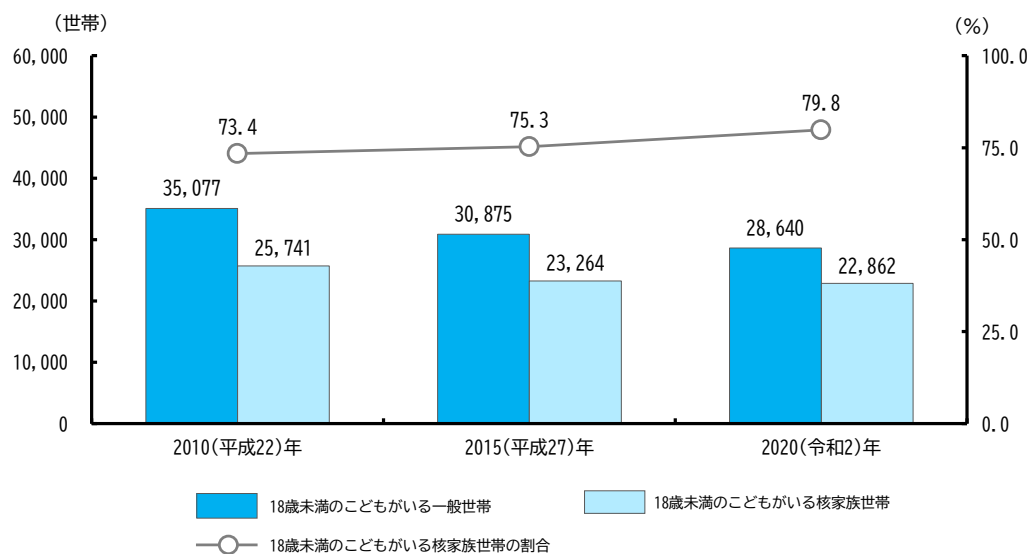


資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、2020（令和2）年で28,640世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。

■18歳未満の子どもがいる世帯の状況

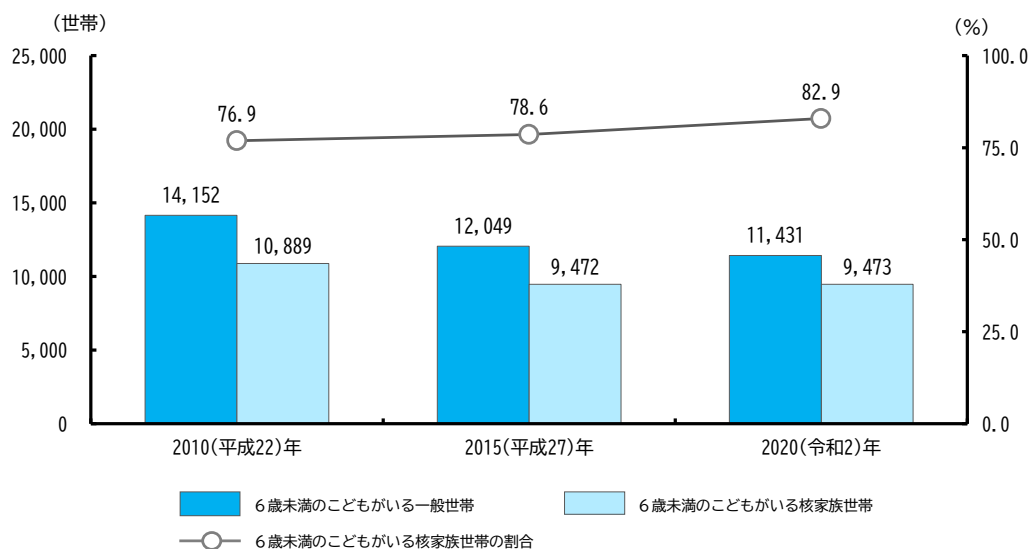


資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、2020（令和2）年で11,431世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。

■6歳未満の子どもがいる世帯の状況

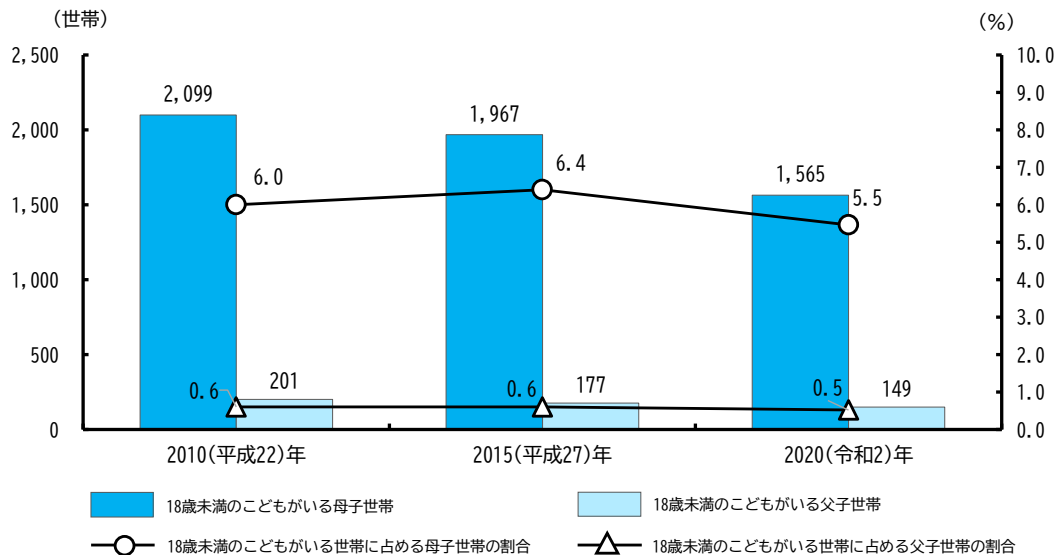


資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯数は減少しており、子どもがいる世帯に占める割合もともに減少しています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯数は減少傾向にあります。

■ひとり親世帯の推移



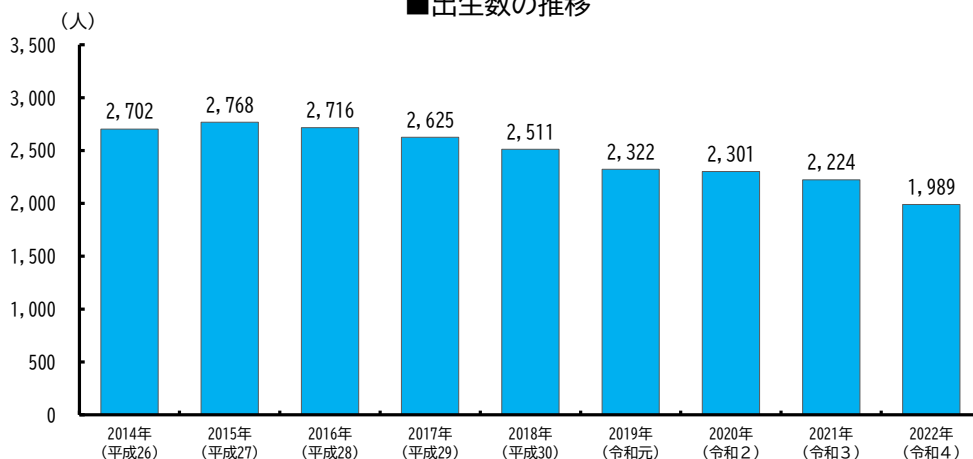
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は、2016（平成28）年以降は減少傾向にあり、2022（令和4）年には1,989人と過去最低の出生数となっています。

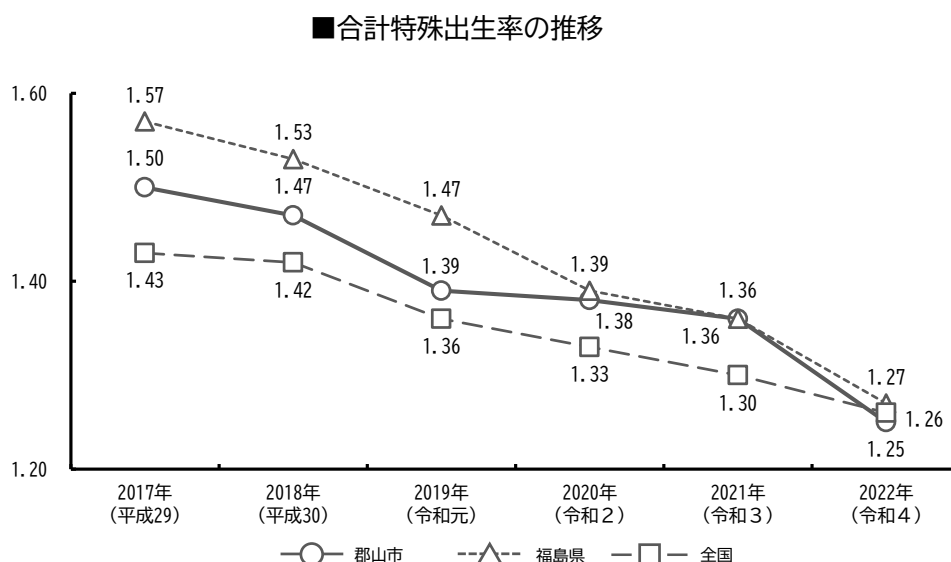
■出生数の推移



資料：厚生労働省 人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は2017（平成29）年から減少傾向をたどっており、2022（令和4）年では1.25と、国・県と同程度となっています。

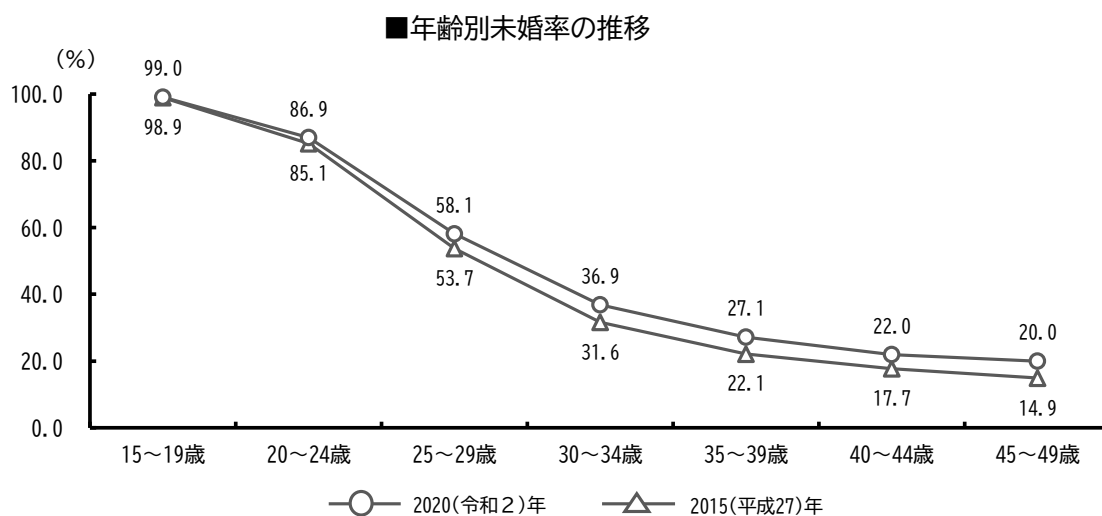


資料：厚生労働省 人口動態統計

（４）未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、2015（平成27）年に比べ2020（令和2）年では、全年齢において上昇しています。

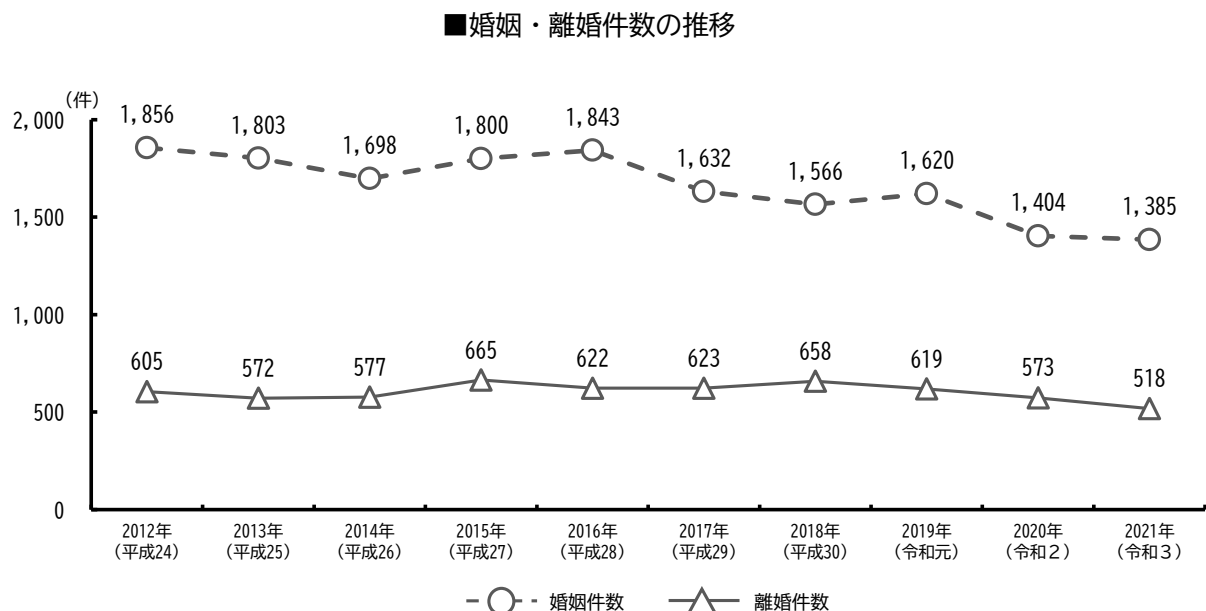


資料：国勢調査

② 婚姻・離婚件数の推移

婚姻については、2012（平成24）年には1,856件であり、以降は減少傾向で推移し、2021（令和3）年には1,385件（2012（平成24）年より471件減）となっています。

離婚については、650件超の年もありましたが、概ね600件前後で推移し、2021（令和3）年は518件とほぼ横ばい傾向となっています。

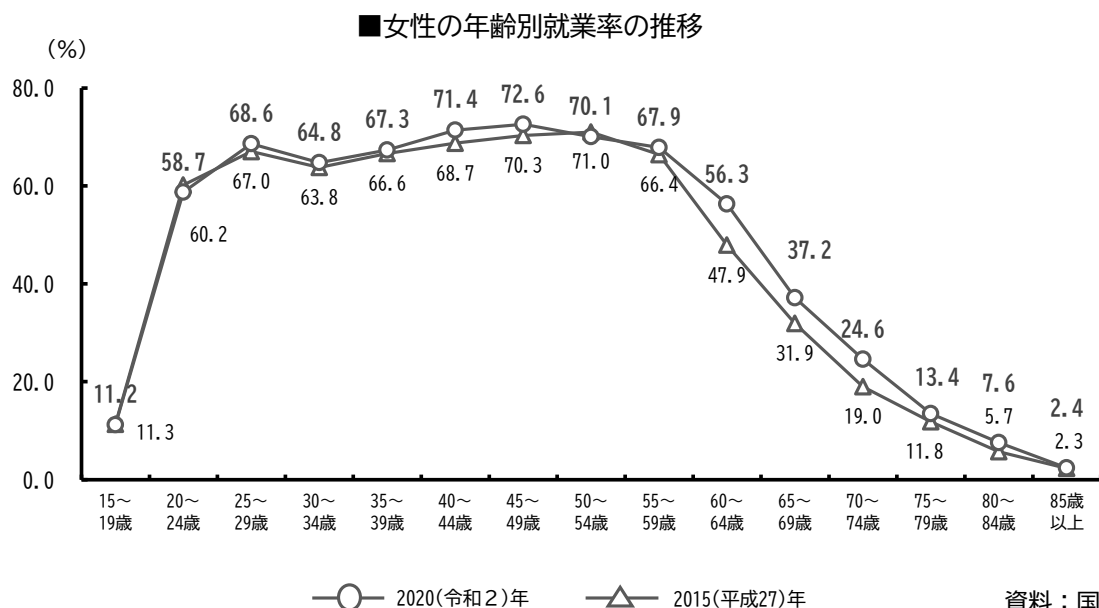


資料：福島県統計年鑑（各年12月31日）

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び上昇するM字カーブを描いています。2015（平成27）年と2020（令和2）年と比較すると、多くの年代で就業率が上昇傾向にあります。

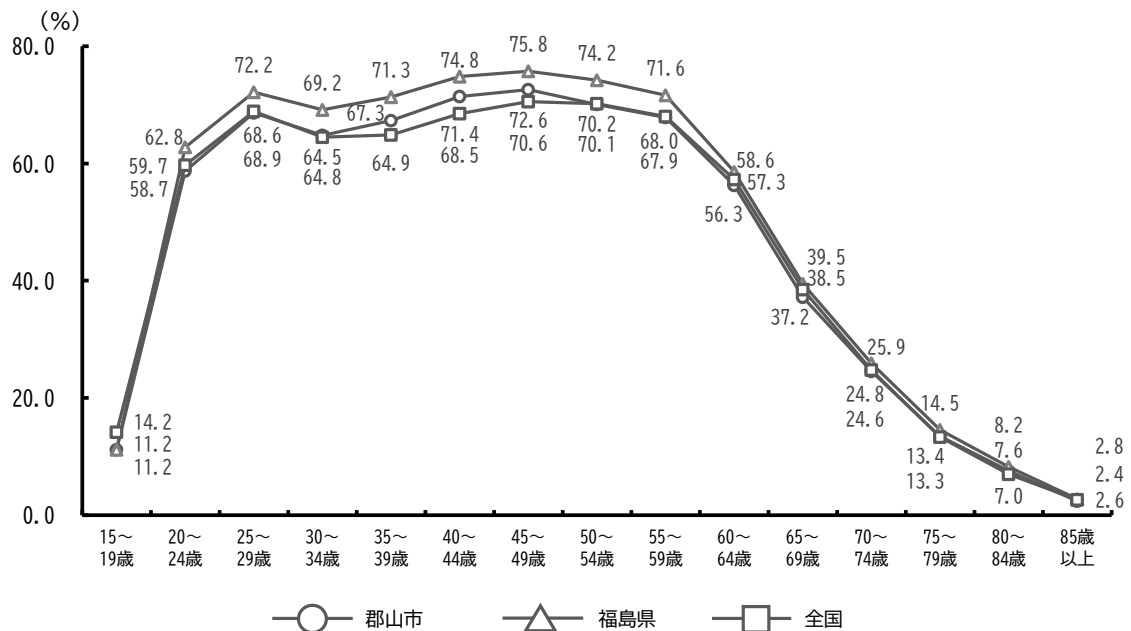


資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の2020（令和2）年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、全国よりは高い傾向にあるものの、福島県よりは低くなっています。

■女性の年齢別就業率（国・県比較）

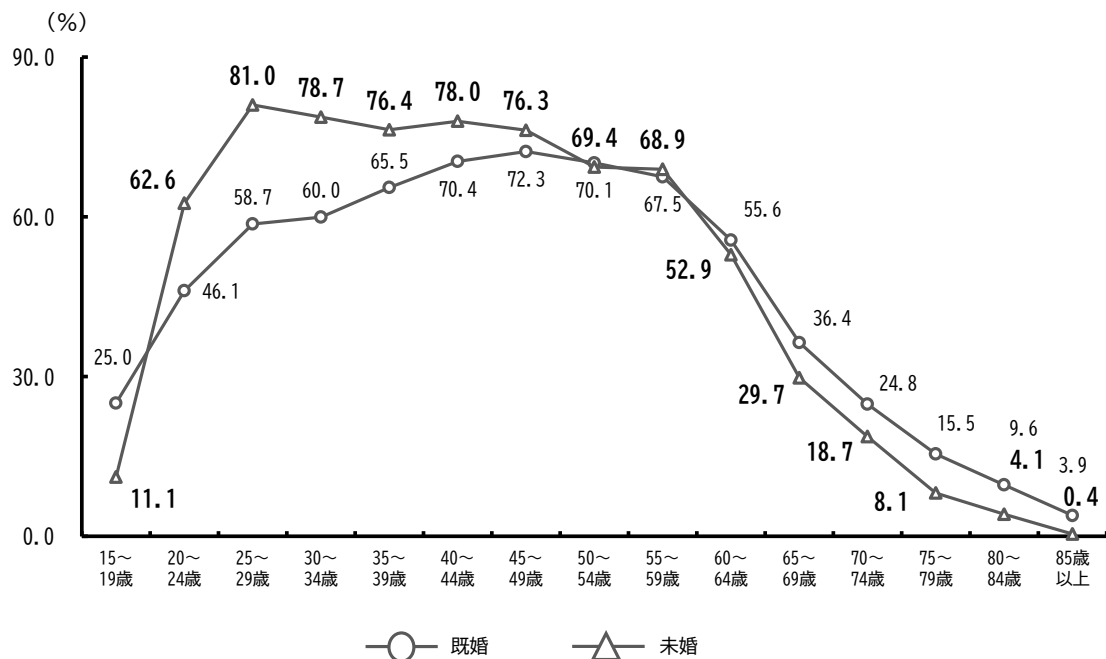


資料：国勢調査（2020（令和2）年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の2020（令和2）年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

■女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

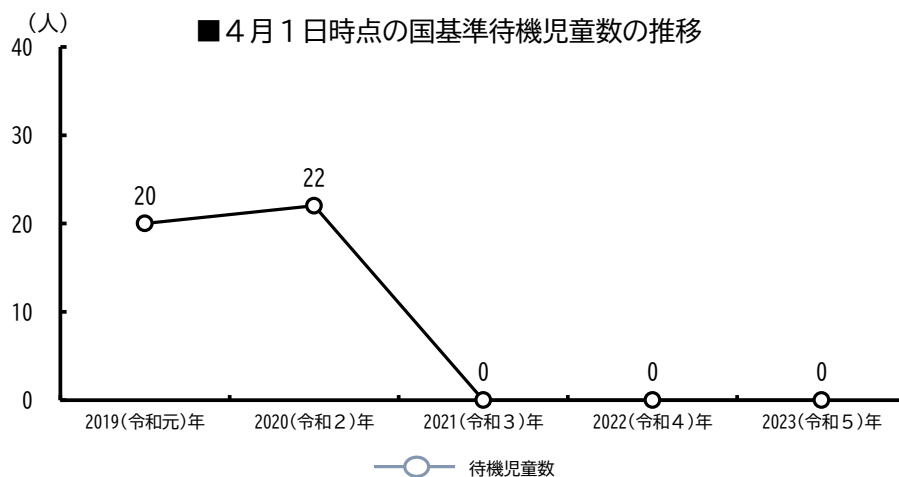


資料：国勢調査（2020（令和2）年）

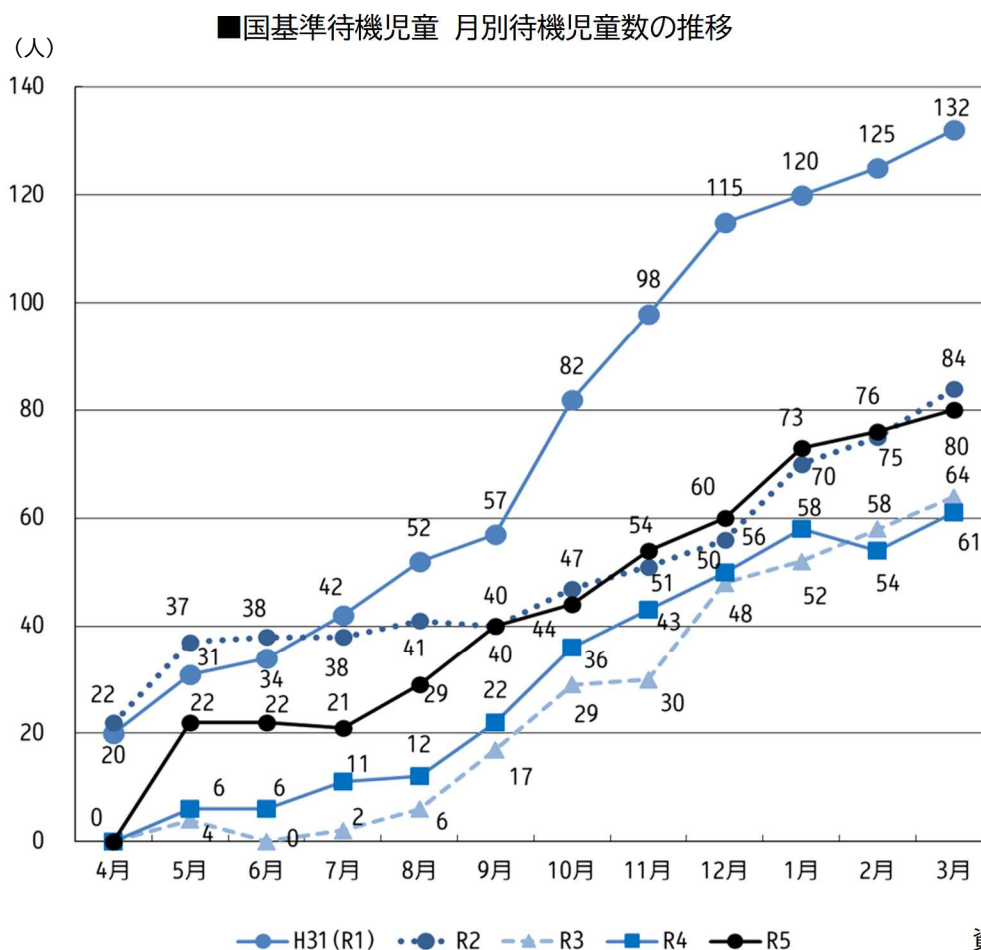
(6) 待機児童の状況

本市の国基準の待機児童数は、4月時点でみると2019（令和元）年度から減少を続け、2021（令和3）年度以降は0人となっています。

ここでいう待機児童数とは、「保育所等に入れなかったこどものうち、国で定める基準（他の施設に空きがあるが特定の施設のみを希望している等）に該当する児童を除いた児童数」をいいます。



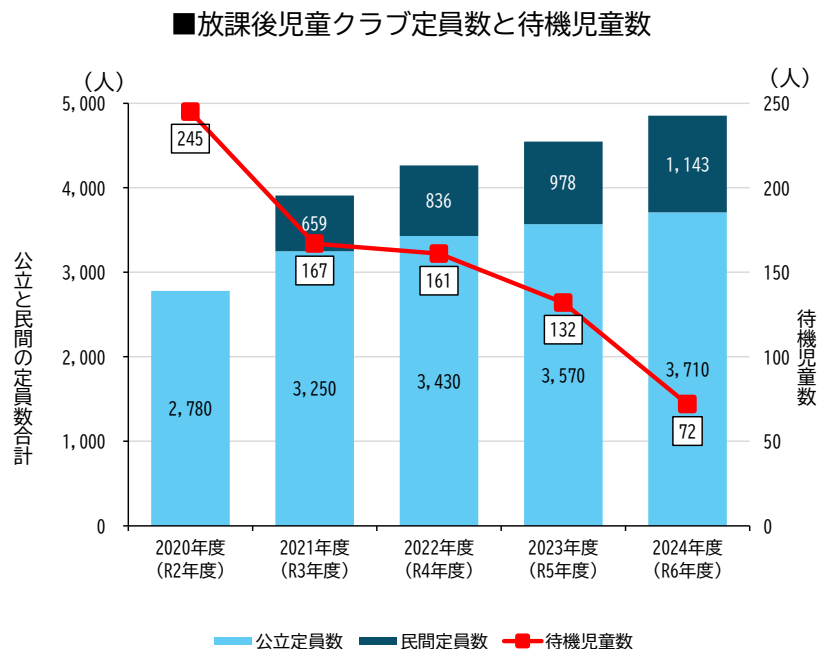
資料：郡山市



資料：郡山市

(7) 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブの状況は、2020（令和2）年度と比べて公立、民間ともに定員数が増加しています。それに伴って、待機児童数については、2020（令和2）年度と比べて2024（令和6）年度は3分の1以下に減少しています。



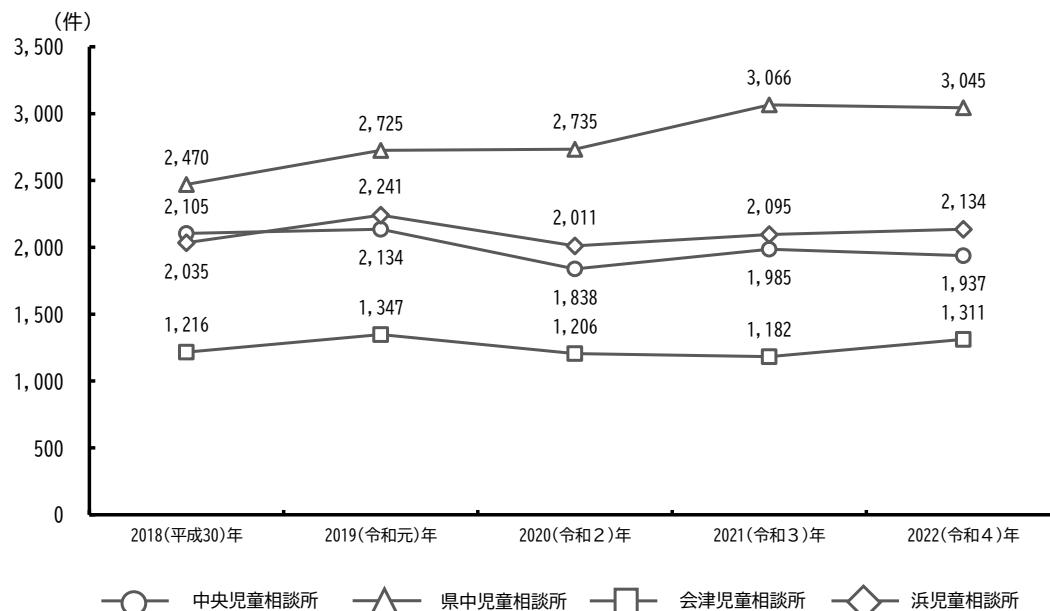
資料：郡山市

(8) 児童相談所の相談受付状況

① 県内児童相談所別相談受付件数の推移

福島県内の児童相談所別相談受付件数の推移をみると、県中児童相談所が最も多く、最も少ない会津児童相談所の2倍以上の相談受付となっています。

■県内児童相談所別相談受付件数の推移

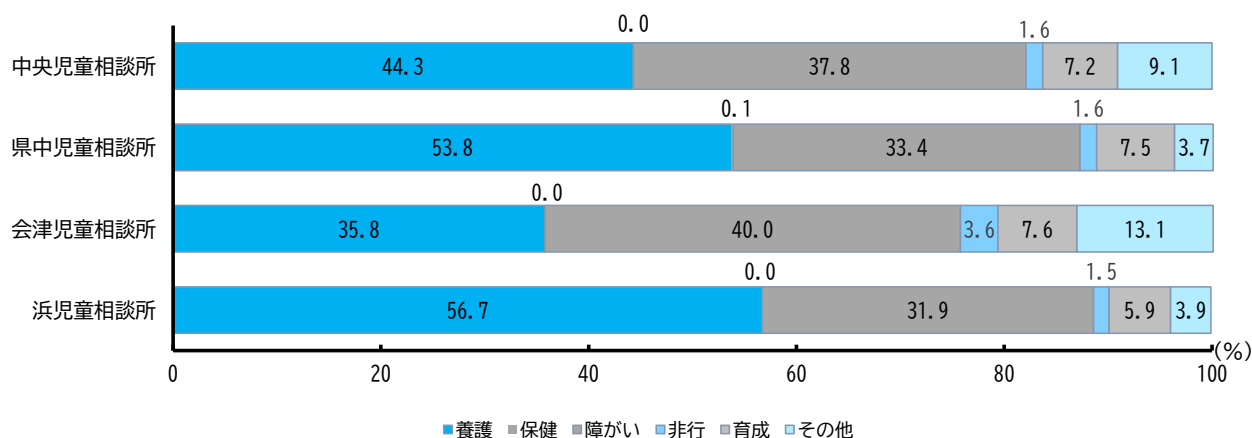


資料：福島県 HP「児童相談所における相談内容別受付状況」

② 県内児童相談所別相談内容別受付状況

県中児童相談所の相談内容についてみると、児童虐待を含む養護相談が53.8%、次に障がい相談が33.4%で、この2つで全体の8割強を占めています。

■県内児童相談所別相談内容別受付状況



資料：福島県 HP「児童相談所における相談内容別受付状況」

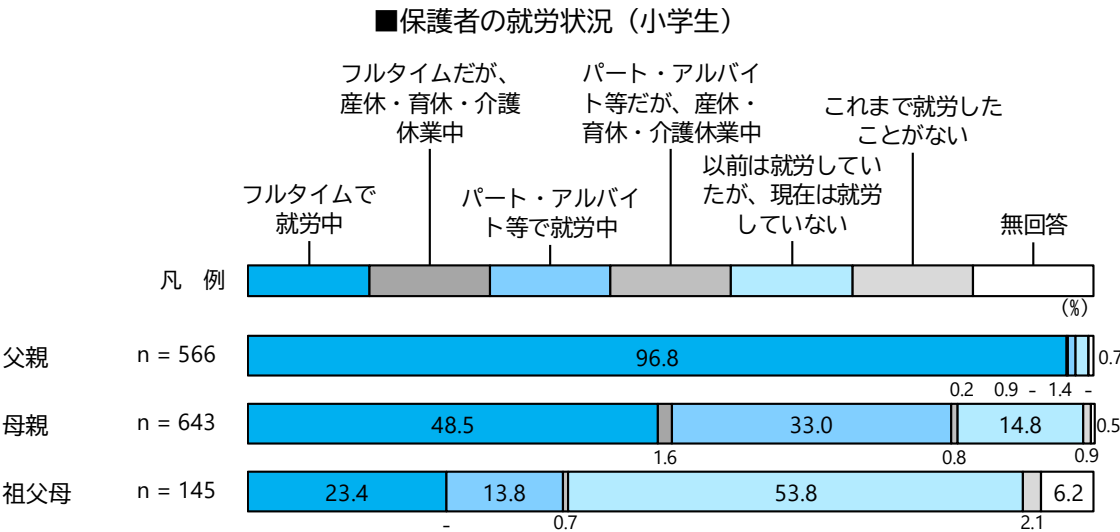
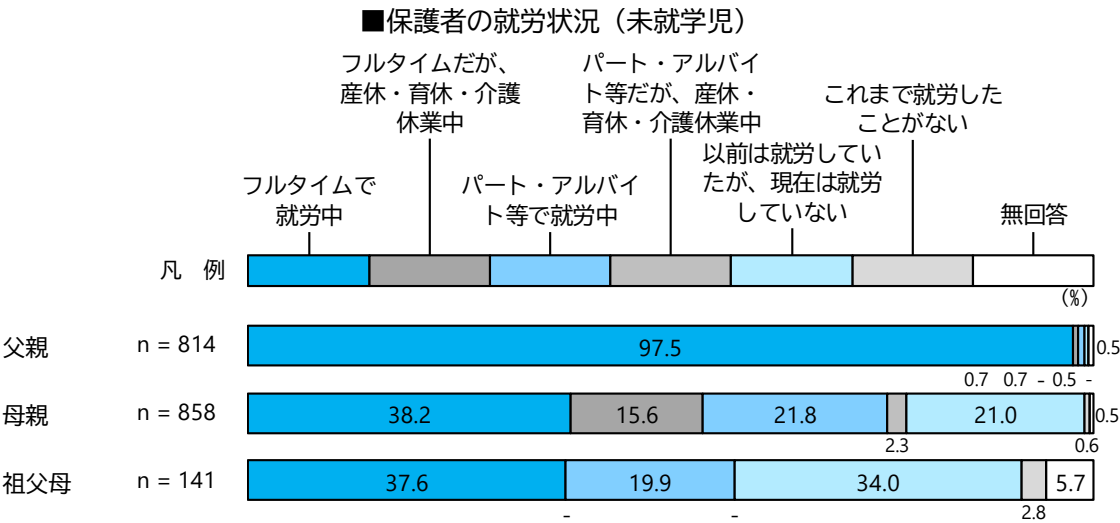
2 アンケート調査からみる郡山市の現状

(1) 子育てしやすい環境づくりアンケート（ニーズ調査） 2024（令和6）年度

① 保護者の就労状況

父親の就労状況について、未就学児では、「フルタイムで就労中」が 97.5%と最も高く、次いで「フルタイムだが、産休・育休・介護休業中」と「パート・アルバイト等で就労中」（ともに 0.7%）となっています。小学生では、「フルタイムで就労中」が 96.8%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」（1.4%）、「パート・アルバイト等で就労中」（0.9%）となっています。

母親の就労状況について、未就学児では、「フルタイムで就労中」が 38.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労中」（21.8%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（21.0%）となっています。小学生では、「フルタイムで就労中」が 48.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労中」（33.0%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（14.8%）となっています。



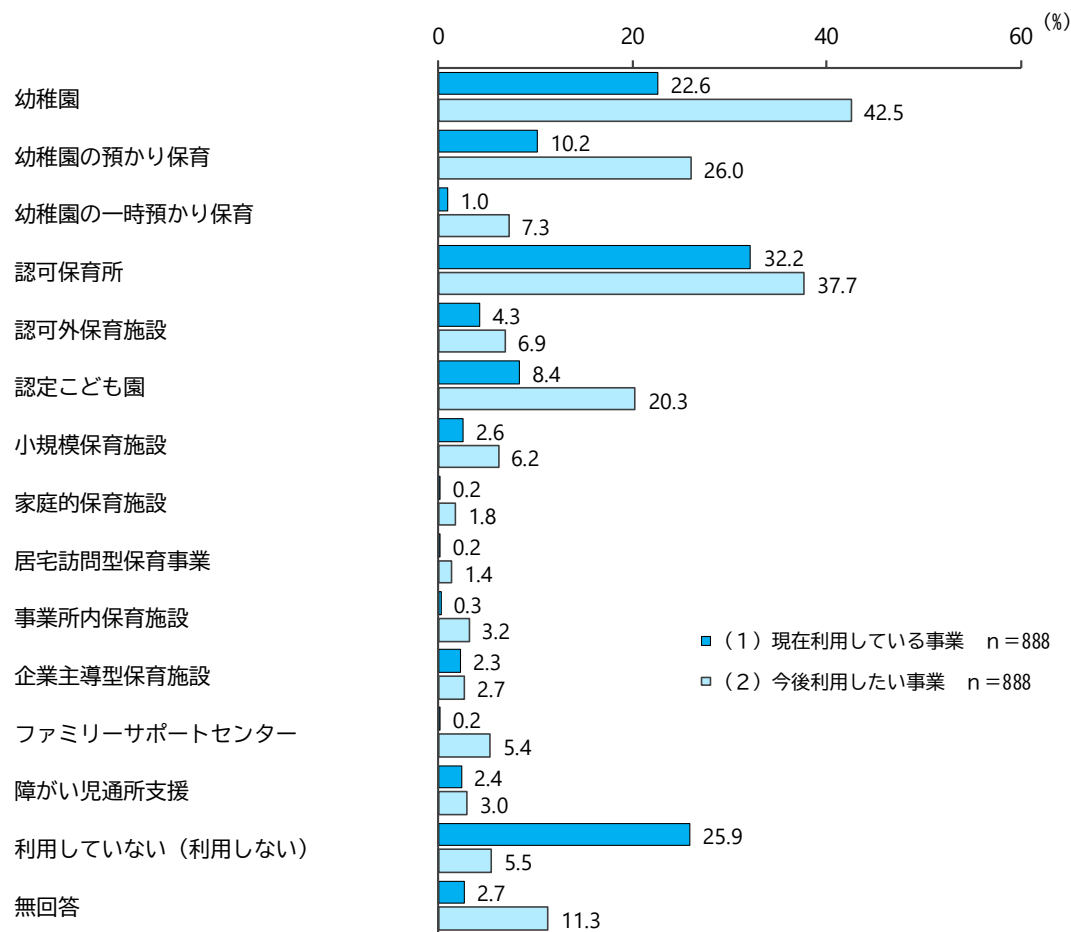
② 平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況・利用希望

平日の定期的にご利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が32.2%と最も高く、次いで「幼稚園」(22.6%)、「幼稚園の預かり保育」(10.2%)となっています。

なお、「利用していない」は25.9%となっています。

今後利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」が42.5%と最も高く、次いで「認可保育所」(37.7%)、「幼稚園の預かり保育」(26.0%)となっています。

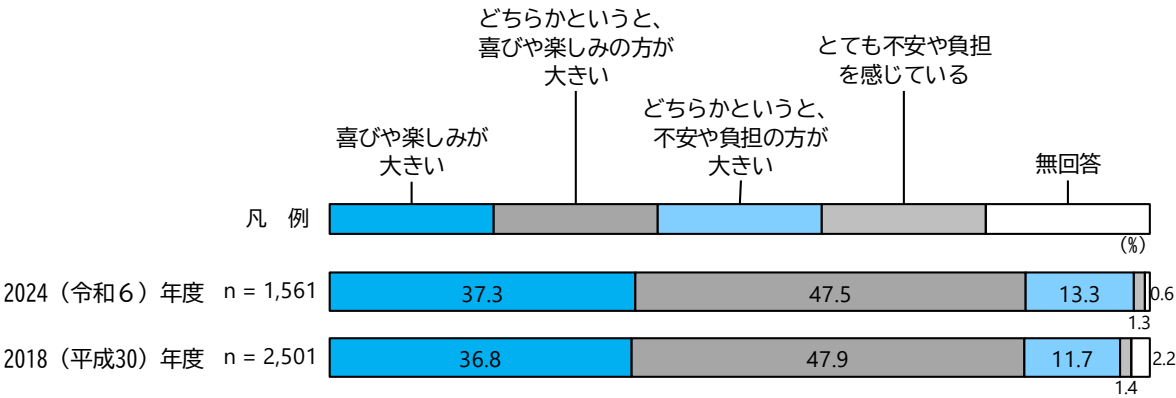
■ 保育所（園）・幼稚園等の利用状況（未就学児のみ）



③ 家庭の子育てについて

子育てについてどのように感じているかについては、「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」が 47.5%と最も高く、次いで「喜びや楽しみが大きい」(37.3%)となっており、子育て世帯の8割以上が子育てに対して『喜びや楽しみ』を感じています。

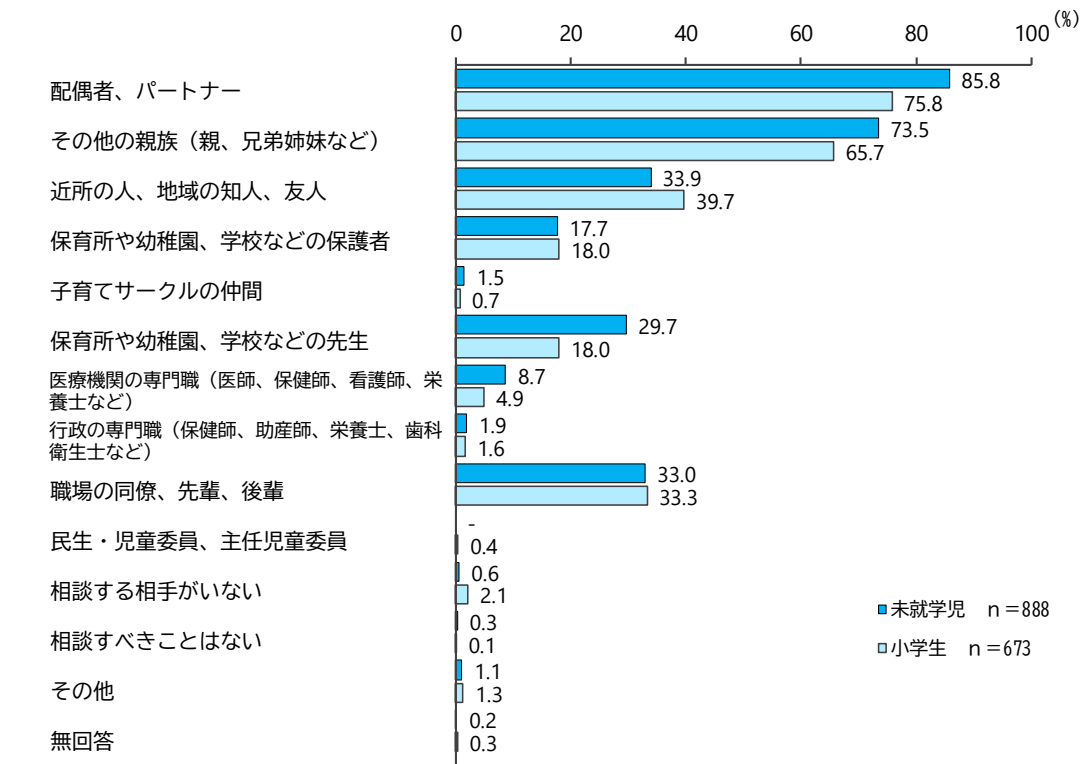
■子育てに関する意識（未就学児と小学生の回答を合わせて集計）



子育てについて、相談できる相手について、未就学児の保護者では、「配偶者、パートナー」が 85.8%と最も高く、次いで「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」(73.5%)、「近所の人、地域の人、友人」(33.9%)となっています。

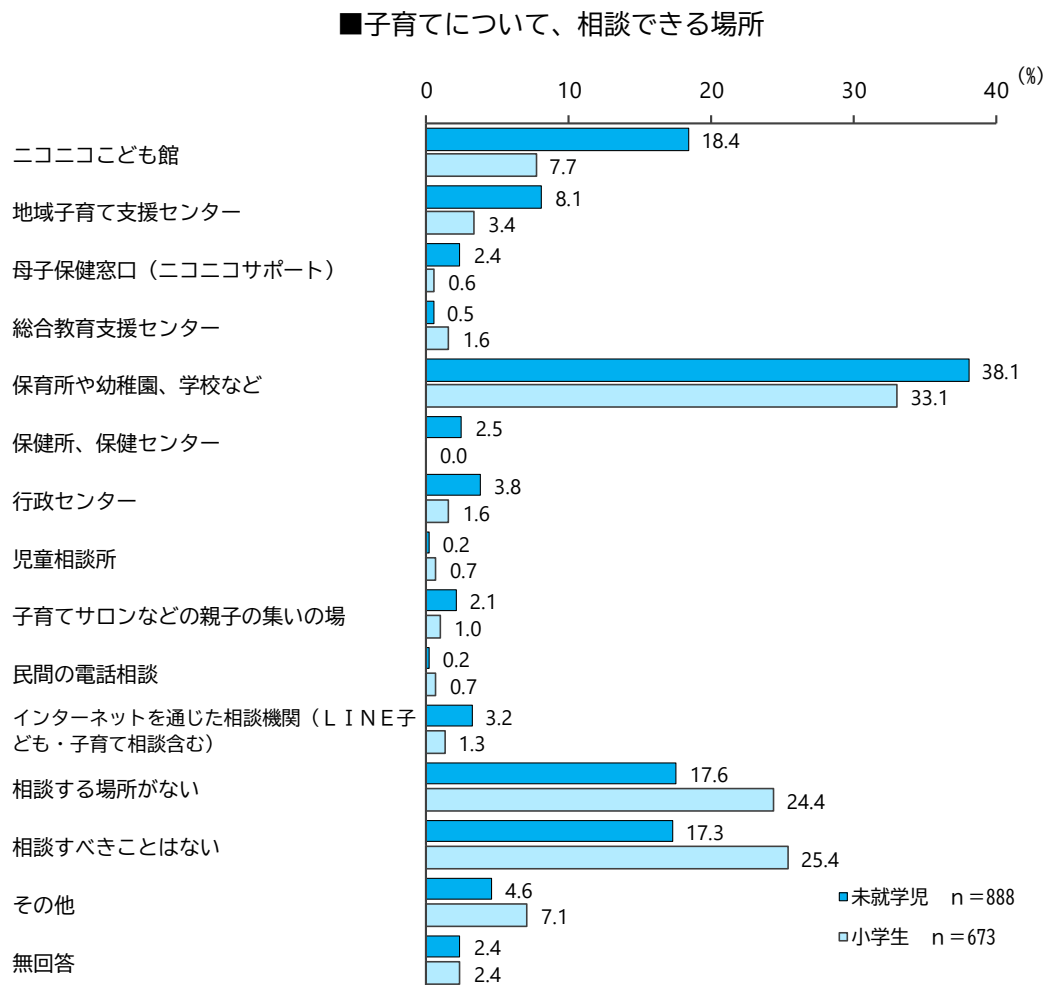
小学生の保護者では、「配偶者、パートナー」が 75.8%と最も高く、次いで「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」(65.7%)、「近所の人、地域の知人、友人」(39.7%)となっています。

■子育てについて、相談できる相手



子育てについて、相談できる場所について、未就学児の保護者では「保育所や幼稚園、学校など」が 38.1%と最も高く、次いで「ニコニコこども館」(18.4%)、「地域子育て支援センター」(8.1%)となっています。なお、「相談する場所がない」が 17.6%、「相談すべきことはない」が 17.3%となっています。

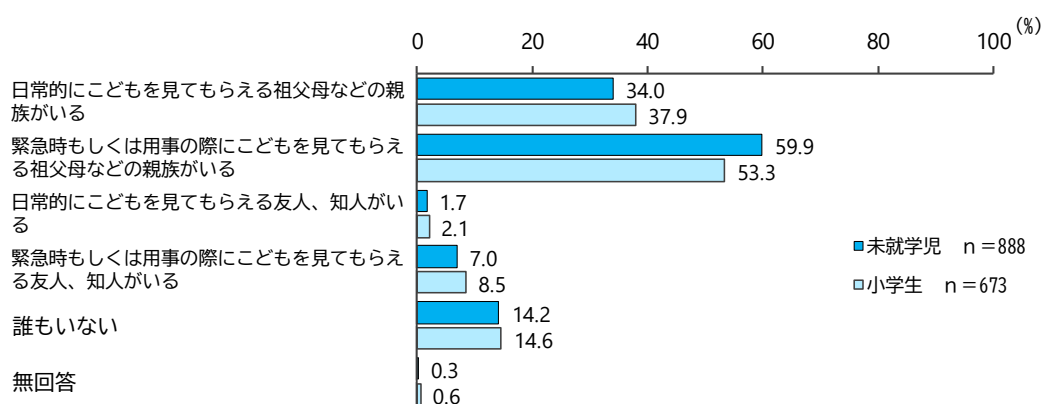
小学生の保護者では、「保育所や幼稚園、学校など」が 33.1%と最も高く、次いで「ニコニコこども館」(7.7%)、「地域子育て支援センター」(3.4%)となっています。なお、「相談する場所がない」が 24.4%、「相談すべきことはない」が 25.4%となっています。



お子さんを見てもらえる親族・知人の有無について、未就学児の保護者では、「緊急時もしくは用事の際に子どもを見てもらえる祖父母などの親族がいる」が 59.9%と最も高く、次いで「日常的に子どもを見てもらえる祖父母などの親族がいる」(34.0%)、「緊急時もしくは用事の際に子どもを見てもらえる友人、知人がいる」(7.0%)となっています。なお、「誰もいない」は 14.2%となっています。

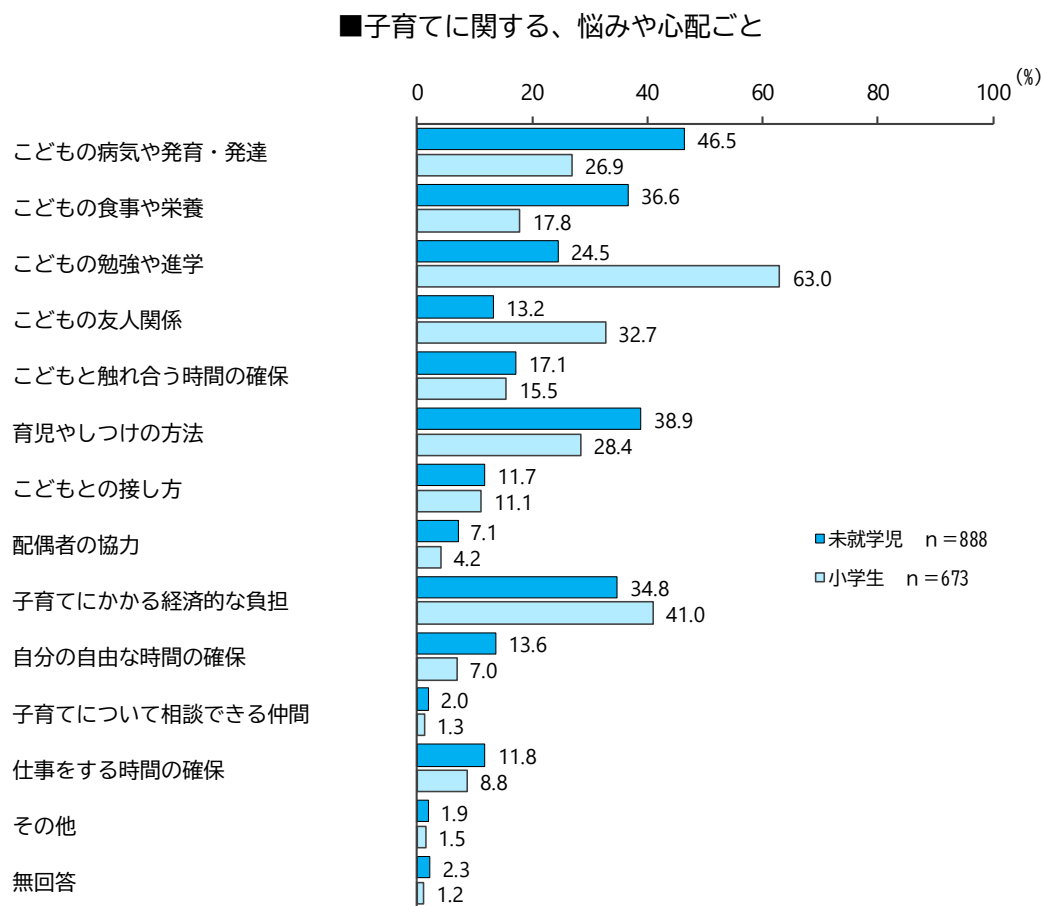
小学生の保護者では、「緊急時もしくは用事の際に子どもを見てもらえる祖父母などの親族がいる」が 53.3%と最も高く、次いで「日常的に子どもを見てもらえる祖父母などの親族がいる」(37.9%)、「緊急時もしくは用事の際に子どもを見てもらえる友人、知人がいる」(8.5%)となっています。なお、「誰もいない」は 14.6%となっています。

■お子さんを見てもらえる親族・知人の有無



子育てに関する、悩みや心配ごとについて、未就学児の保護者では、「こどもの病気や発育・発達」が46.5%と最も高く、次いで「育児やしつけの方法」(38.9%)、「こどもの食事や栄養」(36.6%)となっています。

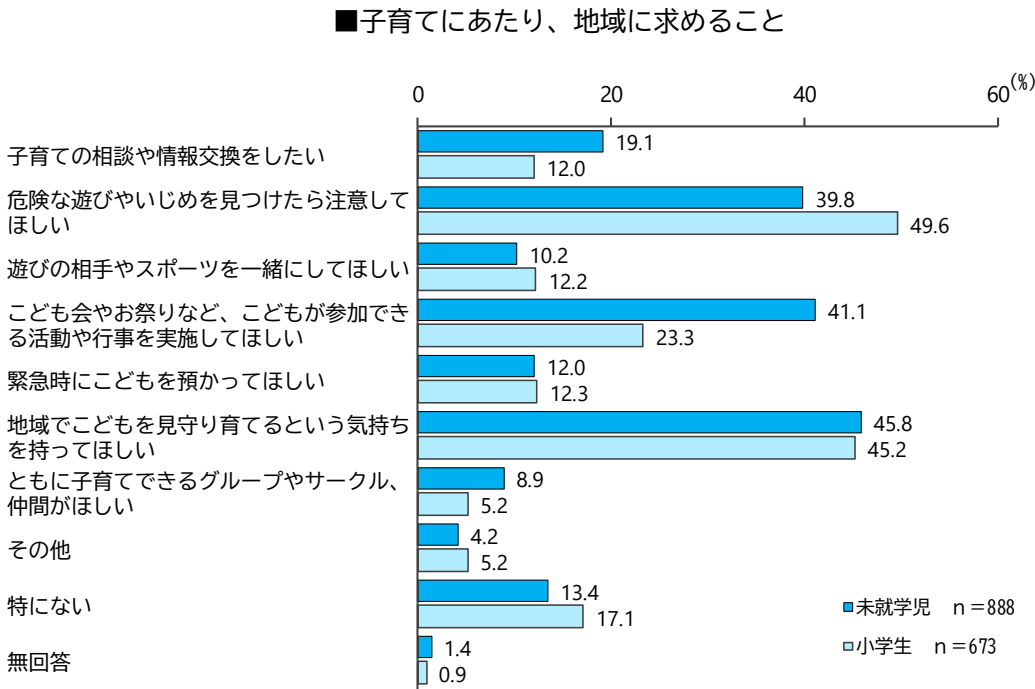
小学生の保護者では、「こどもの勉強や進学」が63.0%と最も高く、次いで「子育てにかかる経済的な負担」(41.0%)、「こどもの友人関係」(32.7%)となっています。



④ 地域の子育て支援

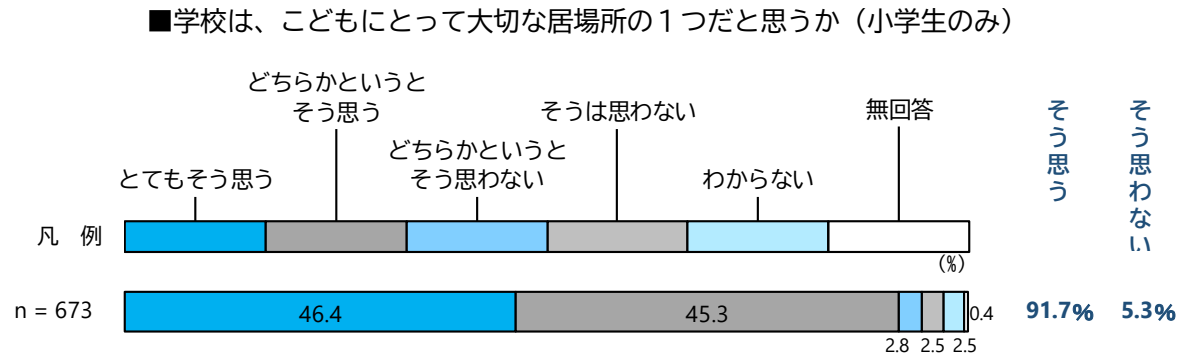
子育てにあたり、地域に求めることについて、未就学児の保護者では、「地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい」が45.8%と最も高く、次いで「こども会やお祭りなど、こどもが参加できる活動や行事を実施してほしい」(41.1%)、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」(39.8%)となっています。

小学生の保護者では、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が49.6%と最も高く、次いで「地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい」(45.2%)、「こども会やお祭りなど、こどもが参加できる活動や行事を実施してほしい」(23.3%)となっています。



学校は、子どもにとって大切な居場所の1つだと思うかについて、「とても思う」は46.4%、「どちらかというと思う」は45.3%であり、『そう思う』(「とても思う」+「どちらかというと思う」)は91.7%となっています。

また、『そう思わない』(「どちらかというと思わない」+「そうは思わない」)は5.3%となっています。



⑤ 今後の市の取組について

本市の様々な子育て支援のうち満足している取組として、未就学児の保護者では「保育所や幼稚園などの費用軽減」が39.2%、小学生の保護者では「保育所や幼稚園などの費用軽減」が46.1%と最も高くなっています。

逆に満足していない取組としては、未就学児の保護者では「保育所や幼稚園などの費用軽減」が35.9%、小学生の保護者では「仕事と子育ての両立の推進」が29.3%と最も高くなっています。

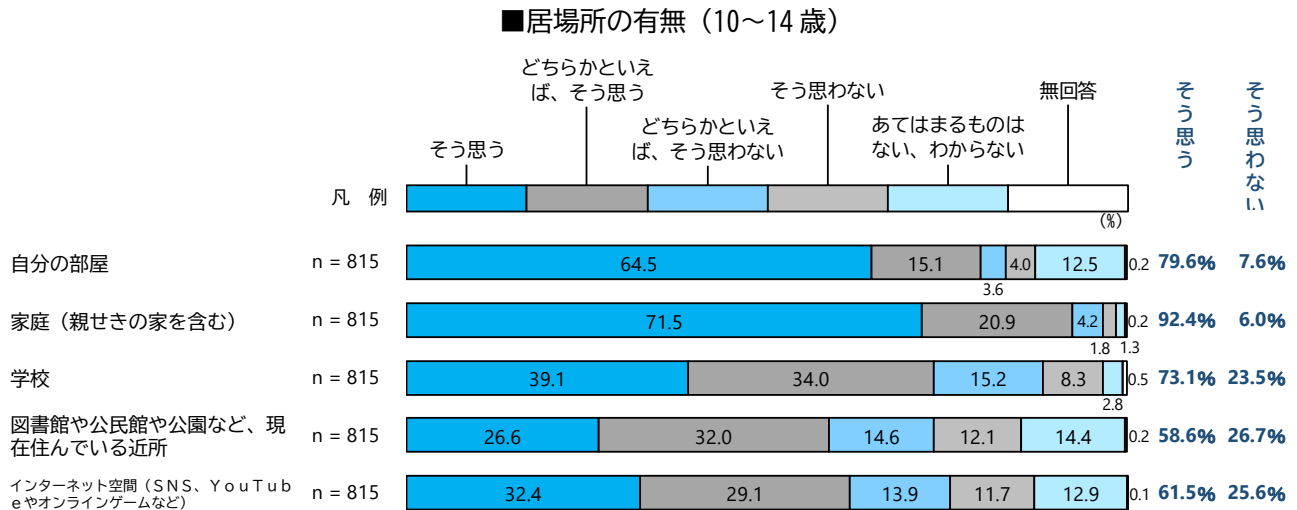
また、重要だと思う取組としては、未就学児の保護者では、満足していない取組同様「保育所や幼稚園などの費用軽減」が46.4%、小学生の保護者では、満足していない取組同様「仕事と子育ての両立の推進」が30.9%と最も高くなっています。

区分	上位3つの取組	
	未就学児（回答者＝888人）	小学生（回答者数＝673人）
満足している取組	保育所や幼稚園などの費用軽減 39.2%	保育所や幼稚園などの費用軽減 46.1%
	こどもが安心して遊べる施設の整備 38.6%	こどもが安心して遊べる施設の整備 29.4%
	待機児童の解消 17.0%	待機児童の解消 19.5%
満足していない取組	保育所や幼稚園などの費用軽減 35.9%	仕事と子育ての両立の推進 29.3%
	仕事と子育ての両立の推進 24.0%	こどもが安心して遊べる施設の整備 27.9%
	こどもが安心して遊べる施設の整備 23.4%	こどもの教育環境の整備 19.3%
重要だと思う取組	保育所や幼稚園などの費用軽減 46.4%	仕事と子育ての両立の推進 30.9%
	こどもが安心して遊べる施設の整備 31.3%	こどもが安心して遊べる施設の整備 30.6%
	待機児童の解消 30.6%	こどもの教育環境の整備 30.3%

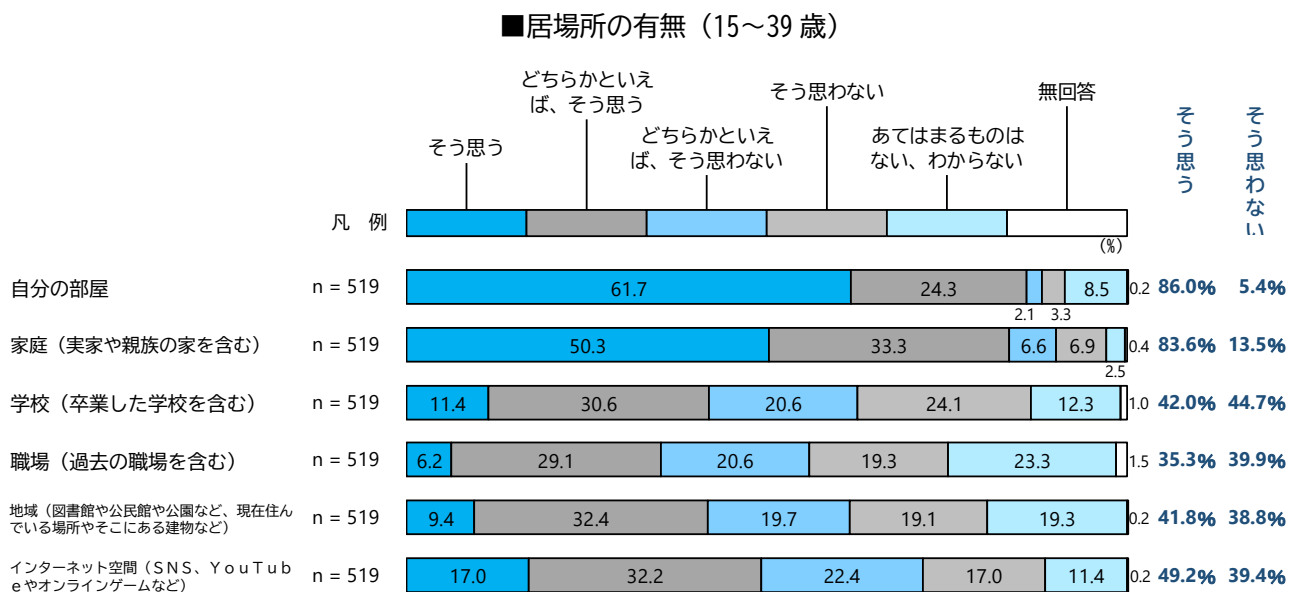
(3) 子ども・若者に関するアンケート調査 2024（令和6）年度

① 日頃の意識と生活について

居場所の有無について、10～14 歳では、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）は、“家庭”が92.4%と最も高く、次いで“自分の部屋”（79.6%）、“学校”（73.1%）となっています。

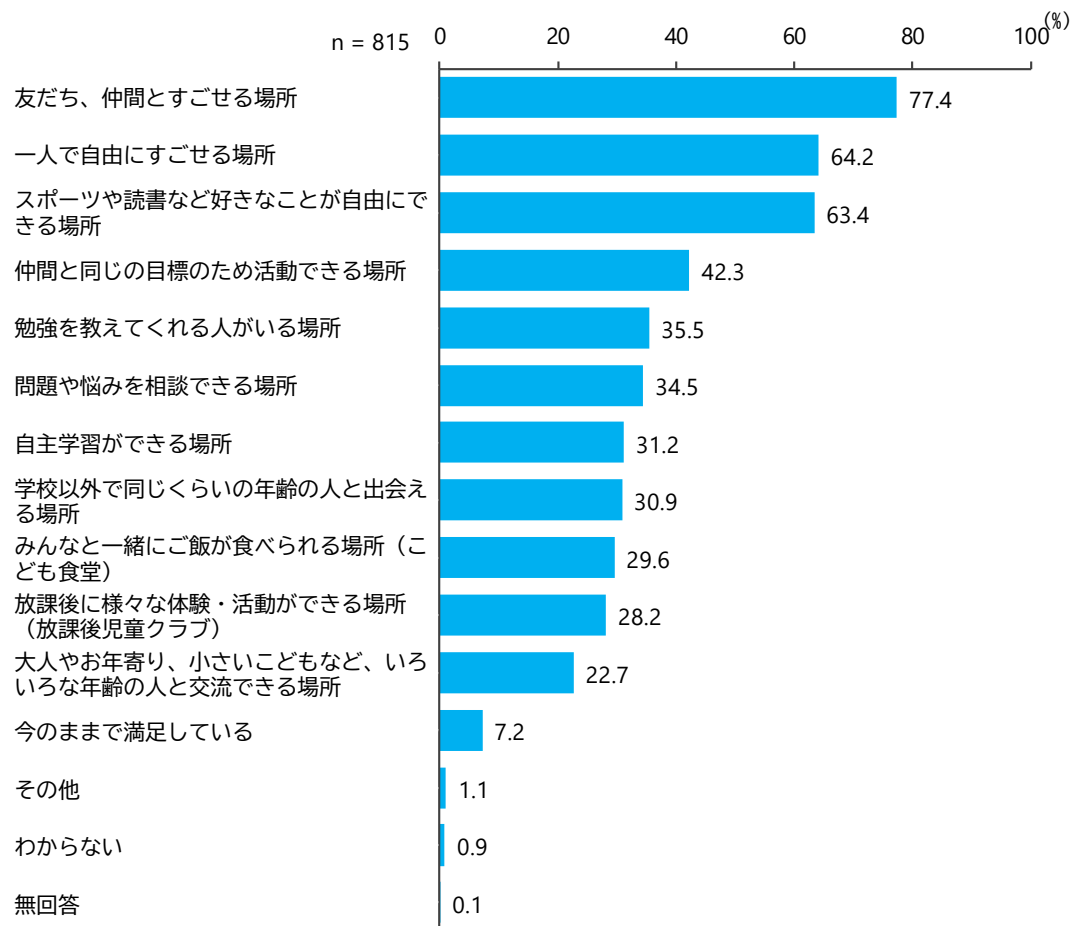


居場所の有無について、15～39 歳では、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）は、“自分の部屋”が86.0%と最も高く、次いで“家庭”（83.6%）、“インターネット空間”（49.2%）となっています。



あったらいいと思う居場所について、「友だち、仲間とすごせる場所」が77.4%と最も高く、次いで「一人で自由にすごせる場所」(64.2%)、「スポーツや読書など好きなことが自由にできる場所」(63.4%)となっています。

■あったらいいと思う居場所（10～14歳のみ）

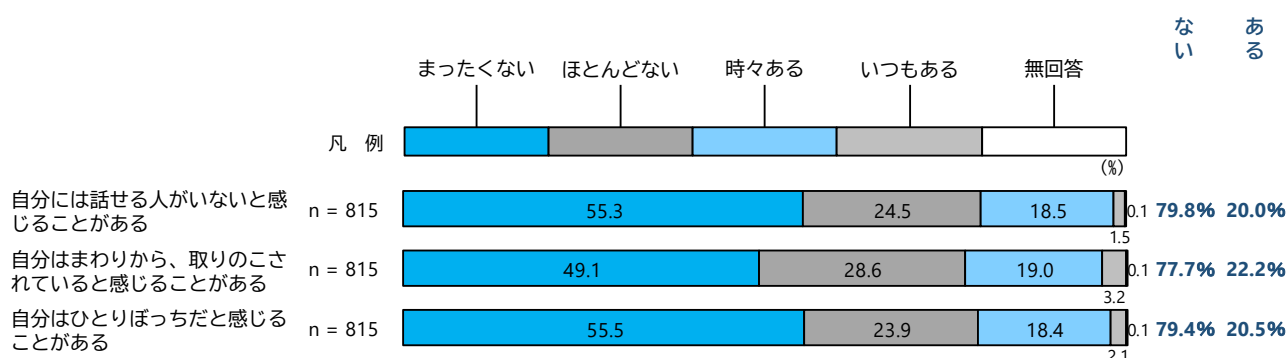


“自分には話せる人がいないと感じることがある”について、10～14 歳では、『ない』（「まったくない」＋「ほとんどない」）は 79.8%となっており、『ある』（「時々ある」＋「いつもある」）は 20.0%となっています。

“自分はまわりから、取りのこされていると感じることがある”について、10～14 歳では、『ない』は 77.7%となっており、『ある』は 22.2%となっています。

“自分はひとりぼっちだと感じることがある”について、10～14 歳では、『ない』は 79.4%となっており、『ある』は 20.5%となっています。

■孤独感（10～14 歳）

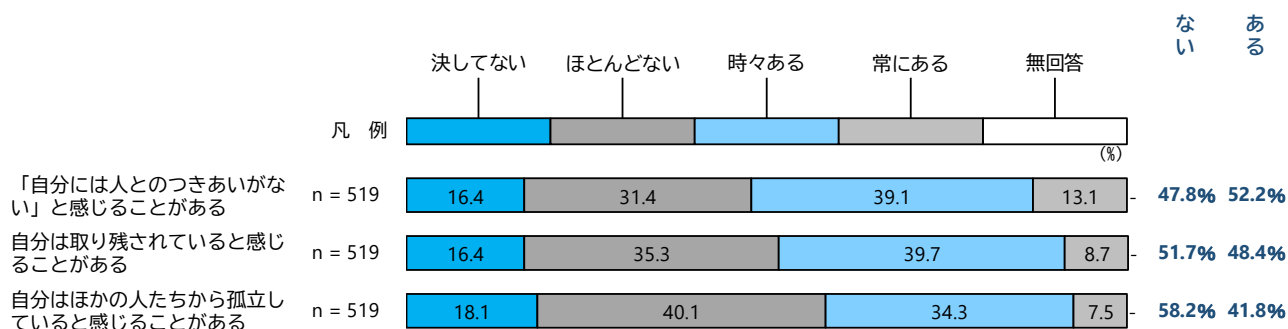


“自分には人とのつきあいがない”と感じることがある”について、15～39 歳では、『ない』（「決してない」＋「ほとんどない」）は 47.8%となっており、『ある』（「時々ある」＋「常にある」）は 52.2%となっています。

“自分は取り残されていると感じることがある”について、15～39 歳では、『ない』は 51.7%となっており、『ある』は 48.4%となっています。

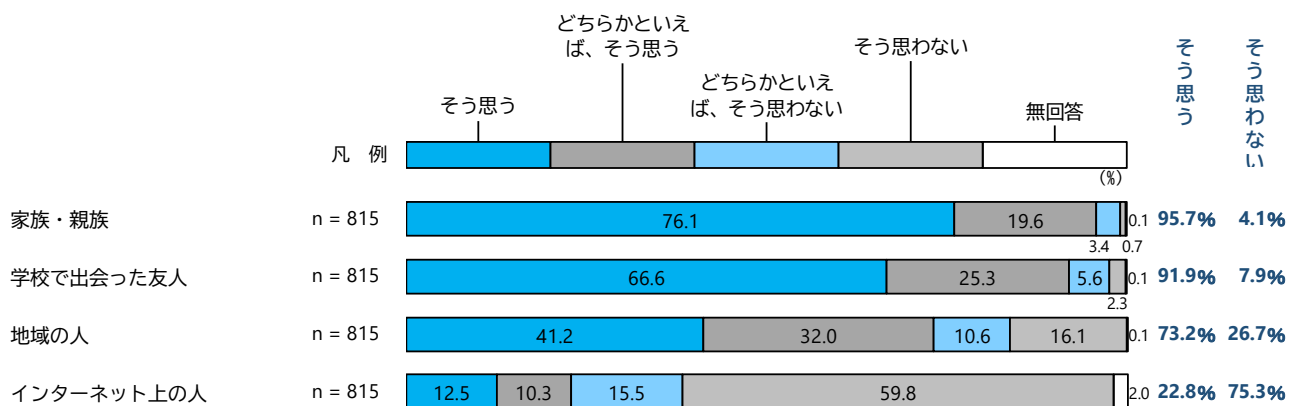
“自分はほかの人たちから孤立していると感じることがある”について、15～39 歳では、『ない』は 58.2%となっており、『ある』は 41.8%となっています。

■孤独感（15～39 歳）



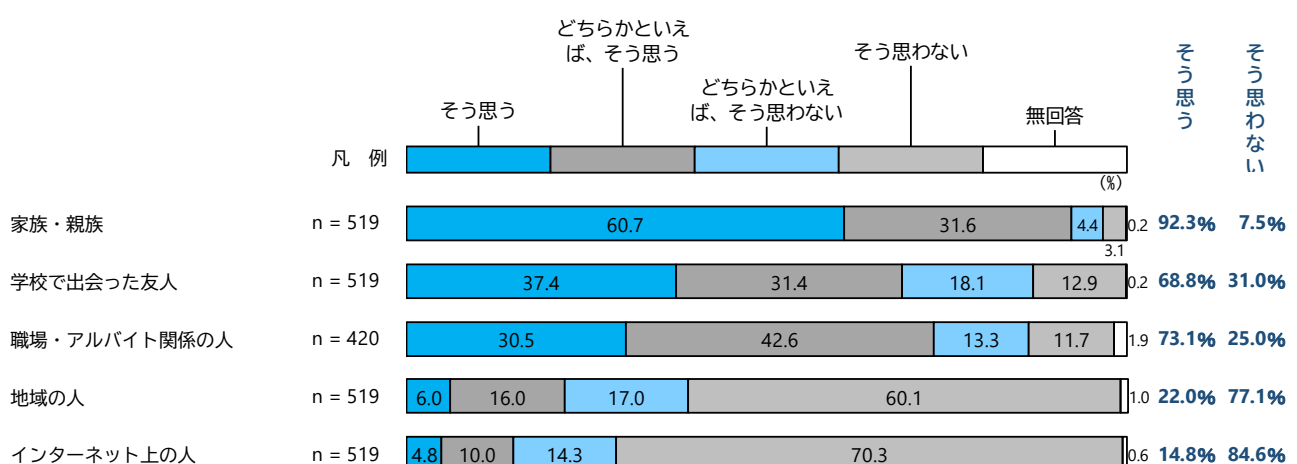
他者との関わり方に関する設問の“困ったときは助けてくれる”から、困ったときに助けてくれる人の有無をみると、10～14歳では『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）の割合は、“家族・親族”が95.7%と最も高く、次いで“学校で出会った友人”（91.9%）、“地域の人”（73.2%）となっています。

■困ったときに助けてくれる人の有無（10～14歳）



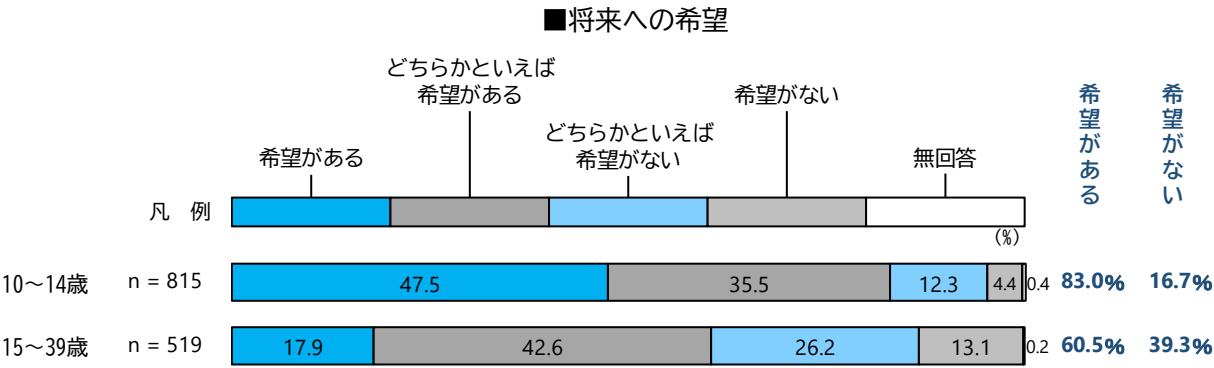
他者との関わり方に関する設問の“困ったときは助けてくれる”から困ったときに助けてくれる人の有無をみると、15～39歳では、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）の割合は、“家族・親族”が92.3%と最も高く、次いで“職場・アルバイト関係の人”（73.1%）、“学校で出会った友人”（68.8%）となっています。

■困ったときに助けてくれる人の有無（15～39歳）

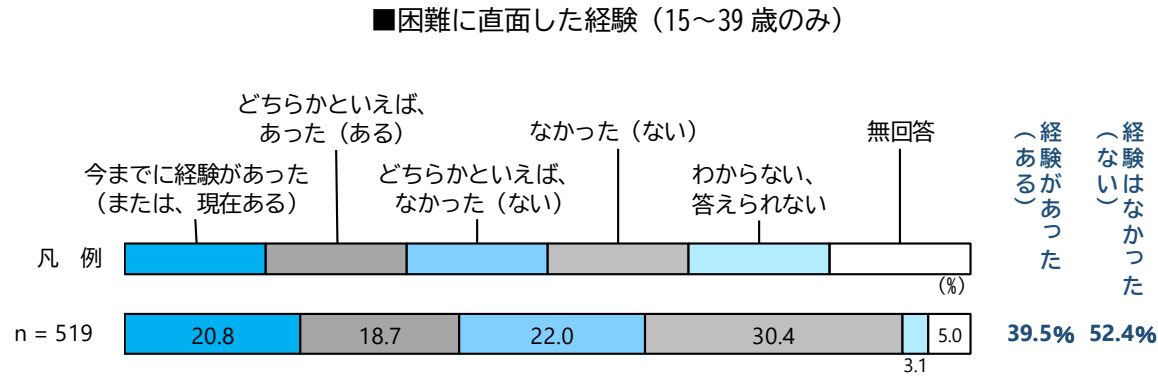


“自分の将来について明るい希望を持っているか”について、10～14 歳では、「希望がある」という回答者は 47.5%で、「どちらかといえば希望がある」(35.5%) を合わせると、83.0%が、自身の将来への希望について肯定的な認識を示しています。

15～39 歳では、「希望がある」という回答者は 17.9%で、「どちらかといえば希望がある」(42.6%) を合わせると、60.5%が、自身の将来への希望について肯定的な認識を示しています。



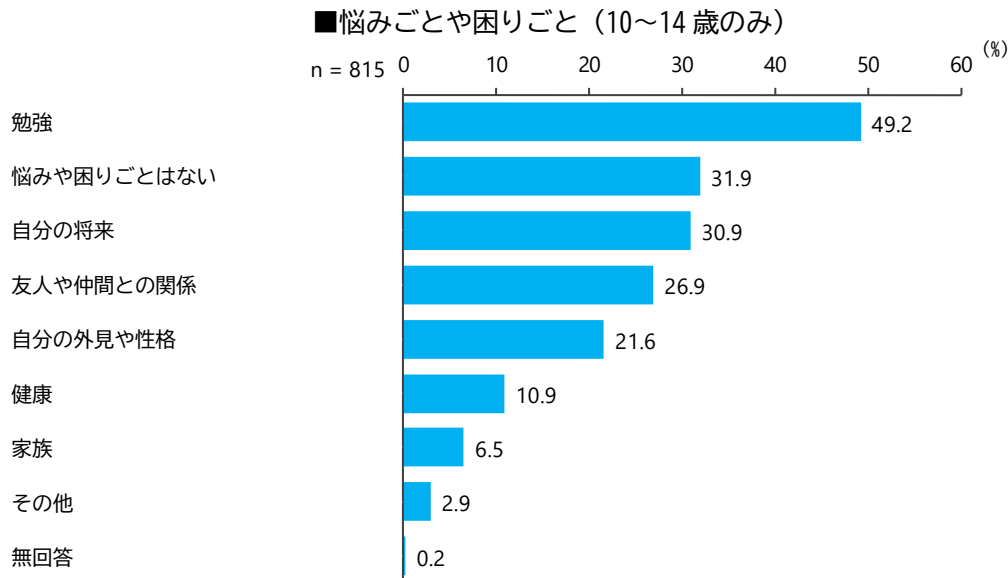
社会生活や日常生活を円滑に送る上での困難について、「今までに経験があった（または、現在ある）」は 20.8%、「どちらかといえば、あった（ある）」は 18.7%で、『経験があった（ある）』（「今までに経験があった（または、現在ある）」 + 「どちらかといえば、あった（ある）」）は 39.5%となっています。



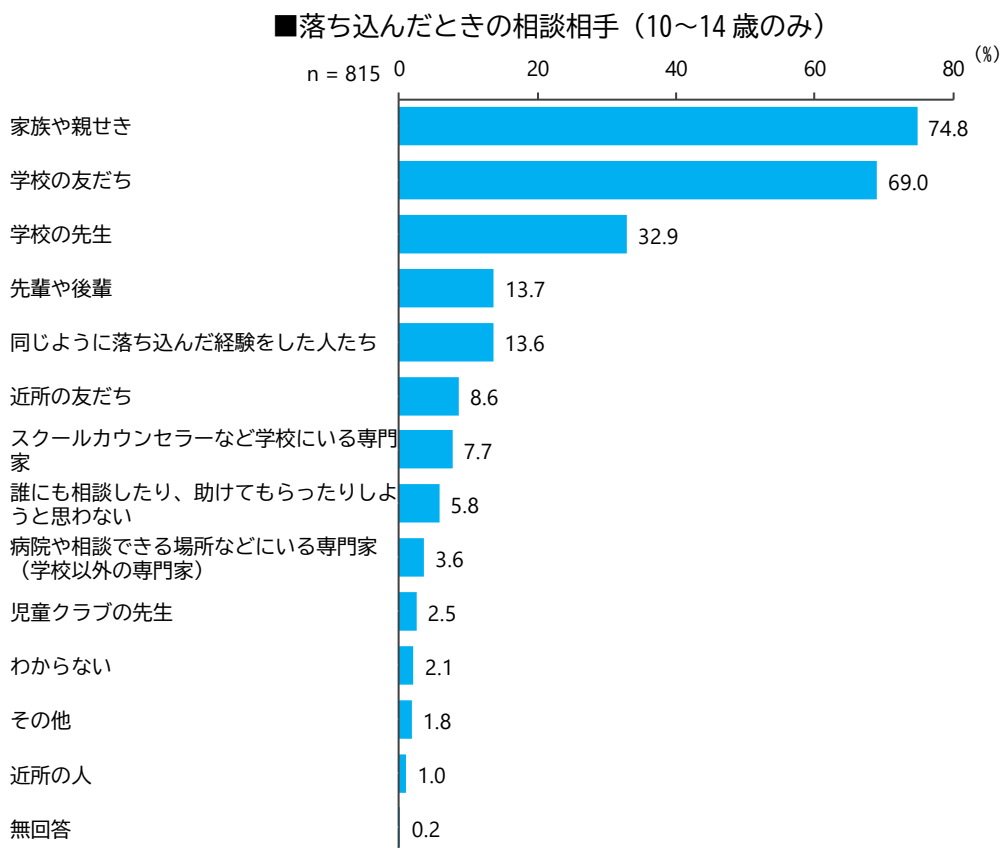
② 悩みごとや相談先

悩みごとや困りごとについて、「勉強」が49.2%と最も高く、次いで「自分の将来」(30.9%)、「友人や仲間との関係」(26.9%)となっています。

なお、「悩みや困りごとはない」は、31.9%となっています。

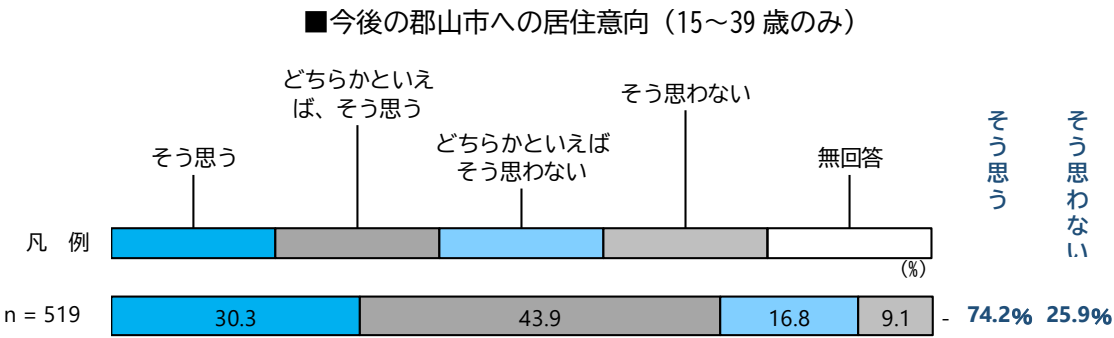


ものごとがうまくいかず落ち込んだときに、相談したり、助けてもらったりしやすいと感じる相談相手について、「家族や親せき」が74.8%と最も高く、次いで「学校の友だち」(69.0%)、「学校の先生」(32.9%)となっています。



③ 今後の郡山市への居住意向

今後の郡山市への居住意向について、「そう思う」は30.3%、「どちらかといえば、そう思う」は43.9%であり、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）は74.2%となっています。



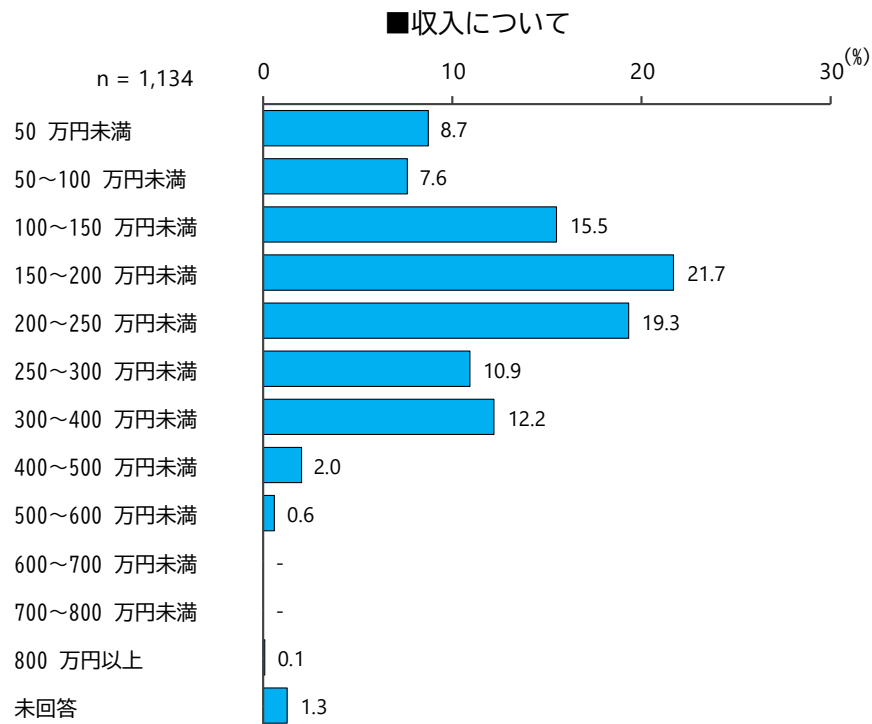
(4) ひとり親世帯等意向調査 2023（令和5）年度

① 収入の状況

ひとり親世帯の総収入は、「150 万円～200 万円未満」が 21.7%と最も高く、次いで「200 万円～250 万円未満」が 19.3%、「100 万円～150 万円未満」が 15.5%となっています。

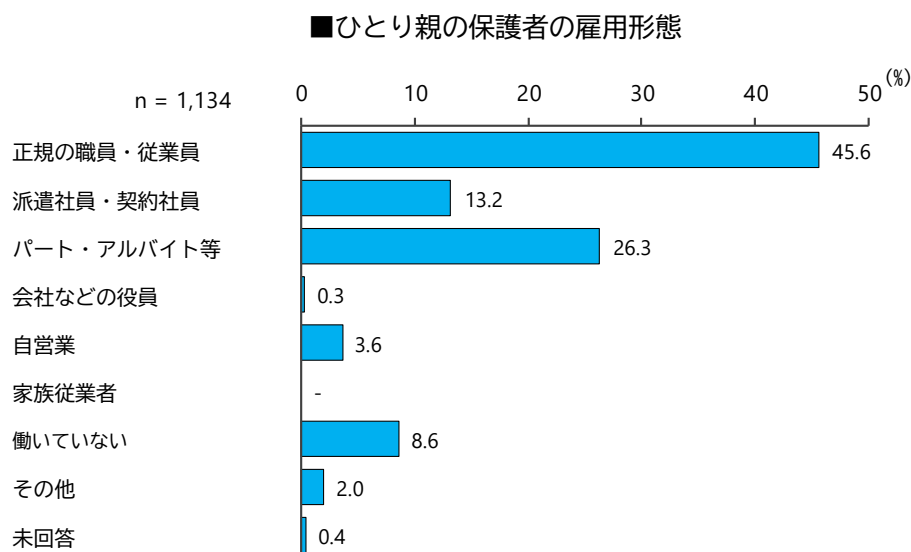
300 万円未満までの合計は、83.7%となっています。

平均収入額を算定した結果、2023（令和5）年度は約 197 万 2 千円となり、2022（令和4）年度の約 197 万 3 千円とほぼ同額となっています。



② ひとり親の保護者の雇用形態について

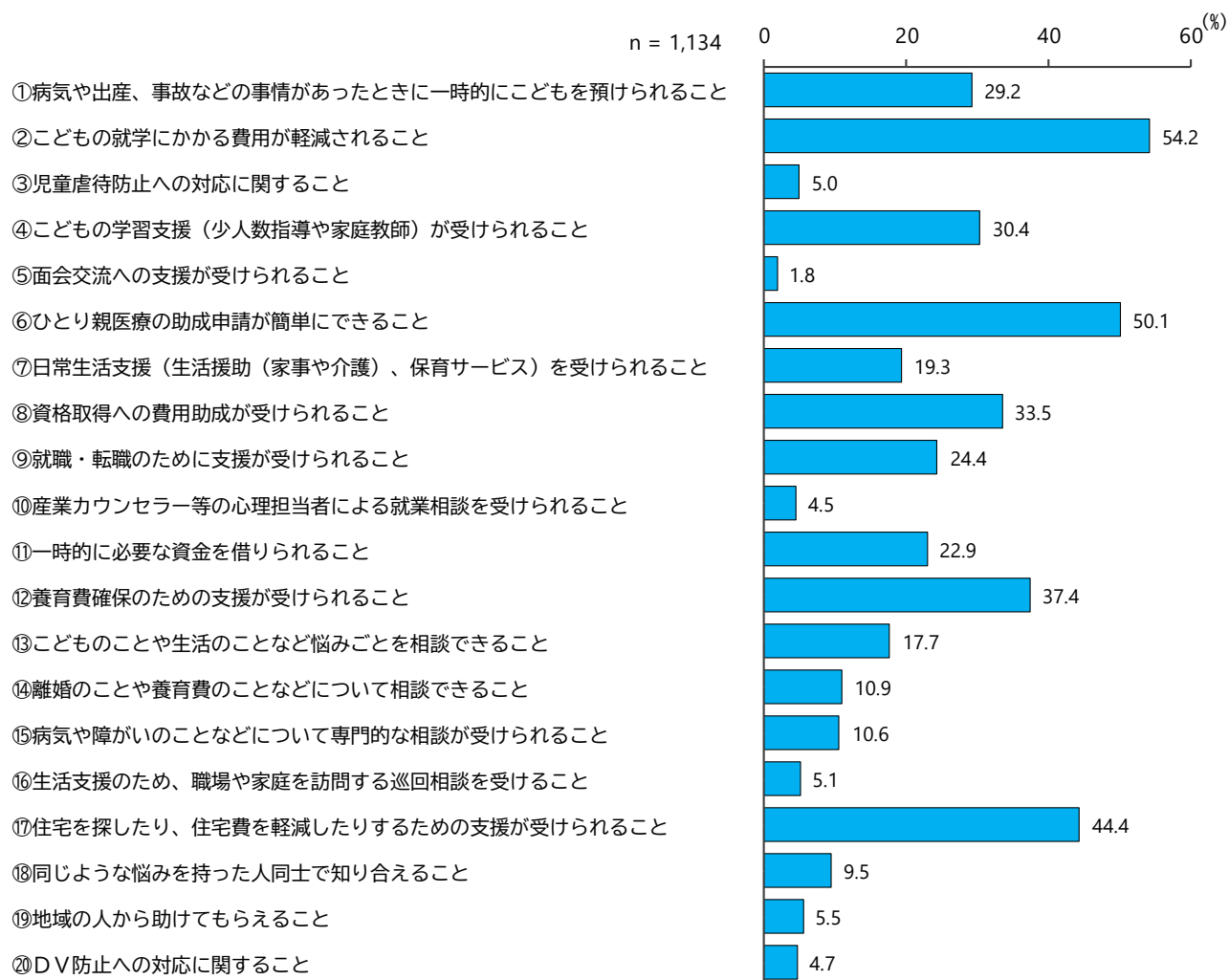
「正規の職員・従業員」が 45.6%と最も高く、「派遣社員・契約社員」と「パート・アルバイト等」の『非正規社員』は 39.5%となっています。



③ ひとり親家庭支援制度の状況

充実を望む支援策は、「②こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が 54.2%と最も高く、次いで「⑥ひとり親医療の助成申請が簡単にできること」(50.1%)、「⑰住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」(44.4%)となっています。

■ひとり親世帯への支援施策で充実を望む支援策



第2節 第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの評価

(1) 基本目標を達成するためのアウトカム指標

『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』は、7つの基本目標とその目標を達成するための24の施策の方向により構成され、基本目標ごとに設定したアウトカム指標や対象事業・対象取組について、毎年度子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。

計画中に記載した基本目標ごとのアウトカム指標の直近の値をお示しします。

指標	指標の説明	直近値 2023 (R5) 年 ※時期が異なるものは記載	計画策定時の値 2020 (R2) 年	達成目標 2024 (R6) 年
基本目標Ⅰ 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち				
合計特殊出生率	安心して出産できる状態を示す指標として、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」	1.25 (2022 (R4) 年)	1.47	1.48
待機児童数	充実した教育・保育環境を示す指標として、4月1日時点の「教育・保育施設の利用申込みをしているが、利用できていない人数」	0人 (2024 (R6).4.1 時点)	45人	0人
乳児家庭全戸訪問実施率	周囲からサポートを受けている状態を示す指標として、「育児不安の軽減等を目的として赤ちゃんがいる家庭を看護師等が訪問する事業の実施率」	99.8%	92.3%	96.0%
基本目標Ⅱ 子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢がふくらむまち				
登下校中の事故件数	子どもたちが地域で安心して元気に遊ぶことができる状態を示す指標として、登下校中の事故件数	23件	20件	0件
「自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合	子どもたちが学校や地域において夢中になれるものを見つけることができる状態を示す指標として、「全国学力・学習状況調査」にある「自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合	小学生 市：83.5% 国：84.1% 中学生 市：83.4% 国：83.3%	小学生80.50% 中学生76.50%	全国学力・学習状況調査の全国平均を上回る
放課後児童クラブ等のエリア充足率	子どもたちが安全に過ごせる居場所が整備されている状態を示す指標として、放課後児童クラブ等の整備率	98.0%	81.5%	100.0%
スクールカウンセラーの全小学校及び義務教育学校前期課程への配置率	子どもたちが健全にのびのびと育つことができる状況を示す指標として、市立全小学校及び義務教育学校前期課程への市スクールカウンセラーの配置率	100.0%	100.0%	100.0%
通学路の安全点検箇所数	子どもたちが地域で安心して元気に遊ぶことができる状態を示す指標として、通学路の安全点検を実施した延べ箇所数	31箇所	77箇所	要望箇所の全点検

指標	指標の説明	直近値 2023 (R5) 年 ※時期が異なるものは記載	計画策定時の値 2020 (R2) 年	達成目標 2024 (R6) 年
基本目標Ⅲ 一人ひとりの個性を伸ばし、すべての子どもが輝くまち				
全国学力・学習状況調査結果	子どもたちの個性を伸ばす質の高い教育環境が整っている状態を示す指標として、「全国学力・学習状況調査」の結果	(小学校) 国語：市67% 国67.7% 算数：市60% 国63.4% (中学校) 国語：市59% 国58.1% 数学：市51% 国52.5% ※正答率	(小学校合算) 国語：126 算数：114 (中学校合算) 国語：138 数学：108 ※点数	全国学力・学習状況調査の全国平均を上回る
「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合	子どもたちが興味あることを自ら学び伸ばすことができる状態を示す指標として、「全国学力・学習状況調査」にある「将来の夢や目標を持っている」と思う児童・生徒の割合	小学生 市83.3% 国82.4% 中学生 市68.7% 国66.3%	小学生85.50% 中学生73.60%	全国学力・学習状況調査の全国平均を上回る
児童・生徒への学校図書貸出冊数	子どもたちが興味あることを自ら学び伸ばすことができる状態を示す指標として、児童・生徒1人当たりの本の貸出冊数	52冊	67冊	77冊
高等教育機関や地域人材による専門的教育参加者数	関係機関との連携による高度な教育環境が整っている状態を示す指標として、「地域学校協働活動推進事業」への参加者数と「心のハーモニー音楽事業」のうち、大学との連携事業への参加者数	(協働活動事業) 実績52,949人 予定33,000人 (ハーモニー連携) 0人 ※計画値未設定	(パワーアップ事業) 33,263人 (ハーモニー連携) 56人	計画値を上回る
基本目標Ⅳ 子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍するまち				
「地域学校協働活動推進事業」の参加者数	子どもたちが地域への愛着や一体感を感じることができる状態を示す指標として、「地域学校協働活動推進事業」への参加者数	実績52,949人 予定33,000人	33,263人	計画値を上回る
文化・歴史的施設見学者数	子どもたちが地域への愛着や一体感を感じることができる状態を示す指標として、文化・歴史的施設を見学した人数	実績2,636人 予定3,000人	5,506人	小学4年生 児童の参加率 100%
市民一人あたりの図書貸出冊数	地域の産業、生活・文化的環境、歴史などについて学べる状態を示す指標として、学習の場としての図書館利用度	3.4冊	3.7冊	5.0冊
基本目標Ⅴ 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち				
年齢別肥満傾向児の出現率が全国の割合を上回る男女別の学年数	望ましい食習慣が定着している状態を示す指標として、小学校及び義務教育学校1年生から中学校3年生及び義務教育学校9年生まで男女別の学年のうち、肥満傾向児出現率が全国平均を上回っている学年数	(男子学年・女子学年) 9学年中9学年	(男子学年・女子学年) 9学年中9学年	(男子学年・女子学年) 9学年中4学年

指標	指標の説明	直近値 2023 (R5) 年 ※時期が異なるものは記載	計画策定時の値 2020 (R2) 年	達成目標 2024 (R6) 年
基本目標Ⅵ 子どもたちが安心を実感できるまち				
児童生徒の交通事故件数	子どもが巻き込まれる事故が減少した状態を示す指標として、市内で1年間に発生した「児童・生徒が交通事故に遭った件数」	51件	48件	0件
セーフコミュニティの認知度	地域社会全体での安全・安心意識指標として、セーフコミュニティの認知度	43.2% (2022(令和4)年)	42.4%	45.0%
基本目標Ⅶ 快適に子育てができるまち				
20代～40代の女性の就業割合	家庭や職場における男女共同参画が推進されている状態を示す指標として、子育て世代にあたる20代～40代の女性が就業している割合	72.9% (2020(令和2)年)	71.9%	80.0%
公園トイレのUD対応率	都市環境が整備された状態を示す指標として、公園に設置しているトイレがユニバーサルデザイン化された割合	87.9%	73.1%	91.7%

(2) 横断的取組「子どもの貧困対策」

横断的取組として位置付けた「子どもの貧困対策」においては、こどもの貧困に関する指標を設定しています。

計画中に記載した指標の、直近の値を以下にお示しします。

単位：％

指標		市の直近値	市の値 ※計画策定時点	国の値 ※計画策定時点
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		92.3 (R6.4.1)	90.9 (H31.4.30)	93.7 (H30.4.1)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		4.1 (R6.4.1)	2.1 (H31.4.30)	4.1 (H30.4.1)
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		10.0 (R6.4.1)	35.3 (H31.4.30)	36.0 (H30.4.1)
ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育施設・幼稚園等)		74.0 (R3.8.31)	79.2 (R1.8.31)	81.7 (H28.11.1)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	43.1 (R5年度)	54.7 (H30年度)	50.9 (H30年度)
	中学校	63.0 (R5年度)	82.1 (H30年度)	58.4 (H30年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	100.0 (R5年度)	92.8 (H30年度)	67.6 (H30年度)
	中学校	100.0 (R5年度)	100.0 (H30年度)	89.0 (H30年度)
就学援助対象者率		12.21 (R5年度)	11.75 (H28年度)	15.23 (H28年度)
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	91.1 (R5.8.31)	87.5 (R1.8.31)	80.8 (H27年)
	父子世帯	98.0 (R5.8.31)	88.3 (R1.8.31)	88.1 (H27年)
ひとり親家庭の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.7 (R5.8.31)	43.2 (R1.8.31)	44.4 (H27年)
	父子世帯	70.0 (R5.8.31)	57.1 (R1.8.31)	69.4 (H27年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	54.3 (R3.8.31)	42.6 (R1.8.31)	42.9 (H28年度)
	父子世帯	31.9 (R3.8.31)	20.8 (R1.8.31)	20.8 (H28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯	66.0 (R3.8.31)	79.8 (R1.8.31)	69.8 (H28年度)
	父子世帯	85.1 (R3.8.31)	93.5 (R1.8.31)	90.2 (H28年度)

第3節 郡山市の課題

これまでの取組と、統計データやアンケート調査結果の結果等に基づき課題を整理しました。

1. 幼児教育・保育についての課題

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園等すべての保育施設において、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図り、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくことが求められています。

本市では、保育所待機児童の解消を図るため、民間認可保育施設や認定こども園等の整備を積極的に進め、2015（平成27）年度から2022（令和4）年度までの9年間で50施設、2,694人分の受入れ枠の拡大を図ってきたところです。これにより、4月1日時点における国基準待機児童数については、2021（令和3）年から2024（令和6）まで、4年連続で0となっています。

本市のこどもを取り巻く環境においては、幼稚園の園児数が減少する一方で、保育需要の高まりから、年度間を通した保育所待機児童の解消が、依然として課題となっています。一方、市全体でみると就学前児童数は減少し続けており、保育需要を見極めながら公立保育所の再編成や定員の削減等を進めていく必要があります。

幼児教育・保育の現場では、障がいのあるこども等支援を必要とするこどもの受入れが増加するとともに、医療的ケアが必要な子どもの受入体制の整備が急務となっています。加えて、家庭環境の問題などから、こどもだけでなく保護者も含めて支援が必要な家庭が増加するなど、支援ニーズは増加し、かつ多様化しています。

また、幼児教育・保育の担い手である保育士、保育教諭等の人材育成・確保、その処遇改善や現場の負担軽減が課題となっています。

こうしたこどもや幼児教育・保育の現場などを取り巻く環境の変化と諸課題に適切に対応していくことが求められています。

2. 放課後の児童の居場所についての課題

国では、『放課後児童対策パッケージ』において、「こどもまんなか」な放課後を実現するため、放課後児童クラブの待機児童解消を目指すこととしています。

本市におけるアンケート調査（ニーズ調査、2024（令和6）年）でも、放課後の過ごし方について、就学前児童で5歳以上のこどもを持つ保護者では「市が行っている放課後児童クラブ」を希望する割合が低学年で5割を超えている状況です。

本市の女性の就業状況は、2020（令和2）年の国勢調査によると、本市女性の労働力率が54.38%と、全国女性の労働力率53.45%よりも高いことから、児童クラブの利用ニーズも比例して高い水準にあると考えられます。

そのため、本市では、保護者負担の軽減を図るとともに、民間放課後児童クラブの安定的な運営支援を図るため、2021（令和3）年度から民間放課後児童クラブに対する補助を開始し、民間放課後児童クラブと連携した受入枠確保に取り組んでいます。2024（令和6）年4月現在、公立と民間

の放課後児童クラブ定員合計は4,853人であり、民間放課後児童クラブとの連携開始前の2020（令和2）年度の定員合計2,780人と比べて、約1.7倍に拡充しています。

今後の学校別の児童数推計においては宅地造成等により在校児童数が増加を続ける学校もあるため、近隣の民間放課後児童クラブとの連携と併せて、低学年の受入枠が確保できるよう対応していく必要があり、それとともに、市全体としての児童数減少による将来的な需要減少及び将来的な費用負担を見据えて検討していく必要があります。

併せて、放課後児童クラブの量的拡充だけではなく、質的拡充も課題となっています。放課後児童クラブの活動においては、国の『こどもの居場所づくりに関する指針』（2023（令和5）年12月22日閣議決定）で「こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所」が重視されていることを考慮することも重要です。

本市では、民間事業者等が有するノウハウやアイデアを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成するため、2024（令和6）年度から公立放課後児童クラブで指定管理者制度を導入したところであり、事業規模の拡大に対応した質的拡充を図り、持続可能な事業運営に取り組んでいく必要があります。

また、本市の待機児童は、放課後児童クラブの受入枠拡充により、2020（令和2）年度の245人から2024（令和6）年度の72人と減少していますが、待機児童の多くが4年生であることを踏まえ、高学年の児童の居場所づくりとして多様な放課後の居場所の確保・充実は今後も重要な課題です。

3. 切れ目のない支援についての課題

子育てしやすい環境を整えるためには、教育・保育施設を利用することのみの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

本市では、2020（令和2）年3月に策定した『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』において「切れ目なく子育てを支援する視点」を基本的な視点の1つとして、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を図ってきました。

本市におけるアンケート調査（ニーズ調査、2024（令和6）年）では、就学前児童保護者のうち、緊急時等に子どもを見てもらえる親族・知人がいる割合が前回調査と比較して減少し、誰もいないと回答した割合が増加しています。核家族化の進展により、身近に子どもをみてもらえる親族等がいない人が増えていると考えられます。

また、就学前児童の保護者の17.6%、小学生保護者の24.4%が「相談する場所がない」と回答しており、保健センターや行政センター、児童相談所、子育てサロン等の公的な場所での相談割合が少なくなっています。

保護者が不安を抱えることなく子どもをすこやかに育てることができる環境を整備するためには、切れ目のない相談や支援を行い、スムーズに福祉サービスや専門相談機関につなげ、保護者の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取組が必要です。更に、今後は「こどもまんなか」社会の実現を目指すため、妊娠・出産期から子育て期までのみではなく、その先の

学童期・思春期・青年期等も含め、こども・若者の状況に応じた切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

4. 生きづらさ等の問題を抱えるこどもについての課題

全国的に不登校の児童生徒数は増加傾向にあります。本市においても同様の傾向が見られ、公立学校における不登校児童数は小学校・中学校とも増加傾向にあります。

本市におけるアンケート調査（こども・若者調査、2024（令和6）年）では、「自分には話せる人がいないと感じることがある」「自分はまわりから、取りのこされていると感じることがある」「自分はひとりぼっちだと感じることがある」について、10～14歳でそれぞれ2割程度が『ある』（「時々ある」＋「いつもある」）と回答しています。

悩みを抱えている児童・生徒に対して、相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、辛い・苦しい経験をした際にこども自らが相談でき、こどもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みを検討していくことが重要です。また、相談支援体制等の充実にあたっては、庁内の関係部署間での十分な連携に加え、関係機関・団体等とも連携し情報共有を図りながら総合的に支援する必要があります。

5. 生活に困難を抱える家庭への支援についての課題

国では、経済的な状況がこどもの育ちに影響を及ぼす「こどもの貧困」を重要な問題と捉え、2019（令和元）年11月に『子供の貧困対策の推進に関する大綱』を閣議決定するとともに、2023（令和5）年12月に閣議決定された『こども大綱』において、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことを基本的な方針の1つとして掲げています。

本市におけるアンケート調査（こどもの生活実態調査、2022（令和4）年）では、現在の暮らしの状況について、「苦しい」または「とても苦しい」と回答した保護者の割合は22.1%となっています。

特に母子世帯は経済的困窮に陥りやすい状況であり、本市におけるアンケート調査（ひとり親世帯等意向調査、2023（令和5）年）では、ひとり親世帯への支援施策で充実を望むものとして「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」との回答が54.2%と最も多く、次いで「ひとり親医療の助成申請が簡単にできること」との回答が50.1%となっています。また、「住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」も4割を超えており、経済的な支援を希望する世帯が多い状況です。また、2021（令和3）年に実施した同調査では、相談窓口で相談しやすくなるための改善策として、「土日・祝日に相談できる」との回答が35.5%と最も多く、次いで「1箇所で色々な相談ができる」との回答が21.9%となっています。

生まれ育った家庭環境や経済状況に関わらず、すべてのこどもがすこやかに育つことができるよう、支援を必要とする生活に困難を抱える家庭に適切なサービスを結び付けるとともに、地域住民も含め支援機関等と連携しながら包括的に支援することが必要です。

6. 若者への支援についての課題

本市におけるアンケート調査（こども・若者調査、15～39 歳）では、「自分には人とのつきあいがないと感じる」「自分は取り残されていると感じる」「自分はほかの人たちから孤立していると感じる」について、それぞれ4割～5割程度が『ある』（「時々ある」＋「常にある」）と回答しています。

若者の困難な状況は、病気や健康、人間関係、家族関係、就職・進路等、多岐にわたり、複合性・複雑性を有しているといえます。不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることに加え、相談先や必要な支援がわからないという事態に陥らないよう、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知することが重要であると考えられます。

また、本市におけるアンケート調査（こども・若者調査、15～39 歳）では、自分の将来に対する明るい希望の有無で肯定的な回答が多いものの、否定的な回答も約4割となりました。こども・若者が自らの将来に希望を持ち、自らの意思で主体的に将来のライフプランを選択することができるよう、それを支援する担い手の育成や地域ネットワークの強化にも取り組んでいく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市では、『子どもの権利条約』の精神にのっとり、2018（平成30）年4月に『郡山市子ども条例』を制定し、市や保護者をはじめ、地域社会を構成するすべての人々がこどもを第一に考えるまちづくりを推進し、こどもがすこやかに成長し、自立できる社会の実現を目指してきました。

また、『子どもの権利条約』に加え、日本国憲法の精神に基づき1951（昭和26）年5月5日に国民会議において制定された『児童憲章』を踏まえ、2020（令和2）年3月に『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』を策定し、様々なこどもや子育て当事者などに対する支援に取り組んでまいりました。

本計画では、『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』の基本理念である『子どもの想い』を第一に考えるまち「こおりやま」を継承するとともに、『こども基本法』に基づく『こども大綱』を勘案し、こども・若者の最善の利益を第一に考え、その権利が尊重され、誰一人取り残されず、すべてのこども・若者のウェルビーイング（※）を社会全体で実現することを目指し、以下のように基本理念を定めます。

すべてのこども・若者のウェルビーイングを
実現するまち こおりやま

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

この計画を基盤とし、すべてのこども・若者が、置かれている環境にかかわらず、等しく幸せを感じながら未来への希望を持って生活し、安心して子育てができるまちづくりのため、市や保護者、市民等のほか、学校関係者や事業者など地域全体でこども・若者を支え合う社会の実現に取り組めます。

※ウェルビーイング…

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

第2節 基本的方針

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、基本的方針を以下のとおり定めます。

1. こども・若者の権利保障と最善の利益

こども・若者の権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

こども・若者は、基本的人権を持つ一人の人間として保護者や社会の支えを受けながら、自らも家族・社会の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

すべてのこども・若者が、虐待やいじめ、差別や暴力等を受けることなく、すこやかな成長と発達を保障されるとともに、社会全体がこどもや若者の自己実現を後押しし、こどもや若者に関わるすべての施策において、こども・若者の権利や最善の利益が考慮されるよう取り組みます。

2. こども・若者の意見表明と社会参画

こども・若者の意見表明・社会参画の機会を創出し、様々な“声”を汲み取るための十分な配慮を行います。

こども・若者の最善の利益を実現する観点からも、こども・若者の意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。また、困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を取りこぼされがちなこども・若者等についても、意見を聴くための十分な配慮を行います。

3. こどもが安心して生まれ、すこやかに育つことができる社会の実現

すべてのこどもが安心して生まれ、育つことができるよう、妊娠前から、妊娠、出産、育児までの切れ目ない支援を社会全体で実現します。

「こどもが安心して生まれ、育つことができる社会」を実現するためには、社会のあらゆる分野における人たちが、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めるとともに、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

乳幼児期のこどもの健康な発達に欠かせない愛着（アタッチメント（※））や豊かな遊びと体験は、生涯にわたるウェルビーイングの向上に欠かせない重要な情緒の安定、社会性の発達、自己肯定感の向上、良好な人間関係形成等に重要な影響を与えます。

そのために、保護者が孤立しないよう寄り添いながら、相談や適切な情報提供を行い、妊娠からの切れ目のない支援を行います。また、地域の実情を踏まえ、こどもの成長にとってより良い環境づくりに取り組みます。

※アタッチメント…

乳幼児と養育者との間に築かれる基本的な信頼感であり、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。こどもに自らや社会への基本的な信頼感をもたらし、その基本的信頼感は、自他の心の理解や共感、すこやかな脳や身体の発達を促す。また、安定したアタッチメントは、自らや他者への信頼感の形成を通じて、いわゆる非認知能力の育ちにも影響を与える重要な要素であり、生きる力につながっていくとされている。

4. こども・若者の自立を支える社会の実現

すべてのこども・若者が、年齢で途切れることなく、自分らしく自立できるまでの切れ目ない支援を社会全体で実現します。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えます。

また、移行期の若者が抱える複合的な困難に対応するため、自治体と民間の支援団体等の連携のもと、切れ目ない支援を行うための施策の推進と体制構築を行います。

5. こども・若者の貧困と格差の解消

すべてのこども・若者が、生まれ育った環境に関わらず幸せな状態で成長できるよう、貧困と格差の解消を図ります。

貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長するための前提であり、すべてのこども施策の基盤となります。

本市においても、ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、こどもと親の健康で文化的な生活を保障するとともに、これまで取り組んできた貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

6. 若い世代の多様な人生の希望形成と実現の支援

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点に立って多様な人生の希望の形成と実現を支援します。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要です。

その上で、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていく環境づくりに取り組めます。

また、共働き世帯が増加しているため、家庭内における固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、男女が自らのキャリアを犠牲にすることなく、相互に協力しながら子育てをし、それを職場や地域社会全体で支援することができるよう取り組めます。

7. 関係機関や民間団体との協働

こども・若者、子育て当事者が抱える複合化する課題に対し、関係機関や民間団体との協働により解決に取り組めます。

本市における『郡山市子ども条例』では、「市、保護者、地域住民等、学校関係者および事業者が相互に連携協力して取り組むこと」を基本理念の1つとして掲げながら、市のこどもへの支援に関する基本的施策について定めています。

地域の各関係機関と行政がより一層の連携を図り、一人ひとりのニーズに合った適切な支援サービスが一体的に提供できる体制整備や包括的な相談支援体制整備に取り組み、地域の将来を見据えた、より実効性の高いこども・若者支援施策を展開します。

第3節 施策の体系

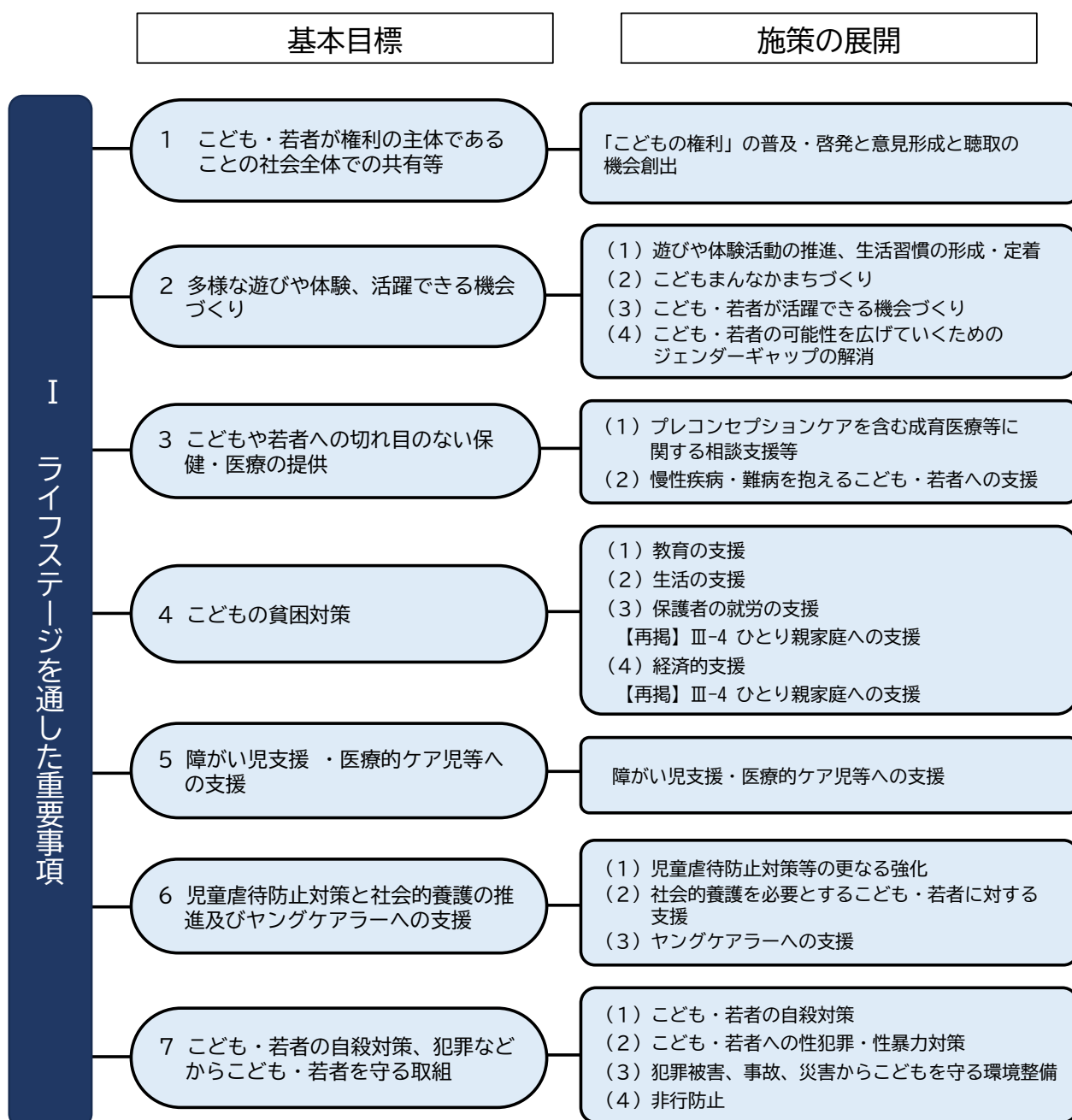
基本理念、基本方針及び基本目標について、以下の施策体系とします。

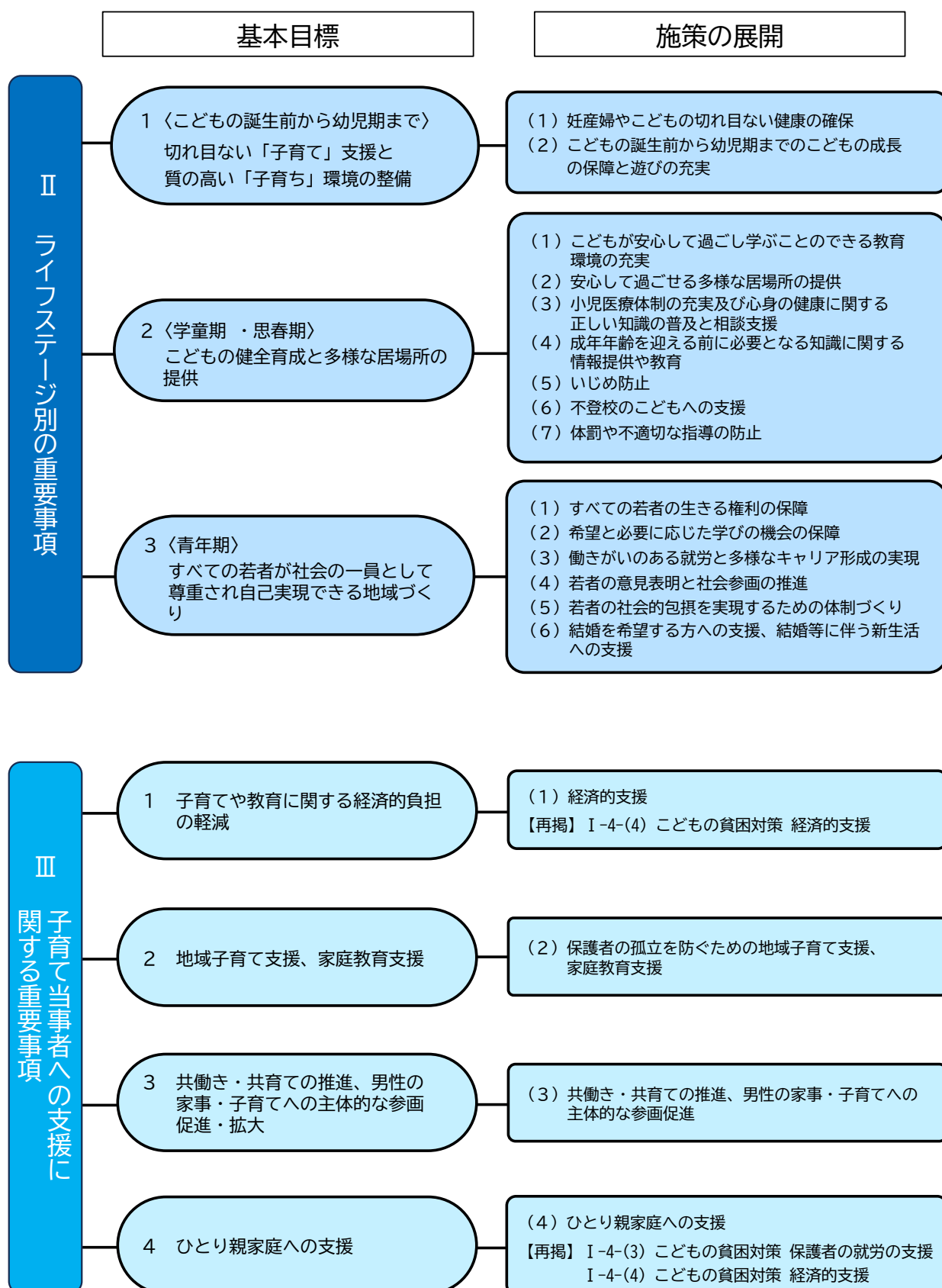
<基本理念>すべての子ども・若者のウェルビーイングを実現するまち こおりやま

<基本方針>

※基本理念を実現の視点に基づいて計画を推進する

- 1 子ども・若者の権利保障と最善の利益
- 2 子ども・若者の意見表明と社会参画
- 3 子どもが安心して生まれ、すこやかに育つことができる社会の実現
- 4 子ども・若者の自立を支える社会の実現
- 5 子ども・若者の貧困と格差の解消
- 6 若い世代の多様な人生の希望形成と実現の支援
- 7 関係機関や民間団体との協働





第4章 施策の展開

第1節 I ライフステージを通じた重要事項

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	「こどもの権利」について知っているこどもの割合	こどもの権利の普及・啓発の効果を表す指標	新規のため 数値なし	50.0%
2	こども・若者が意見表明をする機会の開催回数と参加者数	こども・若者の意見聴取の取組状況を示す指標	6回、66人	現況値を上回る

施策の展開 「こどもの権利」の普及・啓発と意見形成と聴取の機会創出

『こども基本法』や『子どもの権利条約』が示しているように、すべてのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った自立した個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現していく権利を持っています。

本市としても、こども・若者が権利の主体であることを再認識するとともに、地域全体での理解が深まるよう取り組みます。

こどもの権利については、当事者であるこども、またこどもを守るべきおとなや社会にも、十分に認知されているとは言えないことから、すべてのこども・若者が希望を持ってすこやかに育つことができるよう、こども・若者自身のほか、地域の人々に対し、『子どもの権利条約』をはじめ、こどもの権利に関する周知・啓発等を推進します。

また、こども・若者にとって、自分の意見が十分に聴かれ、社会に何かしらの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。こども・若者や子育て世代の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見形成や表明に関する機会創出と支援を行います。

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者のすこやかな成長の原点であり、そうした場の提供や国内外を問わず、異なる文化や多様な価値観に触れられる環境づくりに取り組むとともに、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、教育・学習機会の創出に取り組み、こども・若者の夢や希望の発見・実現を後押しします。

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	概要	現況値 2023 年 (令和 5)	達成目標 2029 年 (令和 11)
1	自分には自分らしさというものがあると思うこども・若者の割合	こども・若者の自己肯定感の高さを表す指標	81.7% (15～39 歳) ※令和 6	90.0%
2	今の自分が好きだと思うこども・若者の割合	こども・若者の自己肯定感の高さを表す指標	78.8% (10～14 歳) 54.8% (15～39 歳) ※令和 6	現況値を上回る (10～14 歳) 70.0% (15～39 歳)
3	自分の夢や目標を持っているこどもの割合	こどもの自己効力感の高さを表す指標	83.3% (小学 6 年) 68.7% (中学 3 年) ※令和 6	全国平均を上回る
4	人の役に立つ人間になりたいと思うこどもの割合	こどもの自己有用感の高さを表す指標	96.8% (小学 6 年) 96.2% (中学 3 年) ※令和 6	全国平均を上回る

施策の展開（１）遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

多様な「遊び」や「体験」は、こども・若者の生涯にわたるウェルビーイング向上の土台を作るものです。こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、スポーツ活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験等、多様な体験活動の充実に努めます。

また、こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供を行います。

施策の展開（２）こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て世代が安全・安心に、かつ快適に日常生活を送るためには、周辺環境や居住環境を充実させることが不可欠です。

こどもの住まい、学び、遊び、自己実現の場と、これらを有機的につなぐ都市空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速し、子育て世代のニーズを捉えながら、こどもの遊び場の整備と遊び場へのアクセスの確保や、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出、子育てにやさしい住まい空間の創出などの取組を推進します。

施策の展開（３） こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者自身が社会の一員であることを自覚し、社会への責任や義務、参画意識を身につけ、主体的に社会に関わることができるような体験やボランティア体験等の経験の場を設ける必要があります。こども・若者が、それぞれの個性や長所を伸ばし、郡山市の未来を切り開いていけるよう支援します。

また、異文化や多様な価値観等に触れることにより、多様化する社会への理解促進、教育及び多文化共生の推進を図り、こども・若者が一人ひとり異なる個性や長所を伸ばし、特技を开花させ、世界や日本、郡山市の未来を切り開いていけるよう活躍できる環境づくりを行います。

施策の展開（４） こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ（※）の解消

ジェンダーにとらわれない教育や啓発活動を行うことで、ジェンダーに敏感な視点の浸透を図ります。

また、ジェンダーアイデンティティ（※）の多様性に関する理解促進や、様々な世代における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス（※））の解消につながる取組に関する啓発や情報発信を進めます。

※ジェンダーギャップ…男女の違いにより生じる格差。

※ジェンダーアイデンティティ…

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

※アンコンシャス・バイアス…

日本語で「無意識の思い込み」などと表現されており、これまでの経験や見聞きしてきたことなどから生み出され、誰もが持っているもの。

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

すべてのこどもがすこやかに育つ社会の実現を目指し、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケア（※）の推進を行うとともに、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者に対する医療費助成や自立支援等を行います。

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023 年 (令和 5)	達成目標 2029 年 (令和 11)
1	郡山市管内医療機関からの患者報告数（HIV・梅毒・風しん）	性感染症等への正しい知識の普及状況を示す指標	70 人	0 人
2	性や妊娠に関する講座等の受講者数	性や妊娠に関する正しい知識の普及状況を示す指標	890 人	1,500 人

施策の展開（１） プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等

プレコンセプションケアとは、若い男女が長期的なライフプランを視野に、将来の妊娠や体の変化に備えて日々の健康と向き合うことです。将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、低年齢から分かりやすく妊娠、出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。

妊娠、不妊及び出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。また、様々な事情から予期せぬ妊娠をした人等が一人で悩みを抱えることなく気軽に相談ができるよう相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止め、相談支援を充実させます。

施策の展開（２） 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

慢性疾病や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費等の助成や相談支援を行います。また、自立を支援するための相談支援や就労支援等を実施します。

※プレコンセプションケア…

若い世代が性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、自分を大切にした健康な生活やライフプランの実現および望む人には妊娠・出産へ適切な準備ができるようなケア。

4 こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や学習意欲、前向きに生きる気持ちなど、こどもの権利利益を侵害するものであり、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めます。

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023 年 (令和 5)	達成目標 2029 年 (令和 11)
1	こどもの相対的貧困率	家庭の所得が中央値の 1/2 未満の世帯に属する 18 歳未満の児童の割合を示す指標	12.7% (市 令和 4) 11.5% (国 令和 3)	現況値を 下回る
2	ひとり親家庭で養育費を受け取っているこどもの割合	家庭への経済支援の観点からの困窮度を表す指標	34.0% (母子世帯) 14.9% (父子世帯) ※令和 3	40.0% (母子世帯) 17.5% (父子世帯)
3	ひとり親家庭の正規の職員・従業員の割合 (自営業を含む)	保護者の就労支援の観点からの困窮度を表す指標	52.1% (母子世帯) 87.8% (父子世帯)	58.0% (母子世帯) 89.7% (父子世帯)

施策の展開（１） 教育の支援

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境を確保し、こどもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境をよりよいものにするため、2019（令和元）年 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

また、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するために、学習機会の提供や、相談対応、地域の居場所づくりなどを推進します。

更に、生活困窮世帯のこどもを対象に、『生活困窮者自立支援法』、『母子及び父子並びに寡婦福祉法』に基づき、学習支援の機会を提供し、こどもの将来の進路選択の幅を広げ、社会的自立を支援する取組の推進を図るため、学習支援及び生活支援事業を実施します。

施策の展開（２） 生活の支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、健康診査の場や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児とその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、こども家庭相談センター等での子育てに関する相談支援を行います。

あわせて、生活困窮世帯やひとり親世帯の保護者が就労と子育てを両立できるよう、保育所等及び放課後児童クラブの確保方策を進めるとともに、認可保育施設や公立放課後児童クラブで一定の要件に該当するひとり親世帯に対する保育料・利用料の一部軽減・免除を実施します。

更に、地域の中でのつながりを持ち、地域での子育て支援につなげることができるよう、こどもが誰でも参加することができ、多世代で交流できる場であるこども食堂の活動を周知し、こども食堂の安定的・継続的な活動を支援します。

施策の展開（３） 保護者の就労の支援 ※【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援

働いているひとり親家庭の保護者が、育児休業やこどもの看護休暇など、仕事と両立して安心してこどもを育てられる労働環境の整備を図ります。

また、ハローワーク等と連携し、ひとり親を含む子育てをしている女性等に対するきめ細やかな就職支援及びひとり親家庭の保護者の就業に必要な知識・技能の習得を容易にするための支援事業を行います。

施策の展開（４） 経済的支援 ※【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭を含めた生活に困難を抱える家庭に対し、就学援助や母子父子寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成などの公的な各種支援についての情報を積極的に提供し、安定的な生活を送れるよう支援します。

また、こどもの心身の健全な発達を図るため、「養育費」の確保に向けての相談や公正証書の作成など、養育費の確保について支援します。

5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	通所支援福祉サービス等見込量	障がい児の療育の場の障害福祉サービスの受け入れ状況を表す指標	1,622人分	2,000人分
2	障がい児相談支援サービス等見込量	適切な情報の提供や意思決定支援を含む障害福祉サービスの利用支援のほか、関係機関との連携するための相談先の確保状況を表す指標	719人分	900人分

施策の展開 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいのある**子ども**や発達に**課題**のある**子ども**、日常生活を営むために医療を要する子ども（医療的ケア児）の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がい児等支援体制については、「障がいのある人もない人も、互いに尊重し支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる誰ひとり取り残されない『共生社会』の実現」を基本理念とし、2024（令和6）年3月に策定した『第6期郡山市障がい者福祉プラン』に基づき、障がいや発達に課題のある子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期から一貫した支援体制の整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。

教育・保育を必要とする障がい児、医療的ケア児及び発達に課題のある子どもが、円滑に教育・保育を受けられる体制や環境の整備を行うとともに、適切な支援・福祉サービスの提供に努めます。

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識のもと、すべてのこどもの良好な成育環境の確保にむけて、児童虐待防止や社会的擁護、ヤングケアラーの支援に関する取組を推進します。

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023 年 (令和 5)	達成目標 2029 年 (令和 11)
1	児童虐待に関する相談件数（実件数）	こどもの虐待を防止できているかを示す指標	32 件	0 件
2	児童虐待防止講演会・研修会の参加者数	児童虐待のサインやその背景を理解することによる虐待を防ぐ環境の醸成に関する指標	147 名	300 名
3	子育て世帯訪問支援事業の実施回数	ヤングケアラーに気づき適切な支援につなげる環境が醸成されているかを示す指標	328 回	456 回

施策の展開（１） 児童虐待防止対策等の更なる強化

虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、その後の人格形成にも深刻な影響を及ぼすもので、こどもに対する最も重大な人権侵害であり、どのような事情があっても決して容認されるものではありません。一方、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、疾病、障がい等、様々な困難が背景にある場合や、孤立や育児不安等のストレスなどを原因として虐待につながるケースも少なくないことから、養育者自身が置かれている困難に対する支援や周囲のサポートも含め、こどもの虐待につながらないようにしていく必要があります。

また、児童虐待防止の意識啓発を推進するとともに、こども家庭センター、児童相談所、警察、民生・児童委員、学校、保育所、医療機関などを構成機関とした、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携体制の強化や、こども自身も相談できるよう、児童相談所への全国共通ダイヤル「189」をはじめとする児童虐待に関する相談窓口の積極的な周知を図ることにより、未然防止・早期発見など、社会全体での児童虐待の予防に取り組めます。

施策の展開（２） 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

社会的養護を必要とするこどもが、児童養護施設等を退所後に、円滑に家庭復帰や親子関係の再構築が進むよう、児童相談所と連携し、各家庭の状況を考慮した支援を実施します。

また、様々な理由により、家庭復帰や家庭からのサポートが受けられない状況にあっても、自立した生活を営むことができるよう、適切な支援に努めます。

施策の展開（３） ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来おとなが担うと想定されるような家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらくなっています。

当事者や家族の思いを尊重しながら、要保護児童対策地域協議会の活用により、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげます。

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもが一生心や体に残る傷を負ったり、命を失う事件や事故が後を絶たない中、すべてのこどもがすこやかに育つことができるよう、こども・若者への自殺対策、犯罪・暴力対策、交通安全対策、防災対策、非行防止と自立支援等に取り組みます。

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	自殺者のうち未成年者の割合	こども・若者の自殺を防ぐ環境が醸成されているかを表す指標	3.2%	0.0%
2	児童生徒の交通事故件数	こどもを事故から守る環境が整備されているかを表す指標	51件	0件
3	20歳未満の人口に占める少年の検挙・補導件数の割合	こども・若者が犯罪に巻き込まれるリスクに関する指標	0.52%	現況値を下回る

施策の展開（１） こども・若者の自殺対策

まだ人生の入口にいるこども・若者が命を自ら断つことほど痛ましいことはなく、誰も自殺に追い込まれることのない社会づくりが必要です。一方、本市の自殺者数における未成年者の割合は、2020（令和2）年まで減少傾向にありましたが、コロナ禍であった2021（令和3）年からは急激に増加した経過があり、国、県を上回っている状況であり、より一層の対策が必要となっている状況です。

相談支援体制の充実や自殺予防に関する教育や周知・啓発の推進等、こども・若者の自殺対策を推進します。

施策の展開（２） こども・若者への性犯罪・性暴力対策

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、市ホームページや広報誌を活用し、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めるほか、被害当事者への支援等を進めるとともに、犯罪発生の防止に努めます。

施策の展開（３） 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、すべてのこどもがすこやかに育つための大前提となります。交通安全運動や交通・防犯教室等を通じて、こども自身の交通安全・防犯意識の高揚を図ります。

虐待や体罰などこどもへの暴力の防止は、犯罪被害をなくすことに繋がることから、保育所や幼稚園、学校などにおいて、こどもや職員、保護者の方々に対する啓発に努めます。

最近ではこどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどものすこやかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった問題も起きています。性犯罪や性暴力対策や非行防止の取組の両輪で、学校などとの連携を図り、情報リテラシー（※）の習得支援などを推進します。

また、自然災害が発生した際に、こどもの生命・身体を守り、被害を最小限に抑えるため、保育施設・幼稚園、学校及び放課後児童クラブに対する早期からの情報提供や災害状況に応じた避難の指示等を迅速に行い、施設が使用できなくなった際には、他施設における一時的な代替保育の検討を行うなど、施設の運営を支援します。更に、保育施設・幼稚園、学校、放課後児童クラブでは、平常時から避難訓練や防災知識の普及、防災・減災教育を実施するなど、「避難行動要支援者」であるこどもの安全を最優先とした教育・保育の提供体制を確保します。

※情報リテラシー…

情報機器の操作能力のほか、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲。

施策の展開（４） 非行防止

関係機関・団体、地域等と連携した非行防止活動や啓発活動を促進するとともに、郡山市少年センターの補導員による補導活動を実施し、補導員が見守っているという意識を地域に根付かせる「見せる補導」等を実施します。

また、青少年を取り巻く社会環境の変化に合わせ、郡山市少年センターの在り方とともに、効果的な非行防止活動について検討を進めます。

第2節 II ライフステージ別の重要事項

1 〈こどもの誕生前から幼児期まで〉

切れ目ない「子育て」支援と質の高い「子育て」環境の整備

安心してこどもを生み、すこやかに育てることができる環境づくりの一環として、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない健康づくり支援を行うとともに、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないように、地域で支え、こどもを安心して生み育てられる環境づくりを推進します。

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023 年 (令和 5)	達成目標 2029 年 (令和 11)
1	合計特殊出生率	こどもを産み育てやすい環境となっているかを示す指標	1.25 ※令和 4	郡山市人口ビジョンの目標値を上回る
2	出生数	こどもを産み育てやすい環境となっているかを示す指標	1,989 人 ※令和 4	郡山市人口ビジョンの出生率目標値と 15～49 歳女性の推計人口に基づき算出
3	住んでいる地域が子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	こどもを産み育てやすい環境となっているかを表す指標	67.5% (未就学児) 61.1% (小学生) ※令和 4	80.0% (未就学児) 70.0% (小学生)
4	周産期死亡率(妊娠 22 週～生後 1 週までの胎児及び新生児の死亡率)	妊産婦の医療・保健の充実度に関する指標	4.5 件 (1,000 件中) ※令和 4	0 件

施策の展開（1）妊産婦やこどもの切れ目ない健康の確保

妊娠、出産、子育てへの不安や負担感を軽減するため、医療や保健に関する支援、育児不安に関して相談できる機会の確保、妊娠段階に応じた出産準備教育や不安解消のための相談・指導体制の充実など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、こどもや妊産婦の健康を確保するとともに、こどもの自立を支援する観点から、妊娠期（胎児期）からこどもの社会的自立に至るまでの継続的なソーシャルワークなどを行いながら、すべてのこどもや妊産婦の健康の確保に努めます。

また、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、給付金事業等の実施も引き続き行います。

施策の展開（２） こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

延長保育、病児保育、**ファミリーサポートセンター**や一時預かりなど、多様な支援サービスを提供するとともに、本事業に従事する者の資質向上及び人材確保のため、子育て支援員などに対する研修会を開催するなど人材育成に努めます。

また、日常の子育てを楽しく、安心して行うために、「こどもを遊ばせる場や機会の提供」の充実に取り組みます。

なお、本市においては、2021（令和3）年度以降、4月時点では待機児童（認可保育施設に入所できなかった児童のうち、国の基準に基づき、特定の保育施設希望、育児休業延長希望、保育施設を利用中等を除いた児童）が発生していない状況となっていますが、各年度とも年度途中からの月別待機児童は増加傾向にあり、引き続き、多様化する保育ニーズに対する受け入れ体制を整えます。

2 〈学童期・思春期〉 こどもの健全育成と多様な居場所の提供

学童期・思春期のこどもは、ともに心身の成長が著しい時期であることから、安全・安心が確保された場で、様々な経験をしながら、社会性や自己肯定感を高めることができる環境づくりを推進します。

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023 年 (令和 5)	達成目標 2029 年 (令和 11)
1	学校が自分にとって居場所になっていると思うこどもの割合	こどもにとって学校は自分の居場所と感ずるかを表す指標	73.1% ※令和 6	現況値を上回る
2	地域に居場所があると答えたこどもの割合	こどもの健全育成の観点から、家庭・家族以外の社会関係や居場所があるかを表す指標	58.6% (10-14 歳) ※令和 6	現況値を上回る
3	放課後児童クラブの待機児童数	こどもの居場所の充実度を表す指標	72 人 ※令和 6	5 人
4	不登校・児童生徒のうち「ふれあい学級」やフリースクール等の関係機関につながっている割合	不登校のこどもの学習権が保障されているかを表す指標	53.6%	100.0%

施策の展開（１） こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実

こどもにとって、学校はただ学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごすなかで、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所のひとつです。学力の向上及び生徒指導の充実を目指し、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導を行う少人数教育を実施するほか、教育環境を充実するための手厚い人的配置や、児童生徒の学びの質を高め、「主体的・対話的で深い学び」を実現できる資質能力を育てるために、教師の指導力向上に向けた研修の機会を確保します。

施策の展開（２） 安心して過ごせる多様な居場所の提供

こどもが安心して過ごせる居場所は、孤立を防ぎ、心の安定と安全につながるだけでなく、他者と関わりながら、社会性やコミュニケーションを学ぶ場でもあります。また、様々な活動や経験を通じて、新しいことを学ぶことは、自身の興味の発見につながります。

様々なニーズを捉えながら、放課後児童クラブの受入枠確保とともに、学校との連携や公民館等公共施設の活用、青少年健全育成協議会をはじめ、こども会やボーイスカウト・ガールスカウト、スポーツ少年団、こども食堂などの地域に根差した団体・活動の担い手との情報共有を深め、連携を図るなど、地域でこどもたちが安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めます。

一方、居場所は物理的な場所に限るものではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものです。年齢を問わず、安全安心に過ごしなが、主体的に学び、成長することができるよう、こどもの居場所づくりを推進します。

施策の展開（３） 小児医療体制の充実及び心身の健康に関する正しい知識の普及と相談支援

こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。

また、こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、ＳＯＳを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、相談や情報収集を行いやすい環境づくりに取り組みます。

施策の展開（４） 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育や金融経済教育等の推進を図ります。

また、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

施策の展開（５） いじめ防止

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為であるという認識の下、どの学校においても、いじめの未然防止に努めるため、早期発見と連携対応を徹底します。

また、学級活動や「特別の教科 道徳」等の授業において、いじめ防止のリーフレットを配付、活用した指導を行います。また、保護者会等におけるリーフレットの活用を通して、家庭との連携を図りながら、いじめの未然防止に努めます。

施策の展開（６） 不登校のこどもへの支援

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないよう、『教育機会確保法』の趣旨を踏まえた配慮が必要です。

全国的に不登校の児童生徒数は増加傾向にあります。本市においても同様の傾向が見られ、公立学校における不登校児童数は小学校・中学校とも増加傾向にあります。

不登校や長期欠席状態にある児童生徒や家庭に対しては、学校と関係機関が連携した組織的な支援体制の強化が求められています。不登校の児童生徒の心に寄り添い、個の状況に応じた必要な支援を図るためのスクールカウンセラー配置事業や、登校することが困難な児童生徒の居場所づくりと自己実現に向けた取組を推進します。

施策の展開（７） 体罰や不適切な指導の防止

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、『学校教育法』で禁止されているものです。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。

3 〈青年期〉

すべての若者が社会の一員として尊重され自己実現できる地域づくり

それぞれの若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の終了年齢や、成年年齢である 18 歳、20 歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えられるよう、官民の様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、**教育、福祉**を切れ目なく提供することを目指します。

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023 年 (令和 5)	達成目標 2029 年 (令和 11)
1	自分自身に満足していると 感じている若者の割合	今現在の生活が充実しているか(学び や就労、社会参画も含めて)を表す指標	44.3% (15～39 歳) ※令和 6	55.0%
2	困難体験のある(あった) 若者のうち、相談・支援機 関を知っており実際に利用 した割合	本人や家族のニーズに応じて、学びや 労働、支援の情報を取得できているか、 またその機会を創出できているかを示 す指標	29.5% ※令和 6	40.0%
3	若者支援において 市の施策 が推進された と感じる官民 の支援者の割合	個別事業や関係機関の連携・協働によ る支援体制などの若者施策の推進度合 を表す指標	新規のため 数値なし	50.0%

施策の展開（１） すべての若者の生きる権利の保障

家庭の経済的困窮やひきこもりなど、**若者が抱える生きるうえでの困難な状況については**、経済的困窮を伴わない場合は公的な支援に結び付きにくいこと、また、義務教育を終えたあとや 18 歳以降に就学・就労をしていない期間の若者は、**社会から孤立してしまう恐れがあることなどに**留意する必要があります。**課題が長期化・複雑化する前に適切な支援に繋がるのが重要ですが**、当事者からの S O S が出されない場合は、世帯ごと困窮したまま周囲に気づかれず、社会から孤立したまま長期間経過してしまうことで、8050 問題（※）へと発展してしまうこともあります。

**こうした若者への支援として、アウトリーチなどのソーシャルワーク（相談援助）や、家族を
まらごと支援するファミリーソーシャルワーク、支援への繋がりが生まれる場ともなる居場所の
充実に取り組みます。**

※8050 問題…

親に生活を支えられてきた子が 50 代となり、80 代となった親と世帯ごと社会から孤立し、生活を継続することが難しくなること。本人の病気、親の介護、経済的困窮など複合的な課題が背景にある。就職氷河期世代が 40 歳代を迎える 2010 年代から実態が明らかになり始めた社会課題。

施策の展開（２） 希望と必要に応じた学びの機会の保障

不登校や家庭の事情などでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援を受けていた生徒が、中学校卒業後**にも必要な**サポートを受けながら勉強できる環境を確保できるよう、義務教育期とその後を繋ぐ仕組みづくりが求められます。**例えば、通信制高等学校**（※）の生徒には、活動実績のないまま長期間経過している休眠生の割合も少なくないことが指摘されており、こうした生徒は経済的困窮やヤングケアラーなど様々な困難を抱えていることが考えられますが、その実態は把握しづらく、必要な支援を届けることを難しくしています。

こうした問題を踏まえ、支援への繋がりが生まれる場でもある**居場所づくりや、高等学校等の教員に対し**若者支援に関する社会資源（※）を周知するなど、適切な相談機関と繋がるよう取り組みます。

※定時制・通信制教育…

就業等のために全日制高校への進学をしなかった青年に後期中等教育の機会を提供するものとして制度化されたもの。

- ・定時制課程…夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
- ・通信制課程…郵送やパソコンなど通信による教育を行う課程

※社会資源…

人々のニーズを満たすために動員される施設や設備、資金や物資、集団や個人の有する知識や技能の総称。**例えば公的サービスのほか、民間団体の行う支援や活動、町内会などの組織、ボランティアや専門的知識を持つ人材などを指す。**

施策の展開（３） **働きがいのある就労と多様なキャリア形成の実現**

厚生労働省の事業である地域若者サポートステーションでは、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタントによる専門的な相談やコミュニケーションの練習、職場体験等による就労に向けたサポートに取り組んでいます。また、生活困窮者自立支援制度においても、就労へ不安を感じている方へ対する就労**準備支援**事業を実施しています。

しかし、移動手段や交通費がなくサービスを受けられない場合や制度利用の条件から外れてしまう場合、また障がいのグレーゾーン（※）にある若者にとっては、就労訓練までのハードルが高く、自立を困難にしています。

一人ひとりの能力やキャリア、生活状況にマッチした選択肢の広い職業訓練の機会の創出のため、学校や企業と連携**するなど、**就労に困難を抱える方が必要なサポートを受けながら働くことができるよう支援し、若者の多様なキャリア形成と就労の実現に向けて取り組みます。

※障がいのグレーゾーン…

身体・知的・精神障がいの診断基準をすべて満たしていないが、その傾向がみられる状態。障がい福祉制度の支援サービスが利用できないため、診断を受けた場合よりも社会生活での困難が多い。

施策の展開（４） 若者の意見表明と社会参画の推進

若者の意見表明や社会参画の機会の保障にあたっては、若者が権利の主体であり、「今を共に担う」存在として、大人とともに地域社会をつくっていく対等なパートナーであるということを前提とした価値観が重要です。意見聴取の手法として、アンケートやワークショップの実施、居場所づくりやボランティア活動など主体的活動を行っている若者へのヒアリング、既存の会議体への参加など、多様な手段を用いることや、高校や大学との連携などについても検討し、機会の創出に努めていきます。

意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない若者についても、ファシリテーターによるサポートを活用するなど、その意見を汲み取るための配慮と工夫に努めます。聴取した意見に対してはフィードバックを行い、対話を継続することで、若者の視点（子どもの権利条約原文における子どもの意見「Views」）が若者自身に関する施策やまちづくりに反映されるよう努めます。

施策の展開（５） 若者の社会的包摂を実現するための体制づくり

成人期への移行期にある若者が抱える困難の背景には、個人、家族、地域、学校、職場、社会といった本人を取り巻く様々な要因が分野を横断して複合的に絡み合い、重層的な関係性にあることが支援者から指摘されています。こうした課題に対しては、単独の組織での解決は難しく、行政・民間団体・住民・企業などの異なる立場、異なる分野の機関が、知識や技術を持ち寄り、協力することが不可欠となります。

官民の多職種・多分野からなる組織が協働して同じ目的のために取り組むことができる体制づくりに努めます。また、重層的支援体制整備事業や要保護児童対策地域協議会などの既存のプラットフォームとの連携を推進するとともに、支援者のスキル向上と連携強化のため、相互理解や研修・学習の機会を設けるとともに、個別のケースへの対応後において、支援方法や体制の見直しを随時行い、支援の質を高めていけるような仕組みづくりを目指します。

施策の展開（６） 結婚を希望する方への支援、結婚等に伴う新生活への支援

生活基盤が安定していることは、生まれ育った家庭を離れ新たな家庭を築いていこうとする際に、大前提となるものです。若い世代の視点に立ち、結婚をはじめとする多様な人生の希望の形成と実現を後押しできるよう支援に取り組めます。

第3節 III 子育て当事者への支援に関する重要事項

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	子育て費用（教育費含む） が家計の最も負担となっ ている世帯の割合	子育ての経済的負担感を表す指標	10.7% (未就学児) 16.6% (小学生) ※令和6	5.0% (未就学児) 10.0% (小学生)

施策の展開 経済的支援

これまで本市では、子育て当事者に対し、養育や生活に関する経済的負担の軽減のため、保育料等への支援のほか、医療費の無償化や小中学校の給食費の公費負担などに取り組んできましたが、今後においても、国や県の動向を踏まえながら、子育て当事者のニーズに応じた効果的な支援に取り組めます。

※【再掲】 I-4-(4)こどもの貧困対策 経済的支援

ひとり親家庭を含めた生活に困難を抱える家庭に対し、就学援助や母子父子寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成などの公的な各種支援についての情報を積極的に提供し、安定的な生活を送れるよう支援します。

また、ひとり親家庭の重要な収入源となる「養育費」の確保に向けての相談支援や情報提供など、養育費の確保について支援します。

2 地域子育て支援、家庭教育支援

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	住んでいる地域が子育てしやすいと考えている保護者の割合	保護者の子育てに対する安心感を表す指標	67.5% (未就学) 61.1% (小学生) ※令和6	80.0% (未就学児) 70.0% (小学生)
2	子育てについて不安や負担が大きいと感じる保護者の割合	保護者の子育てに対する安心感を表す指標	12.8% (未就学児) 16.9% (小学生) ※令和6	5.0% (未就学児) 10.0% (小学生)

施策の展開 保護者の孤立を防ぐための地域子育て支援、家庭教育支援

少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、こどもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないように、健康でゆとりある子育てのサポートや、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行います。

また、子育てに関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供を行います。

家庭教育支援にあたっては、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や、家庭の役割を理解するために必要な情報発信を行います。また、親子のふれあいを重視した体験活動や読書活動を実施するなど、安心して子育てができるよう細やかな事業の展開を図り、家庭教育の支援を強化します。

3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	出産前後の母親の就業継続率	子育てしながら働きやすい環境の醸成に関する指標	91.3% (正規社員) 87.7% (非正規) ※令和6	現況値を上回る
2	育児休業を取得した父親の割合	共働き・共育ての推進に関する指標	18.7% (未就学児) 3.4% (小学生) ※令和6	30.0% (未就学児) 30.0% (小学生)

施策の展開 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

男性中心の長時間労働を前提とした働き方は根強く、家事や育児の負担は依然として女性に偏りがちです。夫婦が相互に協力しながら子育てし、地域社会全体で実現することができる社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、事業者とも連携した取組を実施し、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押しします。

4 ひとり親家庭への支援

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023 年 (令和 5)	達成目標 2029 年 (令和 11)
1	ひとり親家庭の正規の職員・従業員の割合 (自営業を含む)	ひとり親の就労支援に関する指標	52.1% (母子世帯) 87.8% (父子世帯)	58.0% (母子世帯) 89.7% (父子世帯)
2	ひとり親家庭(母子世帯)の所得中央値	ひとり親への経済支援に関する指標	138 万円 (貧困線 144 万円) ※令和 4	貧困線(※)を上回る

※貧困線… 世帯の所得を世帯員数の平方根で割った所得の中央値の 1/2 の値

施策の展開 ひとり親家庭への支援

※【再掲】Ⅰ-4-(3)、(4) こどもの貧困対策 保護者の就労支援・経済的支援

働いているひとり親家庭の保護者が、育児休業やこどもの看護休暇など、仕事と両立して安心してこどもを育てられる労働環境の整備を図ります。

また、ハローワーク等と連携し、ひとり親を含む子育てをしている女性等に対するきめ細やかな就職支援及びひとり親家庭の保護者の就業に必要な知識・技能の習得を容易にするため、支援事業を行います。

ひとり親家庭を含めた生活に困難を抱える家庭に対し、就学援助や母子父子寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成などの公的な各種支援についての情報を積極的に提供し、安定的な生活を送れるよう支援します。

更に、ひとり親家庭の重要な収入源となる「養育費」の確保に向けての相談支援や情報提供など、養育費の確保について支援します。

第5章 本市の数値目標等

第1節 計画期間内における児童の推計

『子ども・子育て支援法』においては、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保方策」を設定することとしています。

本市では、これらの基礎データとするため、計画期間内のこどもの推計人口を算出しました。

量の見込みとは・・・

今後、本市において見込まれる各子育て支援サービスの需要量です。

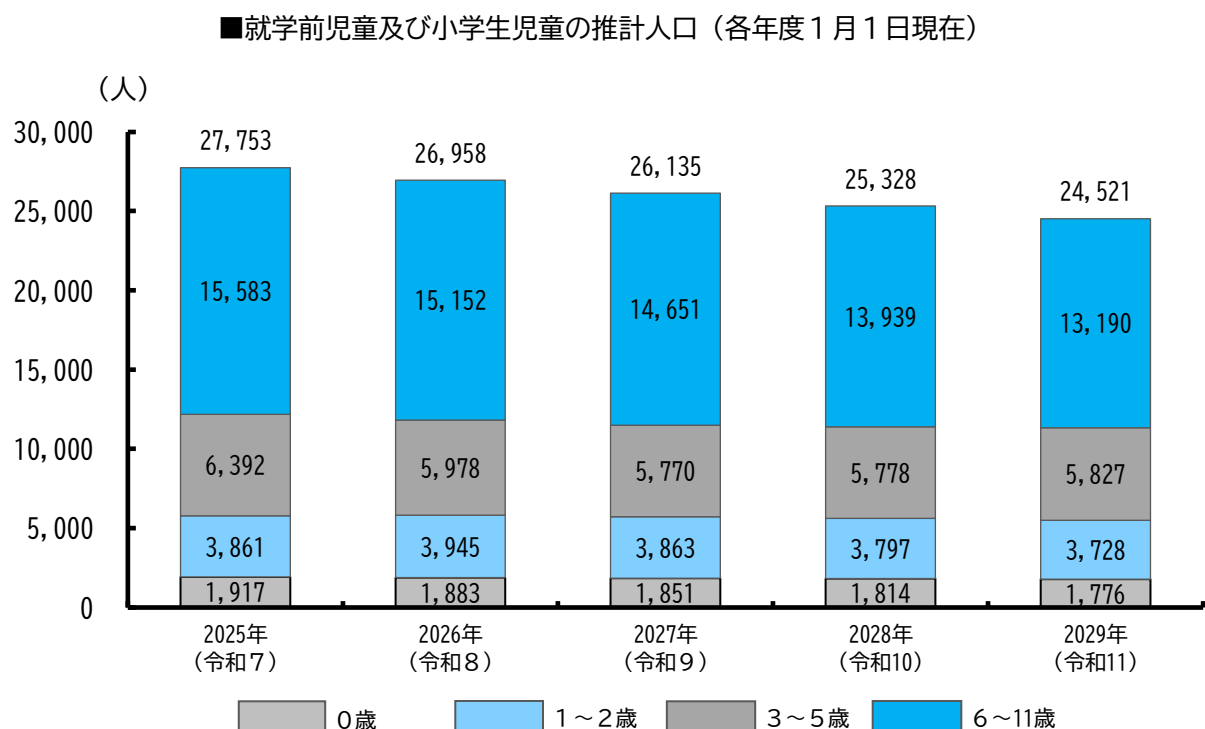
2024（令和6）年度に就学前児童や小学生児童の保護者を対象に実施した市民ニーズ調査の結果や直近の実績値等を参考として算出しています。

確保方策とは・・・

「量の見込み」を満たすために、計画期間内において、市等が提供する各子育て支援サービスの供給量です。

【推計人口の算出方法】

2018（平成30）年度から2023（令和5）年度までの各年度の1月1日現在の住民基本台帳の人口をもとに、コーホート変化率法により算出しました。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

第2節 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、それぞれの利用実態に応じて、こどもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

1. 教育・保育提供区域とは

『子ども・子育て支援法』第 61 条及び同法に基づく基本指針において、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して設定することとしています。

また、『子ども・子育て支援法』において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」は、教育・保育提供区域ごとに記載することとなっています。

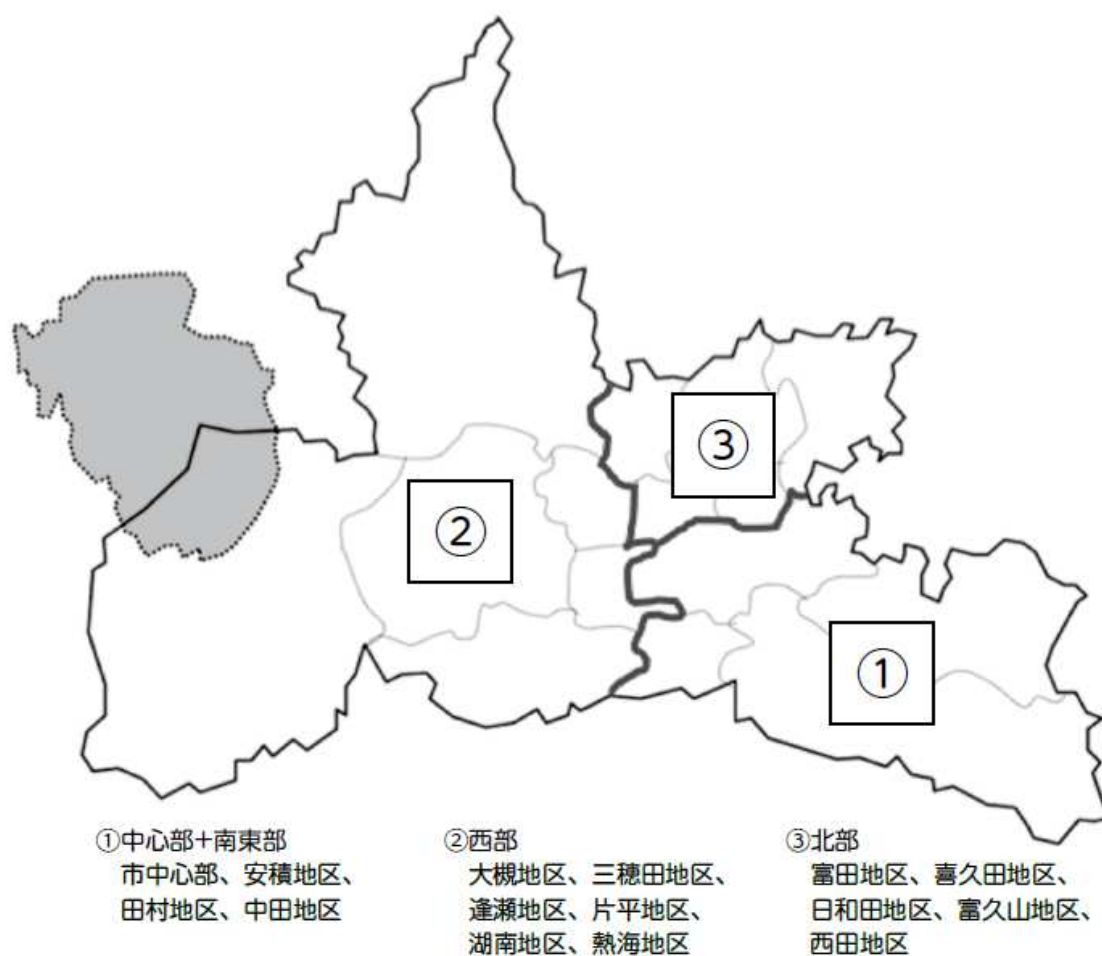
2. 本市における教育・保育提供区域の考え方

本市では、教育・保育提供区域について、以下の4点をポイントとして3つの区域に設定します。

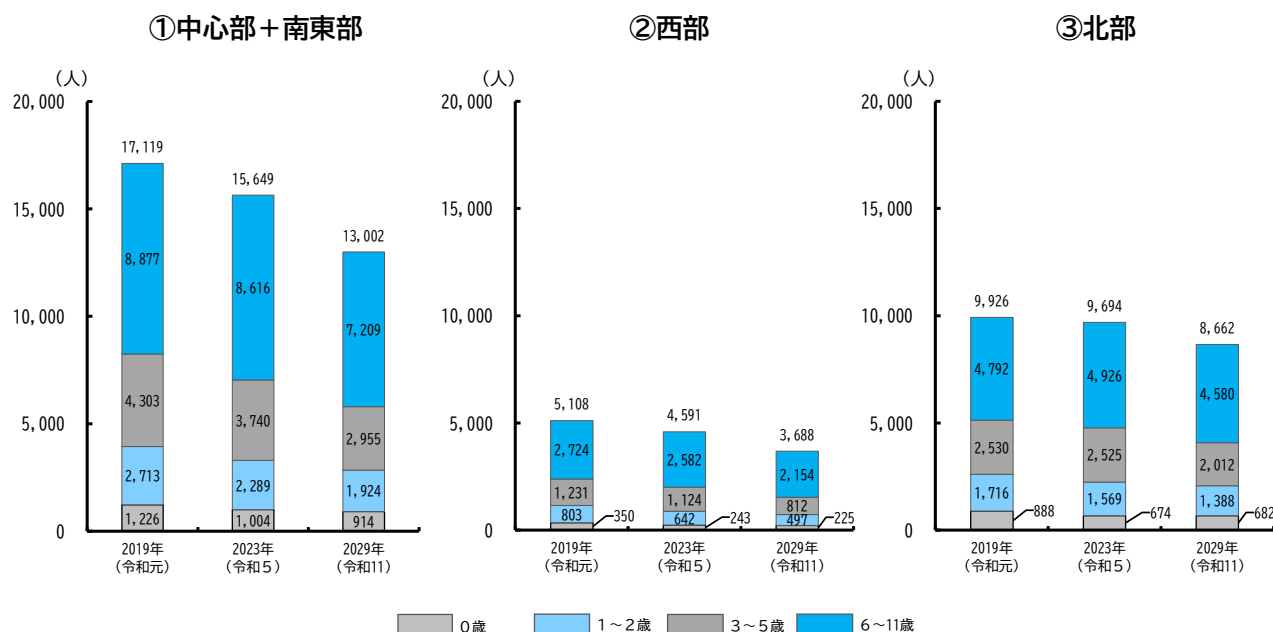
- 1 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定
- 2 現在の保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できるような区域設定
- 3 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定
- 4 利用者の各施設・事業に対する多様なニーズへ対応できるような区域設定

なお、利用者は、居住区域に関わらずどの区域の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）でも利用することができます。

【設定区域】



■就学前児童数及び小学生児童数の推移



3. 各事業等の区域設定

教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なることから、こどもの認定区分ごと又は事業ごとに区域を設定します。

【 事業等ごとの提供区域 】

区分	事業	区域
教育・保育	教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など）	3区域
地域子ども・ 子育て支援事業	利用者支援事業	3区域
	延長保育事業	3区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市全域
	子育て短期支援事業（ショーステイ事業・トワイライツステイ事業）	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	3区域
	一時預かり事業（幼稚園型）	3区域
	一時預かり事業（基本型）	市全域
	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	市全域
	妊婦健康診査事業	市全域
	子育て世帯訪問支援事業	市全域
	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	市全域
	産後ケア事業	市全域
	こども誰でも通園制度	市全域

第3節 教育・保育の量の見込み及び確保方策

本市では、教育・保育提供区域ごとに、5年間の計画期間における教育・保育の支給認定区分に応じた量の見込みと確保方策を以下のとおり定めます。

教育・保育の支給認定とは・・・

教育・保育施設等を利用するために市から受ける認定のことで、希望する施設やこどもの年齢等に応じて3つの区分に分かれています。

【1号認定】

満3歳以上で、幼稚園もしくは認定こども園において幼児教育のみの利用を希望することも。

【2号認定】

満3歳以上で、保護者の就労又は疾病その他の内閣府令に定める事由により、保育を必要とするこども。

この中でも幼稚園もしくは認定こども園において幼児教育を利用するこどもと、保育所もしくは認定こども園において保育を利用するこどもに分かれます。

【3号認定】

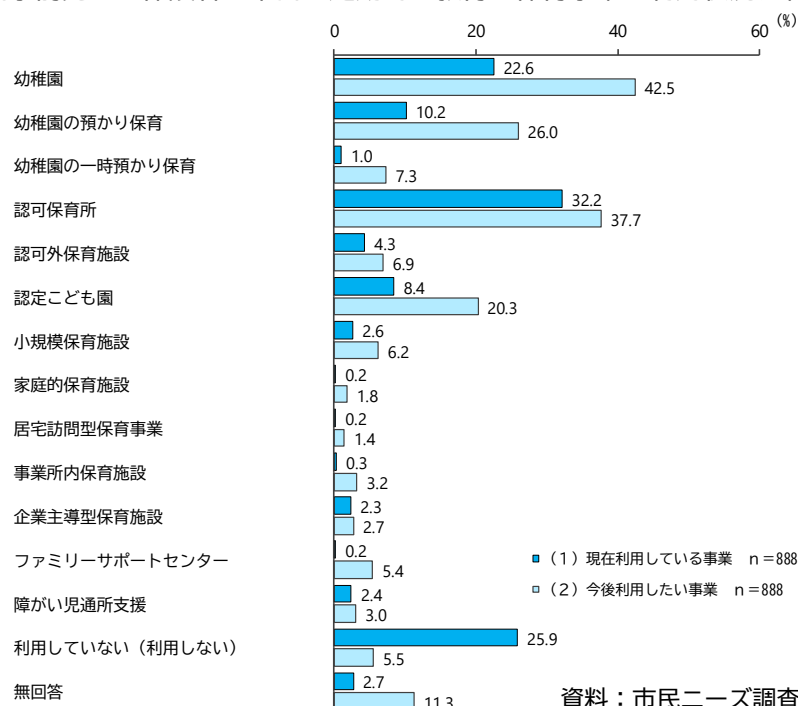
満3歳未満で、2号認定と同様の事由により、保育を必要とするこども。

【量の見込みの考え方】

将来人口推計や施設利用に係るニーズ調査の結果、更に年齢別・地区別の過去の利用実績を踏まえた施設利用率の見込み等を基に、今後の教育・保育施設等の利用児童数を算出します。

就学前児童数が減少する一方で、共働き世帯の増加等に伴い、施設の利用率は、ほぼ横ばい又は微増で推移すると考えられる一方、将来人口推計において、更に少子化が進むことから、全体として、教育・保育の必要量は、減少していく見込みとなっています。

■就学前児童の保護者の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況、利用希望



資料：市民ニーズ調査（2024（令和6）年度）

【 確保方策の考え方 】

2021（令和3）年度以降、4月1日時点における待機児童数はゼロであること及び1号から3号の各地区・各年齢において、総じて保育の供給量が教育・保育の必要量の見込みを上回っており、全体的な供給量は、概ね確保されているものと考えられます。

一方で、保育需要の地域偏在や年度間を通じた待機児童の解消が依然として課題となっていることから、幼稚園からの認定こども園への移行など、既存施設を最大限に活用した受け皿整備を進めるとともに、保育人材の確保に努め、必要な供給量の確保に取り組みます。

1. 1号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み…①	1,547	1,448	1,398	1,400	1,411
中心部＋南東部	807	753	722	716	725
西部	217	194	186	185	186
北部	523	501	490	499	500
確保方策…②	1,560	1,460	1,410	1,410	1,420
中心部＋南東部	815	761	730	722	731
西部	219	196	188	187	187
北部	526	503	492	501	502
過不足 (②－①)	13	12	12	10	9
中心部＋南東部	8	8	8	6	6
西部	2	2	2	2	1
北部	3	2	2	2	2

2. 2号認定（教育利用）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み…①	1,892	1,769	1,708	1,710	1,725
中心部＋南東部	1,156	1,081	1,044	1,045	1,054
西部	288	269	260	260	263
北部	448	419	404	405	408
確保方策…②	1,910	1,780	1,720	1,720	1,740
中心部＋南東部	1,167	1,087	1,051	1,051	1,063
西部	291	271	262	262	265
北部	452	422	407	407	412
過不足(②－①)	18	11	12	10	15
中心部＋南東部	11	6	7	6	9
西部	3	2	2	2	2
北部	4	3	3	2	4

3. 2号認定（保育利用）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み…①	3,100	3,049	2,914	2,889	2,873
中心部＋南東部	1,711	1,683	1,608	1,595	1,586
西部	369	363	347	344	342
北部	1,020	1,003	959	950	945
確保方策…②	3,147	3,147	3,147	3,147	3,147
中心部＋南東部	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718
西部	384	384	384	384	384
北部	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
過不足(②－①)	47	98	233	258	274
中心部＋南東部	7	35	110	123	132
西部	15	21	37	40	42
北部	25	42	86	95	100

4. 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み・・・①	376	365	359	352	344
中心部＋南東部	207	202	198	194	190
西部	45	43	43	42	41
北部	124	120	118	116	113
確保方策・・・②	607	607	607	607	607
中心部＋南東部	332	332	332	332	332
西部	79	79	79	79	79
北部	196	196	196	196	196
過不足（②－①）	231	242	248	255	263
中心部＋南東部	125	130	134	138	142
西部	34	36	36	37	38
北部	72	76	78	80	83

5. 3号認定（1歳）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み・・・①	1,022	999	983	968	952
中心部＋南東部	578	565	556	548	539
西部	122	119	117	115	113
北部	322	315	310	305	300
確保方策・・・②	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
中心部＋南東部	585	585	585	585	585
西部	121	121	121	121	121
北部	319	319	319	319	319
過不足（②－①）	3	26	42	57	73
中心部＋南東部	7	20	29	37	46
西部	▲1	2	4	6	8
北部	▲3	4	9	14	19

6. 3号認定（2歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み…①	1,180	1,176	1,146	1,130	1,123
中心部＋南東部	668	666	649	640	636
西部	140	140	136	134	134
北部	372	370	361	356	353
確保方策…②	1,153	1,153	1,153	1,153	1,153
中心部＋南東部	668	668	668	668	668
西部	143	143	143	143	143
北部	342	342	342	342	342
過不足（②－①）	▲27	▲23	7	23	30
中心部＋南東部	0	2	19	28	32
西部	3	3	7	9	9
北部	▲30	▲28	▲19	▲14	▲11

【 今後の方向性 】

保育需要の地域偏在や年度間を通じた待機児童の解消を図るため、引き続き、幼稚園等からの認定こども園への移行や認可外保育施設からの認可への移行など、既存施設を最大限に活用した受け皿整備を進めてまいります。

一方、少子化の動向を踏まえると、長期的には幼児教育・保育需要の減少が想定されることから、就学前児童数や保育ニーズの状況を踏まえ、公立保育所の規模・立地・設備・周辺環境等を総合的に勘案しながら、今後の公立保育所の再編について、検討してまいります。

※2030（令和12）年3月末をもって公立保育所4施設（桃見台、御代田、針生、鶴見坦）を廃止

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1. 利用者支援事業

【事業概要】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域のこども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【量の見込みの考え方】

基本型・特定型については、ニコニコこども館、東部・南部・北部・西部の各地域子育て支援センター、計5か所において実施します。また、こども家庭センター型は、2024（令和6）年4月に、母子保健機能である「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能である「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、すべての妊産婦、子育て世帯、0～18歳までのお子さんを対象とする包括的な総合窓口である「こども家庭センター」をこども家庭課内に開設し、実施しました。

【確保方策の考え方】

身近な場所で相談できる利点を広く市民に周知するとともに、現状の設置数を維持し、事業を実施します。

<基本型・特定型>

（単位：施設）

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み…①	5	5	5	5	5
中心部+南東部	3	3	3	3	3
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
確保方策…②	5	5	5	5	5
中心部+南東部	3	3	3	3	3
西部	1	1	1	1	1
北部	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
中心部+南東部	0	0	0	0	0
西部	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0

<こども家庭センター型>

(単位：施設)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み…①	1	1	1	1	1
中心部＋南東部	1	1	1	1	1
西部	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0
確保方策…②	1	1	1	1	1
中心部＋南東部	1	1	1	1	1
西部	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0
中心部＋南東部	0	0	0	0	0
西部	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在の設置数を維持し、継続的に事業を実施します。

また、これらの拠点における支援のほか、庁内に保育サービスに関する相談に特化した「保育コンシェルジュ」を設置しており、保護者が適切な保育サービスを選択できるよう情報提供・支援を引き続き行います。

2. 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査において、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭で、認可保育所等を18時30分以降も利用したい人の割合を各年度の推計児童数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

計画策定時（2024（令和6）年度）現在、全89の認可保育施設のうち81施設において延長保育を実施しており、基本的には、これを維持します。

（単位：人）

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み…①	1,114	1,081	1,051	1,043	1,037
中心部＋南東部	548	532	517	513	510
西部	91	89	86	86	85
北部	475	460	448	444	442
確保方策…②	1,180	1,130	1,100	1,100	1,090
中心部＋南東部	580	560	540	540	540
西部	100	90	90	90	90
北部	500	480	470	470	460
過不足（②－①）	66	49	49	57	53
中心部＋南東部	32	28	23	27	30
西部	9	1	4	4	5
北部	25	20	22	26	18

【今後の方向性】

保護者のニーズに対応し、適切に受入枠を確保します。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等を利用する保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用についての一部又は全額及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者が支払うべき給食費のうち、副食費相当分を助成する事業です。

【量の見込みの考え方】

特定教育・保育施設等を利用する保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用を助成する対象者については、生活保護の受給を受けている特定教育・保育施設の入所児童の実績により算出します。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者が支払うべき給食費のうち、副食費相当分を助成する対象者については、年収 360 万円未満世帯の園児の実績及び今後子ども・子育て支援新制度幼稚園への移行を考慮して算出します。

【確保方策の考え方】

量の見込みに対応するよう助成します。

<日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入>

(単位：人)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み・・・①	6	6	6	6	6
確保方策・・・②	6	6	6	6	6
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

<新制度に移行していない幼稚園の副食費相当分>

(単位：人)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み・・・①	466	359	277	213	164
確保方策・・・②	466	359	277	213	164
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

こどもの貧困対策の一環として対象者を確実に把握し実施します。

4. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

幼稚園・保育所等への民間事業者の参入に対する相談支援等を実施することで、多様な事業者による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、専門家による支援チームを新規参入事業者へ派遣し、支援します。

【量の見込みの考え方】

認可外保育施設から認可保育所等への移行、幼稚園から認定こども園への移行等、新規の認可保育施設数を対象とし、近年の実績から推計しています。

【確保方策の考え方】

量の見込みを上回る場合であっても、新規の認可保育施設は当該事業の対象とし、支援します。

(単位：施設)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み…①	0	1	1	1	1
確保方策…②	0	1	1	1	1
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

新規参入事業者への相談支援等を実施することにより、認可保育施設としての適正かつ適切な運営の確保及び保育の質の向上を図ります。

5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

未就学児童の学区別・年齢別の保育利用状況、各学校学年別の児童クラブ利用状況、民間放課後児童クラブ利用状況、保育利用の伸び率、待機児童数見込み等を基に、今後の児童クラブ利用児童数を推計して算出します。

【確保方策の考え方】

就労する保護者の増加による児童クラブのニーズ増に対応するため、放課後の時間が長い低学年（小学1年生～3年生）に待機児童が生じないように、必要な施設整備とともに民間放課後児童クラブとの連携を図り、待機児童解消を目指します。

なお、施設整備にあたっては、各学校の余裕教室活用を最優先としますが、特別支援学級や通級教室が増加している状況を踏まえ、余裕教室が活用できない場合には、近隣の公共施設活用、民間施設の借り上げの順で検討するとともに、近隣の民間放課後児童クラブと連携して受入枠を確保します。

また、待機児童の多くが小学4年生であることを踏まえ、児童クラブ以外の場所においても、高学年の児童が安全で自由に過ごすことができ、成長とともに広がる興味や関心に対応できる様々な居場所の創出に取り組みます。

（単位：人）

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み・・・①	5,364	5,449	5,532	5,406	5,293
低学年	4,274	4,350	4,363	4,187	4,108
1年生	1,633	1,520	1,490	1,473	1,425
2年生	1,427	1,600	1,483	1,419	1,423
3年生	1,214	1,230	1,390	1,295	1,260
高学年	1,090	1,099	1,169	1,219	1,185
4年生	659	671	738	791	764
5年生	282	277	277	274	265
6年生	149	151	154	154	156
確保方策・・・②	5,108	5,188	5,268	5,288	5,288
過不足（②－①）	▲256	▲261	▲264	▲118	▲5

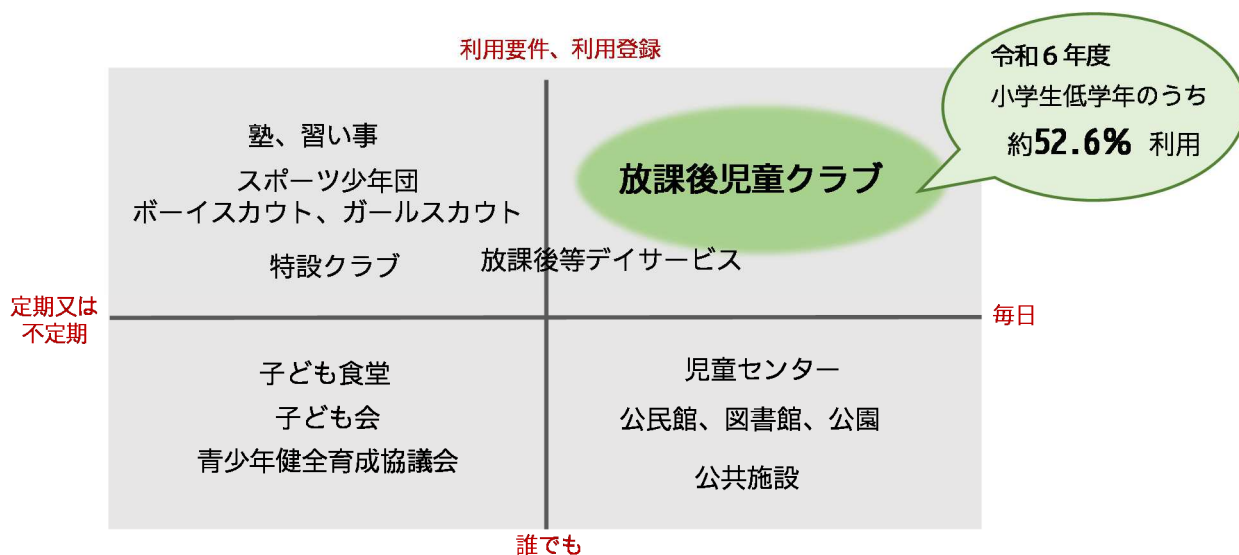
【 今後の方向性 】

低学年に待機児童が生じないよう、宅地造成等により児童数増加が見込まれる地区への対応を進めながら、公共施設の老朽化に対応した施設整備及び適正化を図るとともに、民間放課後児童クラブと連携して受入枠を確保します。

また、放課後児童クラブにおける育成支援及びクラブ運営に係る質の向上のため、放課後児童支援員の人材確保・人材育成、障がい等支援を要する児童への対応や支援体制の確保・充実、利用者の利便性及び満足度向上等を図り、こどもの声を聴き、こどもの視点に立った児童クラブ運営に努めます。

更に、放課後や長期休業期間に、高学年を中心とした児童が安全に過ごすことができる居場所づくりのため、学校や公共施設、地域で活動する団体等との意見交換、他市町村先行事例の調査、相互の連携・協力等に取り組み、多様な居場所づくりを進め、放課後児童クラブの待機児童解消を目指します。

■放課後の居場所



6. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【事業概要】

保護者の疾病、疲労等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、食事の提供など必要な生活の支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の利用日数の実績値の伸び率を勘案し算出します。

【確保方策の考え方】

利用を希望する家庭の状況を勘案し、適切に対応できる支援体制を確保します。

（単位：人日）

	2025年度 （令和7）	2026年度 （令和8）	2027年度 （令和9）	2028年度 （令和10）	2029年度 （令和11）
量の見込み・・・①	237	289	341	393	444
確保方策・・・②	237	289	341	393	444
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

適切にニーズを把握し、安定して支援を提供できるよう、実施可能な施設整備等の検討や事業の周知に努めます。

7. 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

保健師・助産師・看護師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供を行います。

【量の見込みの考え方】

0歳児の推計児童数により算出します。

【確保方策の考え方】

安心して子育てができる支援策として量の見込みに対応できる保健師・助産師・看護師の支援体制を確保し、全戸への訪問に努めます。

（単位：人）

	2025年度 （令和7）	2026年度 （令和8）	2027年度 （令和9）	2028年度 （令和10）	2029年度 （令和11）
量の見込み・・・①	1,917	1,883	1,851	1,814	1,776
確保方策・・・②	1,917	1,883	1,851	1,814	1,776
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

訪問を通して安心して子育てができるよう不安や悩みを聴き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な乳児家庭を把握して、それぞれに寄り添った継続的な支援に努めます。

8. 養育支援訪問事業

【 事業概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を助産師や看護師等が訪問し、こどもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。

【 量の見込みの考え方 】

2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の利用回数の実績値の伸び率を勘案し算出します。

【 確保方策の考え方 】

養育支援が特に必要である家庭を把握し、適切に対応できる体制を確保します。

（単位：件）

	2025 年度 （令和7）	2026 年度 （令和8）	2027 年度 （令和9）	2028 年度 （令和10）	2029 年度 （令和11）
量の見込み・・・①	69	73	78	82	87
確保方策・・・②	69	73	78	82	87
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

虐待リスクを早期に解消するためにも、妊娠期から乳幼児期までの早い段階での助産師や看護師等の家庭訪問による養育の支援を継続して実施します。

9. 地域子育て支援拠点事業

【 事業概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言及びその他の援助を行う事業です。

【 量の見込みの考え方 】

今後の利用見込みに各年度の推計児童数の減少率を乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

ニコニコこども館、東部・南部・北部・西部の各地域子育て支援センター、計5か所において事業を実施し量の見込みに対応する利用体制を確保します。

(単位：人日)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み…①	78,040	76,284	74,529	72,773	71,018
中心部＋南東部	60,603	59,239	57,877	56,513	55,150
西部	6,442	6,297	6,152	6,007	5,862
北部	10,995	10,747	10,500	10,253	10,005
確保方策…②	78,040	76,284	74,529	72,773	71,018
中心部＋南東部	60,603	59,239	57,877	56,513	55,150
西部	6,442	6,297	6,152	6,007	5,862
北部	10,995	10,747	10,500	10,253	10,005
過不足	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

気軽に育児相談や親同士の交流ができる場へのニーズが高いことから、子育ての悩みの解消や家庭内での養育力の向上を推進するため、今後も継続して実施します。

10. 一時預かり事業

【 事業概要 】

保護者の就労、傷病、入院等により家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、主として昼間に、保育所や認定こども園、幼稚園等において、こどもを一時的に預かる事業です。

幼稚園に在園する児童を対象とした「幼稚園型」と保育施設等を利用していない児童を対象とした「基本型」があります。

【 量の見込みの考え方 】

これまでの利用実績とニーズ調査による利用意向を勘案し算出します。

【 確保方策の考え方 】

民間活力の活用などにより、量の見込みに対応する受入枠を確保します。

<幼稚園型>

(単位：人日)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み・・・①	257,254	240,592	232,220	232,542	234,514
中心部＋南東部	156,804	146,648	141,545	141,741	142,943
西部	37,066	34,665	33,459	33,506	33,790
北部	63,384	59,279	57,216	57,295	57,781
確保方策・・・②	257,270	240,610	232,230	232,560	234,530
中心部＋南東部	156,814	146,659	141,551	141,752	142,953
西部	37,068	34,668	33,460	33,509	33,792
北部	63,388	59,283	57,219	57,299	57,785
過不足(②－①)	16	18	10	18	16
中心部＋南東部	10	11	6	11	10
西部	2	3	1	3	2
北部	4	4	3	4	4

<基本型>

(単位：人日)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み・・・①	12,650	12,425	12,112	11,969	11,851
確保方策・・・②	14,398	14,398	14,398	14,398	14,398
過不足(②－①)	1,748	1,973	2,286	2,429	2,547

【 今後の方向性 】

保育施設の整備状況や保育ニーズの変化、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の展開等に伴う利用者数の推移を注視しながら、民間活力の活用などにより、一時預かり事業へのニーズに対応するための受入枠を確保します。

11. 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】

保護者の就労等の理由により、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、病気のこどもを一時的に保育する事業です。

【量の見込みの考え方】

これまでの利用実績とニーズ調査による利用意向を勘案し、算出します。

【確保方策の考え方】

民間活力を活用して、量の見込みに対応する受入枠を確保します。

（単位：人日）

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み…①	2,568	2,493	2,420	2,369	2,321
確保方策…②	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360
過不足(②-①)	792	867	940	991	1,039

【今後の方向性】

感染症の流行や社会情勢の変化などによる需要の変化を注視しながら、民間活力の活用により、病児保育事業へのニーズに対応するための受入枠を確保します。

12. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する方（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

今後の利用見込みに各年度の推計児童数の減少率を乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

量の見込みに対応する援助を行います。

（単位：活動件数）

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み…①	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215
確保方策…②	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

「まかせて会員」を確保する取組を行いながら、安定した提供量の維持に努めます。

13. 妊婦健康診査事業

【事業概要】

医療機関・助産所において妊婦の健康診査を行うことで、母体や胎児の疾病の早期発見、早期治療を推進し、健康の保持増進を図る事業です。

また、妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付とあわせて15回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【量の見込みの考え方】

0歳の推計児童数に、直近3年間（2021（令和3）年～2023（令和5）年）の平均受診回数（12回）を乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

量の見込みに対応する受診機会を確保します。

（単位：人回）

	2025年度 （令和7）	2026年度 （令和8）	2027年度 （令和9）	2028年度 （令和10）	2029年度 （令和11）
量の見込み…①	19,388	17,925	16,462	14,999	13,536
確保方策…②	19,388	17,925	16,462	14,999	13,536
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

早期の妊娠届出を推進し、母子手帳交付の際に適正な妊婦健康診査の受診を勧奨し、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。

14. 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

虐待リスクの高まりを未然に防止することを目的に、家事や育児等に不安や負担を抱える妊産婦がいる家庭、子育て家庭及びヤングケアラーがいる家庭に対し、ホームヘルパーを派遣する事業です。

【量の見込みの考え方】

2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の利用回数の実績値の伸び率を勘案し算出します。

【 確保方策の考え方 】

支援が必要な家庭を把握し、適切に対応できる体制を確保します。

(単位：人日)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み・・・①	347	374	401	428	456
確保方策・・・②	347	374	401	428	456
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

出生数が減少している一方、支援を強く必要とする世帯が一定数あり、養育者の心身の健康と安心して子育てができる環境を整えるため、今後も継続して事業を実施します。

15. 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

【 事業概要 】

市の保健師等が、妊産婦・お子さんの養育者の方に寄り添いながら、訪問・面談等により支援を行う伴走型相談支援を実施して、妊産婦・お子さんの養育者の方の出産・子育てに関する不安の軽減を図ります。併せて、郡山市ベビーファースト給付金として、妊娠時（出産応援給付金）、出産後（子育て応援給付金）を支給します。

【 量の見込みの考え方 】

各年度の推計妊娠届出数に面談回数（3回）を乗じて算出します。

【 確保方策の考え方 】

量の見込みに対応する保健師・助産師の支援体制を確保します。

(単位：回)

	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み・・・①	5,588	5,489	5,396	5,288	5,177
確保方策・・・②	5,588	5,489	5,396	5,288	5,177
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊娠時からの伴走型の相談支援により、支援の必要な妊産婦・子育て世帯を把握して、切れ目のない継続的な支援を実施します。

16. 産後ケア事業

【事業概要】

産後の母親が安心して子育てができるよう、宿泊や日帰り、訪問による母子の心身のケアや、授乳指導・育児相談等のサポートを行う産後ケア事業を実施します。

【量の見込みの考え方】

推計産婦数と、2024(令和6)年度の実績から推計した利用見込み産婦数(全産婦数の約20%)と平均利用日数(約3日)により算出します。

【確保方策の考え方】

各年度の利用見込み産婦数(全産婦の約20%)の受け入れ体制を確保します。

(単位：人日)

	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み…①	1,148	1,128	1,109	1,086	1,064
確保方策…②	1,148	1,128	1,109	1,086	1,064
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

支援を受けたいすべての母親と乳児が産後ケア事業を利用できるよう、利用ニーズに合わせた受け入れ体制の確保を図ります。

17. こども誰でも通園制度

【 事業概要 】

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる制度です。

本市では、本格的な実施に向け、市内8施設において2024（令和6）年度より試行的に実施しています。

【 量の見込みの考え方 】

●●

今後、更新予定

【 確保方策の考え方 】

●●

（単位：人日）

	2025 年度 （令和 7）	2026 年度 （令和 8）	2027 年度 （令和 9）	2028 年度 （令和 10）	2029 年度 （令和 11）
量の見込み・・・①					
確保方策・・・②					
過不足（②－①）					

【 今後の方向性 】

●●

第6章 計画の推進

第1節 計画の進行管理・評価方法

本市では、本計画の適切な進行管理を進めるために、基本目標の達成状況を明確化するとともに、各種施策の効果を検証することができる「アウトカム指標」を各施策の展開ごとに設定し、「郡山市子ども・子育て会議」等において、年度ごとに点検・評価を行います。

また、計画の実施に当たっては、具体的施策である実施計画の進行状況を把握し、バックキャストの視点から PDCA サイクルを回すことで、より効果的な施策の検証を行います。

図解など、掲載予定

第2節 関係機関との連携強化

1. 庁内各部署の連携強化

本計画は、こども関連施策のほか、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、庁内各部署と『こども大綱』の内容や本計画の位置づけ、こどもの権利やこども・若者の意見聴取の意義などを共有し、こども部を中心に部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

2. 関係機関や市民との連携

計画を推進していくためには、児童相談所をはじめ、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体、こども食堂運営団体、若者支援に関わる民間団体等の関係機関との連携・協働が必要です。そのために、官民や専門分野の垣根を越えて、それぞれが持つ強みやスキルを総動員し、同じ目的に向かって協力できる、連携・協働のネットワーク体制の強化に努めます。

また、市民に対する『こども基本法』や計画の理念についての普及・啓発に取り組むとともに、本市の取組について積極的に情報発信し、身近なこどもや若者、子育て当事者の方へ関心を向けてもらうことで、行政だけでなく、地域全体でこどもを育み、若者に寄り添い、子育てを支えるために、地域住民の方との連携に努めます。

資料編

第1節 郡山市子ども・子育て会議

1. 委員名簿

2025（令和7）年3月現在

No.	委員氏名		役職等
1	吾妻 利雄	あづま としお	郡山市認可保育所長会 会長
2	阿部 光浩	あべ みつひろ	郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長
3	伊藤 清子	いとう すがこ	NPO法人郡山市私立保育園連絡協議会 理事長
4	金田 義広	かねだ よしひろ	郡山市PTA連合会副会長
5	小板橋 眞由美	こいたばし まゆみ	公益社団法人福島県看護協会 専務理事
6	佐藤 明宏	さとう あきひろ	福島県臨床心理士会 子育て支援委員会委員長
7	佐藤 一夫	さとう かずお	福島県ユニセフ協会 事務局長
8	佐藤 広美	さとう ひろみ	NPO法人子育て支援コミュニティプチママン 理事長
9	鈴木 綾	すずき りょう	NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク 理事長
10	隅越 誠	すみこし まこと	一般社団法人郡山医師会 理事
11	先崎 洋子	せんざき ようこ	郡山市民生児童委員協議会 児童福祉活動部会部会長
12	高橋 智樹	たかはし ともき	公募委員
13	滝田 良子（会長）	たきた よしこ	郡山市子ども子育て支援企業組合 代表理事
14	竹田 沙織	たけだ さおり	公募委員
15	遠野 馨	とおの かおり	NPO法人しんぐるぺあれんとF・福島 理事長
16	濱津 真紀子（副会長）	はまつ まきこ	福島県弁護士会郡山支部 弁護士
17	福内 浩明	ふくうち ひろあき	福内合名会社 代表社員
18	柳内 祐一	やぎうち ゆういち	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 事務局長
19	安田 洋子	やすた ようこ	NPO法人郡山のびのび福祉会 理事長
20	山上 裕子	やまかみ ゆうこ	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科 教授
21	山田 祐陽	やまだ ゆうひ	公益社団法人福島県栄養士会 管理栄養士
22	渡邊 孝男	わたなべ たかお	日本労働組合総連合会福島県連合会郡山地区連合 事務局長

※五十音順、敬称略

任期：2022（令和4）年8月28日から2025（令和7）年8月27日まで



2. 策定までの経過

開催回	開催日	主な審議内容
	今後の策定経過を踏まえ更新予定	

第2節 児童憲章

制定日：1951（昭和26）年5月5日

制定者：児童憲章制定会議

（内閣総理大臣により招集。国民各層・各界の代表で構成。）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

第3節 郡山市子ども条例

平成 30 年 3 月 26 日公布

平成 30 年 4 月 1 日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、未来を担う子どもたちが生きいきと輝くまちづくりを進める郡山市において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定め、子どもを第一に考えるまちづくりを推進することにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住み、勤め、通学する者、又は市内で活動する個人、法人若しくは団体をいう。
- (4) 学校等関係者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設（以下「学校等」という。）の関係者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもへの支援は、子どもが成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

- 2 子どもへの支援は、子どもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 3 子どもへの支援は、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。
- 4 子どもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

第2章 責務

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもへの支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

- 2 市は、子どもへの支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、子どもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

（学校等関係者の責務）

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、子どもが将来を自ら拓ける「生きる力」を身に付けることができるよう、子どもへの必要な支援に努めるものとする。

2 学校等関係者は、学校等における差別、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、子どもの健やかな成長を支援する活動を行い、子どもへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

第3章 子ども支援のための基本的な施策

第1節 子どもの育成のための支援

（子どもの育ちの支援）

第9条 市は、子どもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、子どもが社会の一員として自立していくことに繋がる施策を講ずるものとする。

（相談支援体制の整備等）

第10条 市は、子どもとその家族の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談をすることができる総合的な相談の体制を構築するものとする。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

第2節 子どもの状況に応じた適切な支援

（障がいのある子どもへの支援）

第11条 市は、障がいのある子どもが健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。

（虐待の予防等に関する取組）

第12条 市は、虐待のないまちを目指し、子どもの虐待の予防及び早期発見その他子どもの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けている子ども又はそのおそれがある子どもに対し、決して尊い命が奪われることがないように、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、子どもの明るい未来の実現のために最善の策を講ずるものとする。

（いじめ及び体罰の防止等に関する取組）

第13条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

（不登校及びひきこもりに関する取組）

第14条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

（経済的に困難な事情にある家庭の子どもへの支援）

第15条 市は、経済的に困難な事情にある家庭に生まれ育ったことによって子どもの将来が左右されることのないよう、これらの子どもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

（全ての子どもへの適切な支援）

第16条 市は、第11条から第15条までに定めるもののほか全ての子どもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うものとする。

第3節 子育て家庭への支援

（様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援）

第17条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、子どもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。

（切れ目のない子育て支援）

第18条 市は、市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、

出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を講ずるものとする。

第4章 子どもを第一に考えるまちづくりの推進

(子どもへのわかりやすい情報提供)

第19条 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行う子どもへの支援に関する施策や取組等について、子ども自身が理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、子どもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

(意見表明や社会参加の促進)

第20条 市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの意見表明などの社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、子どもへの支援に関する保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第22条 市は、子どもへの支援に関する施策の推進に関し、必要に応じ、調査及び研究を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第4節 郡山市保育・幼児教育ビジョン

こどもの保護者、こども支援関係事業者及び学識経験者等で構成される郡山市子ども・子育て会議における審議及びパブリックコメント手続きを経て、持続可能かつ質の高い保育・幼児教育を実現するための基本方針である『郡山市保育・幼児教育ビジョン』を2021（令和3）年11月に策定しました。

『郡山市保育・幼児教育ビジョン』本編は、
郡山市公式ウェブサイトから



第5節 子ども・若者育成支援公民協働ワークショップ

〈参加所属・団体一覧〉

No.	市庁内所属
1	市民部男女共同参画課
2	保健福祉部保健福祉総務課
3	保健福祉部生活支援課
4	保健福祉部障がい福祉課
5	保健福祉部地域包括ケア推進課
6	保健福祉部保健所 保健・感染症課
7	こども部こども総務企画課
8	こども部こども家庭課
9	産業観光部産業雇用政策課
10	教育総務部生涯学習課
11	学校教育部総合教育支援センター

No.	民間団体等
1	NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク
2	福島県ひきこもり相談支援センター
3	NPO法人キャリアデザイナーズ
4	県中県南地域若者サポートステーション
5	NPO法人ビーンズふくしま
6	よりあいコミュニティソーシャルワークス
7	チャイルドラインこおりやま
8	フリースクールトレラー
9	NPO法人ウィメンズスペースふくしま
10	NPO法人ソーシャルデザインワークス
11	NPO法人ホールアース自然学校福島校
12	公益財団法人星総合病院こども事業部・大町キッズベース
13	助産院まんまる御母屋
14	一般社団法人オープンデータラボ
15	福祉まるごと相談窓口中央エリア担当（郡山市社会福祉協議会）
16	福祉まるごと相談窓口北東エリア担当（公益財団法人星総合病院）
17	福祉まるごと相談窓口南西エリア担当（社会医療法人あさかホスピタル）

(仮称) 郡山市こども計画
2025（令和7）年3月

■発行 郡山市

■編集 郡山市こども部こども総務企画課
〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

TEL：024-924-3801

FAX：024-924-3802